

中小企業・小規模事業者向け制度資金

# 融資事務の手引き

令和7年度版

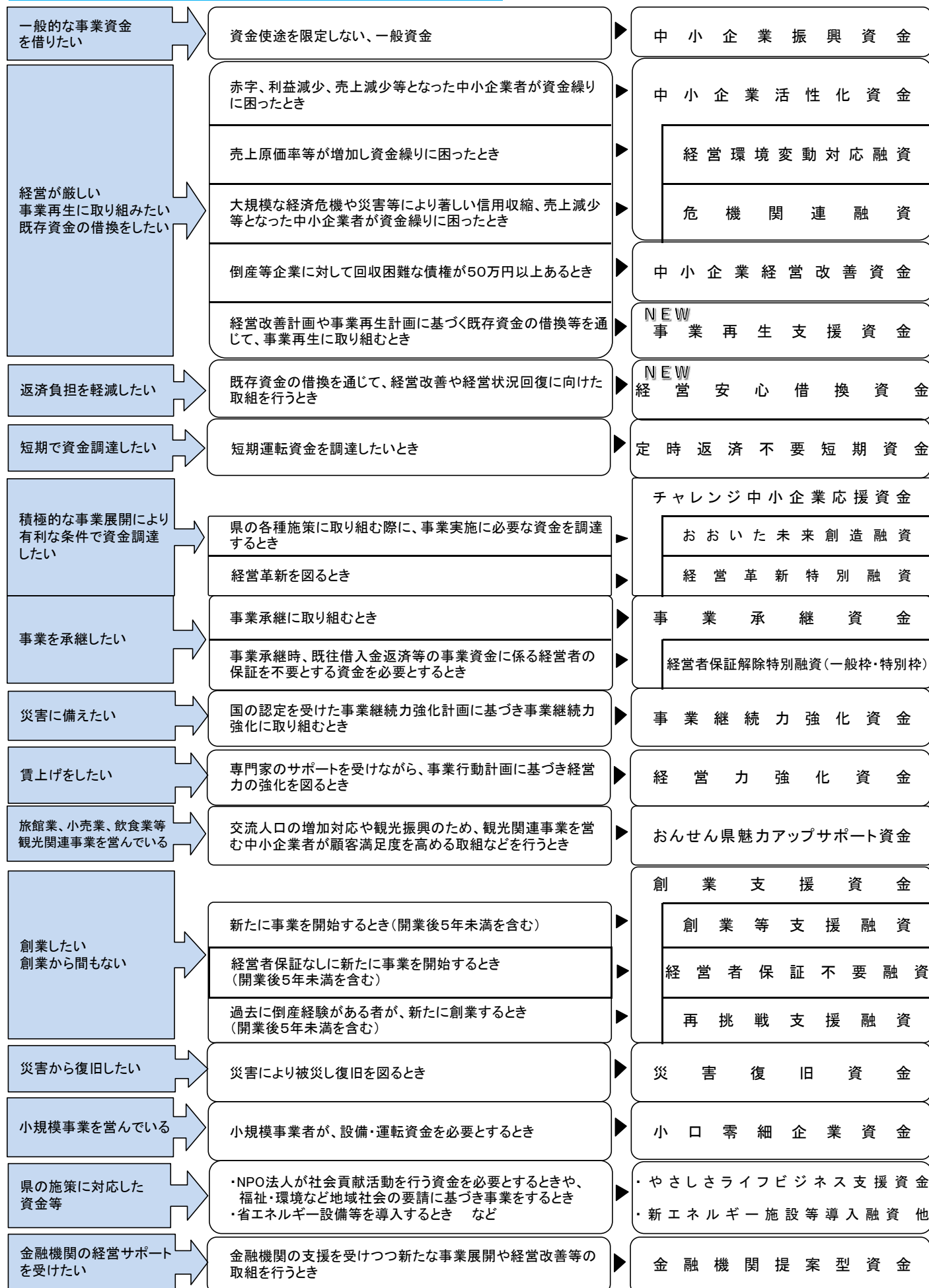
大分県商工観光労働部

経営創造・金融課

# 目 次

○こんなときにご利用できます	1
○令和7年度の主な改正点	2
○制度資金一覧	3
<b>I 大分県制度資金の概要</b>	
1. 県制度資金とは	6
2. 資金の種類	6
3. 融資対象者	6
4. 融資対象（資金使途）	8
5. 融資条件	8
6. ご利用方法	11
7. 融資申込みに必要な書類	11
8. 責任共有制度について	12
9. セーフティネット保証について	12
<b>II 各資金の概要</b>	
1. 中小企業振興資金	15
2. 中小企業活性化資金	17
3. 中小企業経営改善資金	20
4. 経営安心借換資金	31
5. 事業再生支援資金	33
6. 定時返済不要短期資金	35
7. チャレンジ中小企業応援資金	37
8. 事業承継資金	41
9. 事業継続力強化資金	44
10. おんせん県魅力アップサポート資金	46
11. 経営力強化資金	49
12. 創業支援資金	52
13. 災害復旧資金	68
14. 小口零細企業資金	71
15. 地域産業振興資金	74
16. // (やさしさライフビジネス支援資金)	88
17. 金融機関提案型資金	91
<b>III その他様式</b>	
商工団体調査意見書（全資金共通）	94
【参考】セーフティネット保証関係	95
<b>IV 関係機関・団体等一覧</b>	125

# こんなときにご利用できます



# 令和7年度の主な改正点

## 1. 経営安心借換資金の創設

既往借入金の借換えを通じて、経営改善等を目指す事業者の資金繰り支援

## 2. 事業再生支援資金の創設

事業再生計画等に基づく既往借入金の借換え等を通じて、事業再生を目指す事業者の資金繰り支援

## 3. 事業承継資金の保証料率引下げ

一般融資及び特定経営承継関連融資：0.25%→0.15%、経営者保証解除特別融資：0.15%→0.05%

## 4. 経営安定関連保証2号、4号及び5号の様式例の変更

令和6年7月以降におけるセーフティネット保証の運用見直し等に伴い、認定書の様式例を一部改正

一般資金（融資対象者を限定しない資金）

区分	資金名	融資対象者	融 資 条 件					担 保 等	指定金融機関
			融資限度額	融資期間（うち据置期間）	融資利率	保証料率	その他の条件		
一般	中小企業振興資金	県内で、保証対象事業を行っている中小企業者又は組合	設備・運転 企業 組合 8,000万円 1億円	10年以内(1年以内)	(基準利率) 1年以内 1.9% 5年以内 2.2% 7年以内 2.4% 10年以内 2.6%	(保証料率A) 年 1.15%以内	—	保証人は、必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。 ※3 担保は、必要に応じて徴求する。	大分銀行・豊和銀行・ 大分信用金庫・大分みらい信用金庫・ 日田信用金庫・大分県信用組合・ 商工中金・伊予銀行・福岡銀行・ 西日本シティ銀行・肥後銀行・ 筑邦銀行・北九州銀行・宮崎銀行

特別資金（県が特定の施策を推進するために融資対象者を限定し、一般資金よりも低利で設定している政策資金）

区分	資金名	融資対象者	融 資 条 件					担 保 等	指定金融機関	
			融資限度額	融資期間（うち据置期間）	融資利率	保証料率	その他の条件			
状況 対策 ・ 資 金 繰 り 支 援	中小企業活性化資金	次のいずれかに該当する者 ・直近の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じ、又は損失が確定と見込まれる ・最近3か月以上の売上高が、前年同期に比し5%以上減少している ・直近の決算期において、前年と比し経常利益が10%以上減少し又は減少が確定と見込まれる ・製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない	設備・運転 8,000万円	10年以内(1年以内)	(特別利率B) 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	(保証料率C) 年 0.75%以内	—	大分銀行・豊和銀行・ 大分信用金庫・大分みらい信用金庫・ 日田信用金庫・大分県信用組合・ 商工中金・伊予銀行・福岡銀行・ 西日本シティ銀行・肥後銀行・ 筑邦銀行・北九州銀行		
		経営環境変動対応融資	次のいずれかに該当する者 ・最近3か月の売上原価率等(売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合)が前年同期に比べ増加している ・最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込み	運転 8,000万円	10年以内(1年以内)	(特別利率H) 5年以内 1.5% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	年 0.0%	—	大分銀行・豊和銀行・ 大分信用金庫・大分みらい信用金庫・ 日田信用金庫・大分県信用組合・ 商工中金・北九州銀行・宮崎太陽銀行・ 西日本シティ銀行・福岡銀行・肥後銀行・ 伊予銀行	
		危機関連融資	中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定を受けた中小企業者	設備・運転 2億8,000万円	10年以内(2年以内)	別に定める	別に定める	市町村の認定書が必要※1	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日田信用金庫・ 大分県信用組合・商工中金・ 北九州銀行・伊予銀行	
	中小企業経営改善資金	①特定中小企業者(国、県指定の再生手続開始申立等企業に対し売掛金等を有する中小企業者) ②被疑金融機関関連中小企業者	運転 2,500万円	10年以内(1年以内)	(特別利率F) 7年以内 1.6% 10年以内 1.8%	(保証料率C) 年 0.75%以内	市町村等の認定書等が必要※1	保証人は、必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。 ※3 担保は、必要に応じて徴求する。	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日田信用金庫・ 大分県信用組合・商工中金・ 北九州銀行・伊予銀行	
		③特定取引中小企業者(再生手続開始申立等小規模企業者に対し取引条件の改善を行う者) ④再建中小企業者 ⑤再生支援中小企業者	運転 5,000万円	10年以内(2年以内)	年 0.25%	—	—	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日田信用金庫・ 大分県信用組合・商工中金・ 北九州銀行・伊予銀行		
	NEW 経営安心借換資金	NEW 経営安心借換資金	既往借入金の借換えを行う者で、以下のいずれかの認定等を受けたもの ①セーフティネット保証5号 ②最近1か月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月比で5%以上減少しているもの ③最近1か月の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算の同指標と比較して5%以上減少しているもの ④直近決算の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算前期の同指標と比較して5%以上減少しているもの	設備・運転 2億8,000万円	15年以内(5年以内)	(特別利率F) 7年以内 1.8% 10年以内 1.8% 15年以内 2.2%	(保証料率E) 年 0.65%以内	市町村の認定書や「売上高減少要件確認書」等が必要	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日田信用金庫・ 大分県信用組合・商工中金・西日本シ ティ銀行・肥後銀行・筑邦銀行・北九州 銀行・宮崎太陽銀行・横浜率銀信用組 合・愛媛銀行	
		NEW 事業再生支援資金	経営サポート会議による検討等に基づき作成又は決定された経営改善計画や事業再生計画を策定し、当該計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者	設備・運転 2億8,000万円(別枠)	15年以内(3年以内)	年 0.15%	—	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日田信用金庫・ 大分県信用組合・商工中金・西日本シ ティ銀行・肥後銀行・筑邦銀行・北九州 銀行・横浜率銀信用組合		
	定期返済不要短期資金	短期の資金繰りに必要な資金を調達しようとする者	運転 5,000万円	1年以内 (ただし、金融機関等の審査により当初借入から起算して最長5年間継続利用可能)	年 1.8%	年 0.15%	—	大分銀行・豊和銀行・ 大分信用金庫・大分みらい信用金庫・ 日田信用金庫・大分県信用組合・ 伊予銀行・福岡銀行・北九州銀行・ 宮崎太陽銀行・横浜率銀信用組合・肥 後銀行・西日本シティ銀行		
	前 向 き な 取 組 支 援 等	チャレンジ中小企業応援資金	おおいた未来創造融資	下記制度の審査通過や認定、採択を受け、研究開発や事業化を行う者 ・大分地域牽引企業創出事業 ・OITAゼロイチ(一次審査通過) ・アクセラレーションプログラム ・アトツギベンチャー創出支援事業 他 ※5	設備・運転 2億8,000万円	設備 15年以内(2年以内) 運転 10年以内(1年以内)	7年以内 1.8%以内 10年以内 2.0%以内 15年以内 2.4%以内	年 0.35% ※2	県の認定書、補助金交付決定通知書が必要※6	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日田信用金庫・ 大分県信用組合・商工中金・西日本シ ティ銀行・肥後銀行・筑邦銀行・北九州 銀行・宮崎太陽銀行・横浜率銀信用組 合
			経営革新特別融資	付加価値が相当程度向上するような経営革新を図る者	設備 15年以内(1年以内) 運転 10年以内(1年以内)	7年以内 1.8% 10年以内 2.0% 15年以内 2.4%	年 0.2%	経営革新計画の承認が必要※1	保証人は、必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。 ※3 担保は、必要に応じて徴求する。	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日田信用金庫・ 大分県信用組合・商工中金・ 北九州銀行・伊予銀行
事業承継資金		事業承継資金	①中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下、「経営承継円滑化法」という。)第12条第1項各号の規定による認定を受けた中小企業者等 ②経営承継円滑化法施行規則第17条第1項の規定による確認を受けた中小企業者 ③事業引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援を受けた事業承継計画に基づき承継を行う者 ④M&Aにより事業承継を行う者 ⑤中小企業活性化協議会又は保証協会や金融機関等が承認した事業再生計画等に基づき事業を譲渡しようとする県内企業から事業承継を行う者	設備・運転 2億8,000万円	設備 15年以内(1年以内) 運転 10年以内(1年以内)	(特別利率B) 7年以内 1.8% 10年以内 2.0% 15年以内 2.4%	年 0.15% ※2	県の認定書、確認書又は事業計画書等が必要※1	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日田信用金庫・ 大分県信用組合・商工中金・ 北九州銀行・伊予銀行	
		特定経営承継関連融資	経営承継円滑化法第12条第1項第1号イの規定による認定を受けた中小企業者の代表者	—	10年以内 1.8%	—	—	—	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日田信用金庫・ 大分県信用組合・商工中金・ 北九州銀行・伊予銀行	
		経営者保証解除特別融資(一般枠)	事業承継時、既往借入金返済等の事業資金に係る経営者保証を不要とするため、一定の要件を満たしていることについて経営者保証コーディネーターの確認を受けた中小企業者	—	10年以内(1年以内)	15年以内 2.2%	年 0.05% ※2	—	保証人不要。 担保は、必要に応じて徴求する。	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日田信用金庫・ 大分県信用組合・商工中金・ 北九州銀行・伊予銀行
経営者保証解除特別融資(特別枠)		事業承継時、既往借入金返済の事業資金に係る経営者保証を不要とするため、一定の要件を満たしていることについて経営者保証コーディネーターの確認を受けた中小企業者	運転 2億8,000万円(別枠)	—	—	—	—	—	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日田信用金庫・ 大分県信用組合・商工中金・ 北九州銀行・伊予銀行	
事業継続力強化資金		国の認定を受けた事業継続力強化計画に基づき事業継続力強化に取り組む者	設備・運転 2億8,000万円	設備 15年以内(1年以内) 運転 10年以内(1年以内)	年 0.25%	—	国の認定書が必要※1	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日田信用金庫・ 大分県信用組合・商工中金・ 北九州銀行・伊予銀行		
おんせん県魅力アップサポート資金		宿泊業、飲食店、小売業、温泉施設、バス業、タクシー業、レンタカー業、その他交流人口の増加への対応、観光振興のため必要であると知事が特に認める取組を行う者	設備・運転 2億8,000万円	設備 15年以内(2年以内) 運転 10年以内(1年以内)	(特別利率B) 7年以内 1.8% 10年以内 2.0% 15年以内 2.4%	年 0.15%	—	保証人は、必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。 ※3 担保は、必要に応じて徴求する。	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日田信用金庫・ 大分県信用組合・商工中金・ 北九州銀行・肥後銀行・伊予銀行	
経営力強化資金	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら買上げの目標設定を含む事業行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者	設備・運転・借換 2億8,000万円	設備 7年以内(1年以内) 運転 5年以内(1年以内) 借換 10年以内(1年以内)	7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	年 0%	—	利用者は事業行動計画の進捗状況等を金融機関へ報告する必要がある。	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日田信用金庫・ 大分県信用組合・肥後銀行・筑邦銀行・ 北九州銀行・西日本シティ銀行・愛媛銀 行・伊予銀行		

## 特別資金（県が特定の施策を推進するために融資対象者を限定し、一般資金よりも低利で設定している政策資金）

区分	資金名	融資対象者	融 資 条 件					担保等	指定金融機関			
			融資限度額	融資期間(うち据置期間)	融資利率	保証料率	その他の条件					
創業支援	創業支援資金	創業等支援融資	設備・運転 3,500万円	10年以内(1年以内)	(特別利率F)	年 0.35% ※2	-	保証人は、必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。※3担保不要。	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・大分みらい信用金庫・日田信用金庫・大分県信用組合・商工中金・北九州銀行・伊予銀行・肥後銀行			
		経営者保証不要融資			7年以内 1.6%					年 0.55% ※2		
		再挑戦支援融資			10年以内 1.8%					年 0.35% ※2		
災害復旧	災害復旧資金	一般融資	設備・運転 8,000万円	10年以内(2年以内)	(特別利率F)	7年以内 1.6%	年 0.25%	市町村の証明書が必要※1	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・大分みらい信用金庫・日田信用金庫・大分県信用組合・商工中金・北九州銀行・肥後銀行・伊予銀行			
		知事指定災害融資	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	保証人は、必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。※3担保は、必要に応じて徴求する。				
事業規模	小口零細企業資金	普通貸付	従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)の小規模企業者、事業協同小组等			(特別利率C)	(保証料率D)	既存の保証付き融資残高との合計が、2,000万円までに限る。	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・大分みらい信用金庫・日田信用金庫・大分県信用組合・伊予銀行・福岡銀行・西日本シティ銀行・北九州銀行			
		個人向け無担保無保証人貸付	従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)の小規模企業者、事業協同小组等	設備・運転 2,000万円	10年以内(1年以内)	1年以内 1.5%	年 0.7%					
県の施策対応等	地域産業振興資金	低燃費車両等導入融資	陸運局の貨物自動車運送事業の許可又は登録を受けた者であって、以下のいずれかに該当する車両を導入するもの。ただし、導入する車両は、直接運送事業の用に供するものに限る イ 国土交通省がエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づいて定める最新の燃費基準を達成した車両 ロ 電気自動車、燃料電池自動車、水素エンジン自動車、天然ガス自動車 ハ その他排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両として知事が特に認めたもの	設備 8,000万円		(特別利率B)	7年以内 1.8%	年 0.15%	保証人は、必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。※3担保は、必要に応じて徴求する。	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・大分みらい信用金庫・日田信用金庫・大分県信用組合・福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・伊予銀行		
		新エネルギー施設等導入融資	新エネルギー施設や省エネルギー設備、自家発電設備、生産性の向上に資する設備を導入する者	設備・運転 2億8,000万円	10年以内(1年以内)	(特別利率H)	5年以内 1.5%	7年以内 1.8%			10年以内 2.0%	
		健康経営事業者融資	健康経営優良法人認定、または、健康経営事業所の認定を受けた者(初回認定から5年以内に限る)	設備・運転 8,000万円		(特別利率A)	2.1%	(保証料率B)			年 0.85%以内	
		優良産業廃棄物処理業者融資	優良産業廃棄物処理業者認定、または、おいた優良産業廃棄物処理業者評価制度の認定を受けた者(初回認定から5年以内に限る)	企業組合 1億円								
		耐震化促進融資	改正耐震改修促進法により、耐震診断が義務付けられた者等	設備・運転 2億8,000万円	20年以内(2年以内)	(特別利率D)	5年以内 1.0%	10年以内 1.2%			15年以内 1.6%	20年以内 2.2%
		やさしさライフビジネス支援資金	女性や高齢者などの創業や雇用の場を提供する事業・福祉・環境等の社会的な事業や過疎地域等において地域性を活かした事業を行う者 ・社会貢献度の高い事業を行うNPO法人	設備 500万円 運転 500万円 NPO法人つなぎ融資 1,000万円	設備10年以内(1年以内) 運転10年以内(1年以内) NPO法人つなぎ融資1年以内	大分県信用組合 短期プライムレート	-	-			-	担保・不要 保証人 (法人)代表者のみ (個人)1名必要

◎ご利用にあたっての詳細な融資条件などは、各資金の制度要綱・制度要領をご確認ください。

※1 経営革新計画、国・県の認定書、確認書及び事業計画書等については、県経営創造・金融課にお問い合わせください。 ※2 大分県信用保証協会の割引後の保証料率です。 ※3 「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乗せを行う場合に経営者を保証人としないことができます。

※4 条件変更により追加して発生する保証料(国補助分)については、利用者負担となります。 ※5 対象施策については県ホームページをご確認ください。 ※6 各事業の証明書については事業を実施する事務局にお問い合わせください。

## 金融機関提案型資金

資金名	融資対象者	融 資 条 件					担保等	指定金融機関
		融資限度額	融資期間(うち据置期間)	融資利率	保証料率	その他の条件		
金融機関提案型資金	新たな事業展開や経営改善等前向きな取組を行う者等(下段を参照)	指定金融機関所定	指定金融機関所定	指定金融機関所定	信用保証協会所定	指定金融機関所定	指定金融機関所定	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・大分みらい信用金庫・日田信用金庫・大分県信用組合
<b>創業</b>	<b>おおいたチャレンジ応援ファンド</b> 【取扱金融機関 (株)大分銀行】	<b>女性創業</b> 【取扱金融機関 大分信用金庫】	<b>女性創業応援ローン</b> 【取扱金融機関 大分信用金庫】	<b>日田玖珠・地場産業</b> 【取扱金融機関 日田信用金庫】	<b>地場産業応援融資</b> 【取扱金融機関 日田信用金庫】			
【融資対象】創業する方(第二創業・事業承継)、創業2年以内の中小企業者 【借入金額】1,000万円以内 【融資期間】7年以内(据置2年以内) 【協会保証】不要 【サポート】事業計画策定支援、商談会等販路拡大支援、人材育成支援等	【融資対象】女性起業家の方(第二創業、創業後3年以内の方を含む) 【借入金額】500万円以内 【融資期間】設備資金：10年以内(据置1年以内) 【協会保証】不要 【サポート】おおいたスタートアップセンター等との連携、外部専門家派遣・セミナー等のご案内等	【融資対象】日田玖珠地域で地元の色を活かした商品づくりを行っている製造業者 【借入金額】3,000万円以内 【融資期間】設備資金：10年以内 運転資金：5年以内 【協会保証】個別判断 【サポート】事業計画・経営改善計画策定支援、外部専門家派遣、ビジネスマッチング支援等						
<b>創業・新事業</b>	<b>ほうわ地方創生支援資金(創業・新事業)</b> 【取扱金融機関 (株)豊和銀行】	<b>成長支援</b> 【取扱金融機関 大分信用金庫】	<b>成長応援ローン</b> 【取扱金融機関 大分信用金庫】	<b>日田玖珠・創業</b> 【取扱金融機関 日田信用金庫】	<b>新事業展開応援融資</b> 【取扱金融機関 日田信用金庫】			
【融資対象】創業する方(事業開始後1年以内の中小企業者)、新事業展開を図る方 【借入金額】3,000万円以内 【融資期間】設備資金：10年以内 運転資金：7年以内 【協会保証】不要 【サポート】事業計画作成支援、マーケティング・マネジメント知識等の提供、販路拡大支援等	【融資対象】事業拡大・新事業展開に取り組む方 【借入金額】3,000万円以内 【融資期間】設備資金：10年以内(据置1年以内) 【協会保証】不要 【サポート】事業計画作成支援、販路開拓支援、外部支援機関による事業計画進捗管理等	【融資対象】日田玖珠地域で創業する方 【借入金額】1,000万円以内 【融資期間】設備資金：10年以内 運転資金：5年以内 【協会保証】個別判断 【サポート】事業計画・経営改善計画策定支援、外部専門家派遣、ビジネスマッチング支援等						
<b>成長産業</b>	<b>ほうわ成長産業支援資金</b> 【取扱金融機関 (株)豊和銀行】	<b>公的施策関連</b> 【取扱金融機関 大分みらい信用金庫】	<b>チャレンジ企業応援融資</b> 【取扱金融機関 大分みらい信用金庫】	<b>創業・新事業</b>	<b>けんしん成長サポート資金"成るサポ"</b> 【取扱金融機関 大分県信用組合】			
【融資対象】観光・医療・介護・環境・エネルギー、食品製造・加工関連産業を営む中小企業者 【借入金額】2億円以内 【融資期間】設備資金：15年以内 運転資金：7年以内 【協会保証】不要 【サポート】販路拡大支援、コンサルティング支援、国・県の補助金・施策情報のご案内等	【融資対象】国・県・市町村の①認定・認証等を受けて行う事業、②補助金等を利用して行う事業 ③重点事業等に関連する事業に取り組む方、④専門家による経営指導を受けている方 ⑤みらいビジネスマッチングサービスを利用している方 【借入金額】5,000万円以内 【融資期間】10年以内(据置1年以内) 【協会保証】個別判断 【サポート】国・県等の施策情報提供、補助金等申請支援、販路拡大、企業連携支援等	【融資対象】創業、ものづくり、新事業展開を行う方 【借入金額】3,000万円以内 【融資期間】設備資金：15年以内 運転資金：7年以内 【協会保証】不要 【サポート】事業計画策定支援、補助金・経営革新等申請支援、事業計画実行支援等						

# I 大分県制度資金の概要

## 1 県制度資金とは

県では、中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化を図るため、各種制度資金を運営しています。県は、金融機関に対して県制度資金の貸付原資の一部を預託し、金融機関はこれに金融機関の資金を加えて融資を行います。

また、制度資金を利用する際は、信用保証協会による保証制度の利用が必要ですが（一部資金を除く）、県は信用保証協会に対して保証料補助を行うことで、中小企業等が負担する保証料率を引き下げています。

融資審査は、金融機関と信用保証協会が協議して行い、融資実行の際は県が決定した融資条件が適用されます。

## 2 資金の種類

対象者等を限定しない一般資金と、県の特典施策を推進するために設定した特別資金があります。

- ・一般資金・・・中小企業振興資金
- ・特別資金・・・その他の資金

## 3 融資対象者

各資金ごとの融資対象者の要件に該当するほかに、以下のとおり信用保証協会の保証対象となる中小企業者又は組合であることが必要です。

### ①事業規模

業種ごとに常時使用する従業員数又は資本金のいずれか一方が該当していることが必要です。

（一部例外となる資金あり）

業 種	資 本 金	従 業 員
製造業、その他（下記業種除く）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下
小売業を主たる事業とする特定非営利活動法人	—	50人以下
卸売業又はサービス業を主たる事業とする特定非営利活動法人	—	100人以下
その他の特定事業を行う特定非営利活動法人	—	300人以下

※家族従業員、臨時使用人、会社役員は従業員に含まない。



※小規模企業者…中小企業者のうち、常時使用する従業員が20人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者は5人）以下の会社及び個人で、特定事業<sup>（注）</sup>を行うものをいう。（宿泊業及び娯楽業は20人以下）

（注）特定事業とは、次に掲げる業種以外の業種に属する事業をいう。

イ）農業 ロ）林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く） ハ）漁業 ニ）金融・保険業（一部金融業および保険媒介代理業、保険サービス業を除く）

○組合…制度資金の融資対象となる組合は、次のうち中小企業信用保険法に規定するもので、特定事業を行う者に限ります。

イ）事業協同組合、事業協同小組合及びこれらの連合会 ロ）企業組合 ハ）協業組合 ニ）商工組合及びその連合会 ホ）商店街振興組合及びその連合会 ヘ）生活衛生同業組合、同小組合及びその連合会 ト）酒造組合、その連合会及び中央会 チ）酒販組合、その連合会及び中央会 リ）内航海運組合及びその連合会など中小企業信用保険法に規定する者。

## ②事業実績

県内で保証対象事業を営んでいる必要があります。

※創業支援資金等保証対象事業を営んでいなくても利用できるものもあります。

## ③業種

下記のとおり、業種により制度資金を利用できない場合があります。

また、許認可等を必要とする事業を営む方は許認可等を受けていることが必要です。

### ※制度資金の利用対象とならない業種

農林漁業、投機的事業、金融業、保険業（一部金融業及び保険媒介代理業、保険サービス業を除く）、宗教法人など信用保証協会の保証対象とならない一部の業種は、県制度資金を利用することができません。対象となる業種については、大分県信用保証協会にお問い合わせください。

## 4 融資対象（資金用途）

融資の対象となる資金は、事業に直接必要な設備資金・運転資金です。資金別に定められた資金用途のほかに、以下の制限があります。

- ①投機や出資目的、生活資金や住宅資金は対象外です。
- ②設備資金の場合、次のような条件があります。
  - ・原則として融資決定後に事業着手し、6ヶ月以内（但し、小口零細企業資金、創業支援資金、やさしさライフビジネス支援資金は4ヶ月以内）に完了する事業であること。
  - ・目的外使用、他人への譲渡・貸与及び投機の目的で使用されるものでないこと。
  - ・土地又は建物で、住宅等と併用又は併設されるときは、合理的な方法で算定された事業用の部分に限ること。

## 5 融資条件

### ①融資限度額

資金ごとの融資残高（設備資金及び運転資金ごとに融資限度額を定めている資金については、それぞれ）の合計は、その融資限度額を超えることができません。

中小企業者が組合の組合員である場合は、この中小企業者の直接の借入額と組合からの転貸額の合計額が、中小企業者に対する資金ごとの融資限度額を超えることができません。

また、県制度資金以外の借入れも含め、信用保証協会による保証を利用した借入れの合計残高（保証残高）は、信用保証制度上の上限額（保証限度額）を超えることができません。

保証限度額は、通常は2億8千万円（組合は4億8千万円）ですが、後述するセーフティネット保証制度が適用された場合は5億6千万円になるなど、利用する保証制度により例外があります。

### ②融資利率

融資利率は、一般資金に適用する基準利率と特別資金（やさしさライフビジネス支援資金及び金融機関提案型資金を除く）に適用する特別利率A～Hの9種類があり、それぞれ融資期間別に下表の利率を適用します。

融 資 期 間		1年以内	5年以内	7年以内	10年以内	15年以内	20年以内
一般資金	基準利率	1.9%	2.2%	2.4%	2.6%	-	-
特別資金	特別利率A	2.1%				-	-
	特別利率B	1.8%			2.0%	2.4%	-
	特別利率C	1.5%	1.8%	2.3%	2.5%	-	-
	特別利率D	1.0%		1.2%		1.6%	2.2%
	特別利率E	1.8%				-	-
	特別利率F	1.6%			1.8%	2.2%	-
	特別利率G	1.8%				2.2%	-
	特別利率H	1.5%	1.8%	2.0%	2.4%	-	

※やさしさライフビジネス支援資金の融資利率は大分県信用組合の短期プライムレートを適用。

※チャレンジ中小企業応援資金（おおいた未来創造融資）の融資利率は、上限利率以内で金融機関ごとに設定可

### ③保証料率

中小企業者の経営状況を踏まえた保証料率が適用されます。これを「保証料率の弾力化」と呼んでおり、経営状況が良好な企業には割安な保証料が適用されます。逆に厳しい経営環境にある企業には高い保証料が適用されますが、それにより保証を利用できる可能性が広がります。

保証料率は、資金ごとに定められていますが、一覧表で「〇%以内」と表示されている資金については、各中小企業等の経営状況によって決定される「区分」（下表の①～⑨）により、保証料率が定められています。

区 分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
県制度資金 保証料率	A	1.15%					1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	B	0.85%						0.80%	0.60%	0.45%
	C	0.75%							0.60%	0.45%
	D	0.85%							0.70%	0.50%
	E	0.65%	0.60%	0.50%	0.45%	0.35%	0.25%	0.15%		
※比較参考 信用保証協会 基準保証料率	A～C	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	D	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%

※表示の保証料率にかかわらず、セーフティネット保証が適用された場合の保証料率は0.7%（中小企業経営改善資金の特定中小企業者に係るもの・地域産業振興資金耐震化促進融資・災害復旧資金（一般融資）等は0.25%、おんせん県魅力アップサポート資金・地域産業振興資金新エネルギー施設等導入融資等は0.15%、中小企業活性化資金経営環境変動対応融資は0.00%など別に定める場合あり）

- ・チャレンジ中小企業応援資金（経営革新特別融資）、創業支援資金、事業再生支援資金は、セーフティネット保証の適用外。

○担保がある場合などは、さらに保証料率の割引が適用される場合があります。

### ④借り換え

#### A 保証付き融資の借り換え

やさしさライフビジネス支援資金を除く全ての県制度資金で借換えが可能です。また、信用保証協会の保証付き融資であれば、県制度資金以外の融資からの借り換えもできます。

#### B 保証なし融資の借り換え

県制度資金では、「金融機関は融資を行うにあたり、当該融資対象者の保証付債務以外の旧債務の肩替わり、預金等の要請を行ってはならない」と規定しているため、保証付き融資以外の借り換えを認めていませんが、次の資金では例外的に認めています。

##### (1) 事業承継資金（経営者保証解除特別融資）

- ・事業承継時、既往借入金返済等の事業資金に係る経営者保証を不要とするため、一定の要件を満たしていることについて経営者保証コーディネーターの確認を受けたとき。

##### (2) 中小企業経営改善資金

- ・国又は県指定の再生手続開始申立等企業に対する回収不能債権が50万円以上ある中小企業者が、金融機関で割引した再生手続開始申立等企業の振出しに係る手形の買戻を行うとき。
- ・破綻金融機関と金融取引を行っている中小企業者が破綻金融機関からの借入金の返済を行う

とき。

- ・再生手続開始申立等のおそれのある中小企業者であって商工調停士が再建の見込みがあると推薦した再建中小企業者が経営再建のため借り換えを行うとき。
- ・中小企業再生支援協議会が経営再建計画の策定支援を決定した再生支援中小企業者が事業再生のために借り換えを行うとき。

### (3) 小口零細企業資金

- ・やむをえない理由により経営困難に陥っている小規模企業者であって、経営の見通しが立つものが経営再建等のために借り換えを行うとき。

## ⑤融資条件の変更

融資を受けた後、災害、代表者の疾病、その他この融資を受けた中小企業者の責任ではない事由により事業の運営に重大な支障が生じたときは、中小企業者は、融資を受けた金融機関に融資条件の変更を申請できます。

金融機関は融資条件の変更を承認したときは、意見書を付けてこの中小企業者とともに信用保証協会に保証条件の変更を申請します。

保証協会が変更申請を受理し、次の事項をみたしていると認めたときに、保証条件の変更を行います。なお、県制度資金融資要綱上の融資期間の上限を超える変更をする場合、又は、融資利率を引き上げる場合には、事前に知事の同意が必要となります。

- A 保証条件変更の理由が妥当であること。
- B 事業計画及び資金の償還計画が妥当なものであること。
- C 一般債権者、取引先、従業員、近親者等の支援が確実であること。
- D 金融機関の継続的支援が確実であること。

○融資期間の延長については、変更申請時点から当該制度資金で認める融資期間の上限の範囲内で上乗せして設定することを認めています。

また、融資実行前の条件変更も可能です。融資期間、融資利率、最終期日、据置期間等、保証申込書に当初記載した条件を変更して融資実行する場合は、信用保証協会に対して「貸付前条件変更」の申し出を行ってください。

○令和8年3月31日までは、既に貸し付けられている資金について、県制度資金融資要綱上の融資期間を3年を上限に延長することができます。(新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金は10年、定時返済不要短期資金は最終貸出日から8年)

## ⑥その他の条件

- A 保証付き融資について、現に延滞又は求償権（中小企業者に対する保証付き融資につき、返済不能となった債務を保証協会が代位弁済することで消滅させた場合に、信用保証協会が中小企業者に対してその全部又は負担部分の返還を請求する権利）債務がないこと。  
（再挑戦支援融資で求償権消滅保証を同時に申し込む場合を除く）
- B 手形、小切手の第1回目の不渡りの発生又は発生記録をした電子記録債権の支払不能から6ヶ月又は銀行取引停止処分後2年を経過していること。

C 次に該当する方は、県制度資金を利用できません。

- ・ 求償権の主債務者、同連帯保証人、その他求償権関係人(ex;事業継承者、相続人)
- ・ 信用保証協会の保証付き融資について延滞中
- ・ 手形交換所の取引停止処分中
- ・ 破産、民事再生、会社更正、会社整理、特別清算等の手続中
- ・ 休眠会社、休眠組合
- ・ その他不適格と認められるもの(税金等滞納、所有財産差押、粉飾決算、多額の高利借入、反社会的行為者、金融斡旋屋等の第三者又は暴力団関係者が介在している等)

## 6 ご利用方法

金融機関に融資の相談を行ってください。商工会議所・商工会でも融資申込みができます。組合の共同事業に係る融資については中小企業団体中央会に申し込んでください。

金融機関、信用保証協会の審査を受けたうえで、県の定める融資条件により金融機関から融資の貸付が行われます。

なお、特別資金の場合、申込み窓口に申し込む際に市町村等の認定書、推薦書等が必要になる場合があります。

## 7 融資申込みに必要な書類

### < 共通の必要書類 >

融資申込書	申込書として資金ごとの「融資に係る通知書」が必要。
信用保証に必要な書類 (信用保証協会所定の様式)	○信用保証委託契約書 (印鑑証明書添付) ○信用保証委託申込書 ○連帯保証人明細書
経営内容を確認する書類	○直近の決算書及び最近の試算表 (各2通) ○商業登記簿の謄本 (法人の場合)
業種によって必要となる書類	
許可・認可関係業種の場合	○当該許可・認可証の写し
組合事業に対する融資の場合	○資金の借入れ決定に関する役員会の議事録の写し ○転貸先一覧表 (転貸資金の場合)
設備資金の場合	
機械設備等の購入	○見積書又は仮契約書、カタログ
土地の取得	○土地売買に係る仮契約書の写し、土地登記簿謄本
建物の新築	○建物許可関係書類、建物平面図
・その他、保証協会及び指定金融機関が必要と認める書類	

※資金によって、上記以外の書類が必要になります。各資金の「個別の必要書類」の欄を確認して下さい。

## 8 責任共有制度について

県制度資金は、下記の資金を除き責任共有制度が適用されます。

- ・小口零細企業資金
- ・創業支援資金
- ・中小企業活性化資金の危機関連融資
- ・経営安定関連保証（セーフティネット保証）を利用した場合（セーフティネット保証5号を除く）
- ・経営改善借換資金で既往の責任共有対象でない貸付を残額の範囲内で借換した場合。
- ・事業再生支援資金で既往の責任共有対象でない貸付を残額の範囲内で借換した場合。

令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が定めた期間内（当該期間を延長した期間を含む）に信用保証協会が保証申込みを受付し、かつ貸付実行されたSN5号の既往貸付を事業再生支援資金で借換える場合も同様。

## 9 セーフティネット保証について

セーフティネット保証とは、次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るために、通常の保証限度額とは別枠で行う信用保証協会の特例保証制度です。

- 1号：大型倒産（再生手続開始申立等）の発生により、影響を受ける中小企業者
- 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により、影響を受ける直接・間接取引のある中小企業者及び近隣等に所在する中小企業者
- 3号：突発的災害（事故等）により、影響を受ける特定の地域の特定の業種を含む中小企業者
- 4号：突発的災害（自然災害等）により、影響を受ける特定の地域の中小企業者
- 5号：業況の悪化している業種に属する中小企業者
- 6号：金融機関の破綻により金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている中小企業者
- 7号：金融機関の相当程度の経営合理化（支店の削減等）に伴って借入れが減少している中小企業者
- 8号：整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生の可能性があると思われる者

○「セーフティネット保証5号」概要

申込人資格要件	中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による指定業種に属する事業を行う中小企業者で、次のいずれかに該当することの認定を受けた特定中小企業者
(認定要件)	イ 最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少 ロ 製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと
保証限度額	2億8,000万円（組合等の場合は4億8,000万円） ※一般保証（2億8,000万円以内）とは別枠
保証割合	80%保証
保証期間	10年以内（据置期間1年以内）
保証料率	年0.8%以下（県制度資金利用の場合は年0.7%）
貸付形式	証書貸付、手形貸付
貸付金利	金融機関所定の利率（県制度資金利用の場合は県が定めた金利）
返済方法	原則として均等分割返済
担保・保証人	（担保） 必要に応じて徴求。 （保証人） 必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。

○指定業種について

指定業種の詳細につきましては、中小企業庁のホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp/>) でご確認ください。  
(四半期毎に見直しが行われます。)

○認定を受ける場合の手続きについて

本店（個人事業主の方は主たる事業所）の所在地の市町村商工担当課等の窓口にて認定申請書2通を提出（事実関係を証明する書面等を添付）し、認定を受けてください。

※認定申請書（例）P.95～

## Ⅱ 各資金の概要

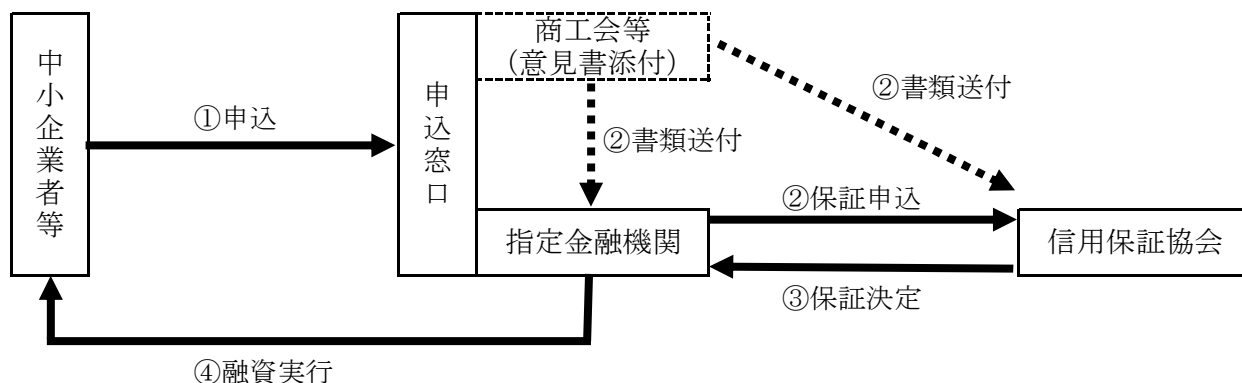


# 1. 中小企業振興資金

## (1) 融資条件等

融資対象者	県内で保証対象事業を行っている中小企業者又は組合										
資金用途	設備資金・運転資金										
融資限度額	企業	設備資金・運転資金	8,000万円								
	組合	設備資金・運転資金	1億円								
融資期間	設備資金・運転資金 10年以内（うち据置1年以内）										
融資利率	基準利率	<table border="1"> <tr> <td>1年まで</td> <td>年1.90%</td> </tr> <tr> <td>5年まで</td> <td>年2.20%</td> </tr> <tr> <td>7年まで</td> <td>年2.40%</td> </tr> <tr> <td>10年まで</td> <td>年2.60%</td> </tr> </table>		1年まで	年1.90%	5年まで	年2.20%	7年まで	年2.40%	10年まで	年2.60%
1年まで	年1.90%										
5年まで	年2.20%										
7年まで	年2.40%										
10年まで	年2.60%										
保証料率	保証料率A（年1.15%以内） セーフティネット保証 年0.70%										
返済方法	原則として毎月均等返済										
担保等	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乘せを行う場合に経営者を保証人としなくて済むことができる。担保については、必要に応じて徴求する。										
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合事業のみ）										
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、伊予銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、筑邦銀行、北九州銀行、宮崎銀行										

## (2) 融資の流れ



大分県中小企業振興資金融資に係る通知書

※提出部数 3部  
 ※提出先 最寄りの商工会、商工会議所  
 又は指定金融機関  
 (組合にあっては、大分県中  
 小企業団体中央会)

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地  
 企業名(商号)  
 代表者氏名  
 TEL

申 込 額	万 円		企 業 の 概 要			
	具 体 的 業 種		取 扱 目			
査 定 額	(記入しないでください)		従業員			
	常 用 (役員・家族除く)	人	常 用 (役員・家族)	人	臨 時 (パート含)	人
借 入 期 間	年 箇月のうち	最 近 の 月 平 均 売 上	万 円	金 融 機 関 からの 借 入 金 総 額	万 円	
	据置期間 箇月	最 近 の 月 平 均 費 用	万 円	1 主 な 取 引 金 融 機 関		
返 済 方 法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る)	資 産 総 額	万 円		2 主 な 取 引 先 又 は 親 企 業	
	その他 ( )	負 債 総 額	万 円	3 事 業 開 始 年 月		
借 入 望 融 機 関	( 支店)	資 本 金 (元入金)	万 円			
借 入 金 の 使 途	今回計画中の設備の種類・数量・単価等 新設・増設・補修・取替の別	金 額	設備の必要理由	設備資金調達先		
		※ 計 万 円	※ 欄は同じ金額になります	※ 計 万 円		
借 入 金 の 使 途	必要な項目に○をつけてください。 (1) 商品(材料)仕入資金 (2) 買掛(手形)決済資金 (3) 諸経費支払資金 (4) その他 ( )	金 額	必要理由 (具体的に書いてください。)	本資金借入分 万 円 他金融機関 万 円 自己資金 万 円 その他 万 円		
		計 万 円				
連帯保証人 (詳細は信用保証協会所定の連帯保証人明細書に記入してください。)						
氏 名	年 齢	住 所	職 業	申 込 者 と の 関 係	備 考	
		TEL ( ) -				
		TEL ( ) -				
		TEL ( ) -				

※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類(最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。)と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。

※「別添見積書のとおり」などの表現はしないでください。(受付不可)

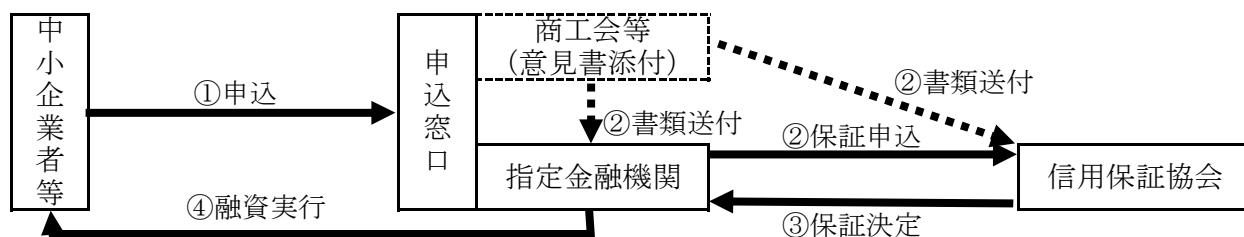
## 2. 中小企業活性化資金

### (1) 融資条件等

融資対象者	<p>県内で保証対象事業を行っている中小企業者又は組合で、以下の要件のいずれかに該当するもの。</p> <p>①直近の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じ、又は損失が確実に見込まれる。</p> <p>②最近3ヶ月以上の売上高が、前年同期に比し5%以上減少している。</p> <p>③直近の決算期において、前年の決算期に比し経常利益が10%以上減少し又は減少することが確実に見込まれる。</p> <p>④製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない。</p> <p><b>【経営環境変動対応融資】</b> 原料価格の高騰等の影響を受ける中小企業者等で、以下の要件のいずれかに該当するもの。</p> <p>①最近3か月の売上原価率等（売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合）が前年同期に比べ増加している。</p> <p>②原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加すると見込まれる。</p> <p><b>【危機関連融資】</b> 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定を受けた中小企業者※</p>		
資金名称	一般融資	経営環境変動対応融資	危機関連融資
資金用途	設備資金・運転資金	運転資金	設備資金・運転資金
融資限度額	8,000万円		2億8,000万円
融資期間	10年以内 (うち据置1年以内)		10年以内 (うち据置2年以内)
融資利率	特別利率B (7年まで 年1.80% 10年まで 年2.00%)	特別利率H (5年まで 年1.50% 7年まで 年1.80% 10年まで 年2.00%)	別に定める
保証料率	保証料率C (年0.75%以内) セーフティネット保証 年0.7%	年0.00%	別に定める
返済方法	原則として毎月均等返済		
担保等	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乘せを行う場合に経営者を保証人としないうことが出来る。担保については、必要に応じて徴求する。		
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合事業のみ）		
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、伊予銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、筑邦銀行、北九州銀行	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行、宮崎太陽銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、伊予銀行、肥後銀行	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行、伊予銀行

※大規模な経済危機や災害等による著しい信用収縮が生じていると経済産業大臣が認める場合において、その影響により経営の安定に支障が生じている中小企業者であって、事業の所在地を管轄する市町村長の認定を受けた方。

### (2) 融資の流れ



# 大分県中小企業活性化資金 特別融資に係る通知書

※提出部数 3部  
 ※提出先 最寄りの商工会、商工会議所又は  
 指定金融機関  
 (組合にあっては、大分県中小企  
 業団体中央会)

## 大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地  
 企業名(商号)  
 代表者氏名  
 T E L

- 一般融資  
 危機関連融資

申 込 額		企 業 の 概 要			
申 込 額	万円	具 体 的 業 種		取 扱 目	
査 定 額	(記入しないでください) 万円	従 業 員			
借 入 期	年 箇月のうち 据置期間 箇月	常 用 (役員・家族除く) 人	常 用 (役員・家族) 人	臨 時 (パート含) 人	
返 済 方 法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る) その他 ( )	金 融 機 関 か ら の 借 入 金 総 額 万円			
借 入 希 望 融 資 機 関	( 支店)	資 産 総 額	万円	1 主 な 取 引 金 融 機 関	
		負 債 総 額	万円	2 主 な 取 引 先 又 は 親 企 業	
		資 本 金 (元入金)	万円	3 事 業 開 始 年 月	
借 入 金 の 使 途	設 備 資 金 の 場 合	今 回 計 画 中 の 設 備 の 種 類 ・ 数 量 ・ 単 価 等	新 設 ・ 増 設 ・ 補 修 取 替 の 別	金 額 計	資 金 の 必 要 理 由 (具体的に記入してください。)
	運 転 資 金 の 場 合	(必要な項目に○をつけてください。)		金 額 計	
(1) 売上推移					
①額	直近3カ月間 ( )	万円	前年同期間 ( )	万円	前々年同期間 ( )
②指数	直近3カ月間 ( )		前年同期間	100	前々年同期間 ( )
(2) 経常利益推移					
①額	直近年度 ( )	万円	前年度 ( )	万円	前々年度 ( )
②指数	直近年度 ( )		前年度	100	前々年度 ( )
(3) 原油等価格上昇の影響					
①原油等の仕入単価の上昇	(上昇率	%)	②原油等が売上単価に占める割合	(依存率	%)
③製品等価格への転嫁の状況	( )	%)			
申込に係る融資要件 赤字 ・ 売上減少 ・ 経常利益減少 ・ 原油等価格影響					
連帯保証人					
氏 名	年 齢	住 所	職 業	申 込 人 と の 関 係	備 考
			TEL ( )	-	
			TEL ( )	-	
			TEL ( )	-	

※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類(最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。)と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。

※「売上高の推移」については、直近、前年及び前々年の3カ月間の額及び指数を記入することとしていますが、決算書等によって他の一定期間の額の把握が容易であれば、それを用いることとしてもかまいません。

※「指数」については、前年同期間を100として記入してください。

# 大分県中小企業活性化資金 特別融資に係る通知書 (経営環境変動対応融資)

※提出部数 3部  
※提出先 最寄りの商工会、商工会議所  
又は指定金融機関  
(組合にあっては、大分県中  
小企業団体中央会)

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地  
企業名(商号)  
代表者氏名  
TEL

申込金額	万円	企 業 の 概 要					
査定金額	(記入しないでください) 万円	具体的業種	取 扱 目				
		従業員					
借入期間	年 箇月のうち 据置期間 箇月	常用(役員・家族除く) 人	常用(役員・家族) 人	臨時(パート含) 人			
		金融機関からの借入金総額 万円					
返済方法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る) その他 ( )	資産総額	万円	1 主な取引金融機関			
		負債総額	万円	2 主な取引先又は親企業			
借入希望金融機関	( 支店)	資本金(元入金)	万円	3 事業開始年月			
借入金 の 使 途	運 転 資 金	(必要な項目に○をつけてください。)		(具体的に記入してください。)			
		(1) 商品(材料)仕入資金	金額				
		(2) 買掛(手形)決済資金					
		(3) 諸経費支払資金					
		(4) その他 ( )	計				
			万円	資金の必要理由			
申込に係る融資要件 売上原価 ・ 販売費及び一般管理費 (以下、「販管費」)							
(1)最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販管費」の割合(以下、「売上原価率等」)が前年同期に比べ増加							
①売上	直近3か月間	( 万円)	前年同期間	( 万円)			
②売上原価又は販管費	直近3か月間	( 万円)	前年同期間	( 万円)			
③原価又は販管費が売上に占める割合	直近3か月間	( %)	前年同期間	( %)	②÷①×100		
(2)最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加見込み							
①最近1か月の売上	直近1か月間	( 万円)	前年同期間	( 万円)			
②その後2か月を含む3か月の売上	その後2か月を含む3か月間	( 万円)	前年同期間	( 万円)			
③最近1か月の売上原価又は販管費	直近1か月間	( 万円)	前年同期間	( 万円)			
④その後2か月を含む3か月の売上原価又は販管費	その後2か月を含む3か月間	( 万円)	前年同期間	( 万円)			
⑤原価又は販管費が売上に占める割合	その後2か月を含む3か月間	( %)	前年同期間	( %)	④÷②×100		
連帯保証人							
氏 名	年齢	住 所		職 業	申込人との関係	備 考	
		TEL ( ) -					
		TEL ( ) -					
		TEL ( ) -					

※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類(最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。)と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。

### 3. 中小企業経営改善資金

#### (1) 融資条件等

県内で、保証対象事業を行っている中小企業者で、次のいずれかに該当するもの。

①特定中小企業者	国又は県指定の再生手続開始申立等企業者に対する回収不能な債権が50万円以上あるか、または、取引額が全取引額の20%以上で回収困難な債権があることについて市町村長が認定したもの。 ※「再生手続開始申立等企業」とは、破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立て等を行った企業で経済産業大臣または知事が指定したものをいいます。 ※国指定の再生手続開始申立等企業に対する認定の場合、セーフティネット保証が適用されます。
②破綻金融機関関連中小企業者	破綻金融機関と金融取引を行っている（借入金がある）ことについて市町村長が認定したもの。 ※セーフティネット保証が適用されます。
③再建中小企業者	売上の減少等の理由により、再生手続開始申立等のおそれのある中小企業者であって、商工調停士が再建の見込みがあると推薦したもの。 ※商工調停士は大分商工会議所及び大分県商工会連合会内に設置されています。
④再生支援中小企業者	中小企業再生支援協議会が当該企業の経営再建計画の策定を支援する（第二次対応を行う）ことを決定したもの。 ※「中小企業再生支援協議会」は大分県商工会連合会内に設置されています。
⑤特定取引中小企業者	再生手続開始申立等を行った後も事業を継続している小規模事業者に対し、取引量の増大や取引条件の改善を行った実績を有し、向こう2年以上の将来にわたって、それと同等以上の取引関係を継続することについて誓約し、これにより当該再生手続開始申立等小規模企業者の事業再建が促進される見込みであると商工調停士が推薦するもの。

#### (2) 融資条件等

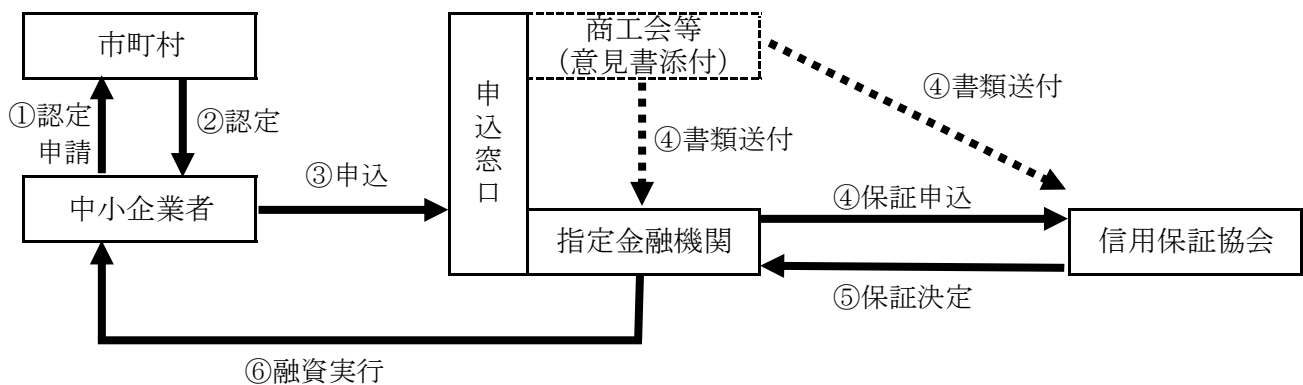
	①特定中小企業者 ②破綻金融機関関連中小企業者	③再建中小企業者 ④再生支援中小企業者	⑤特定取引中小企業者
資金使途	経営の維持及び安定のために緊急に必要な運転資金		運転資金
融資限度額	2,500万円	5,000万円	500万円
融資期間	10年以内 (うち据置1年以内)	10年以内 (うち据置2年以内)	10年以内 (うち据置1年以内)
融資利率	特別利率F (7年まで年1.60% 10年まで年1.80%)		
保証料率	保証料率C (年0.75%以内) セーフティネット保証適用時 年0.70% 特定中小企業者の保証料率に係る特例措置(当面の間) 保証料率D (年0.25%) セーフティネット保証適用時年 0.25%		
返済方法	原則として毎月均等返済		
担保等	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乘せを行う場合に経営者を保証人としなくて済むことができる。担保については、必要に応じて徴求する。		

申込み窓口	融資対象者①、②、④は指定金融機関、商工会議所、商工会 融資対象者③、⑤は経営安定特別相談室（大分商工会議所及び大分県商工会連合会内に設置）	
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行、伊予銀行	
個別の必要書類	①特定中小企業者	市町村長の認定書（P. 24） 国指定の場合はセーフティネット保証1号認定書でも可
	②破綻金融機関関連中小企業者	市町村長の認定書・セーフティネット保証6号認定書（P. 25）
	③再建中小企業者	商工調停士の推薦書（P. 26～27）
	④再生支援中小企業者	中小企業再生支援協議会長の証明書（P. 28）
	⑤特定取引中小企業者	商工調停士の推薦書（P. 29～30）

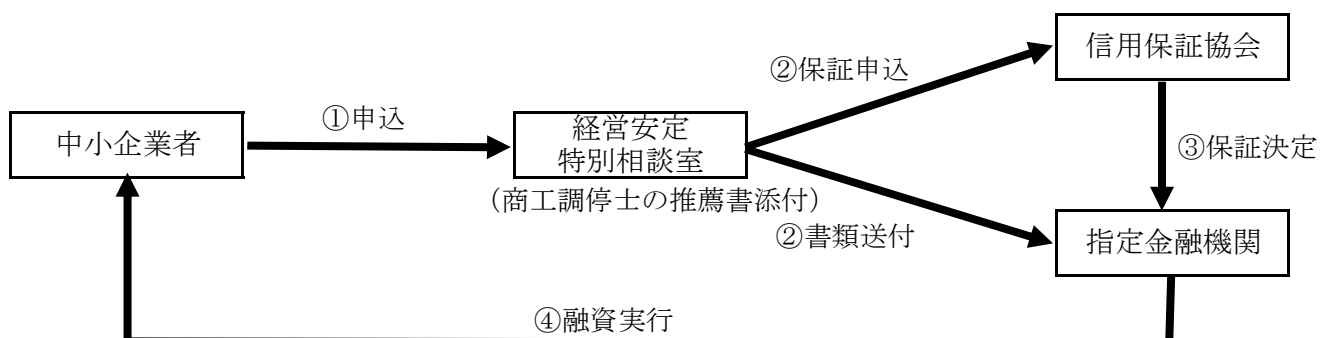
### （3）融資の流れ

#### ◎特定中小企業者、破綻金融機関関連中小企業者の場合

※再生支援中小企業の場合は「中小企業再生支援協議会長」の証明書が必要です。  
詳しくは大分県商工会連合会にお問い合わせ下さい。



#### ◎再建中小企業者、特定取引中小企業者の場合



# 大分県中小企業経営改善 資金融資に係る通知書

※提出部数 3部  
 ※提出先 最寄りの商工会、商工会議所  
 又は指定金融機関  
 (組合にあっては、大分県中  
 小企業団体中央会)

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地  
 企業名(商号)  
 代表者氏名  
 TEL

申込額	万円	企 業 の 概 要			
		具 体 的 業 種		取 扱 目	
査 定 額	(記入しないでください) 万円	従業員			
		常 用 (役員・ 家族除 く)	人	常 用 (役員・ 家族)	人 臨 時 (パート含)
借 入 期 間	年 箇月のうち 据置期間 箇月	最 近 の 月平均売上	万円	金 融 機 関 从 業 員 の 借 入 金 総 額	万円
返 済 方 法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る) その他 ( )	最 近 の 月平均費用	万円	1 主な取引金融機関  2 主な取引先又は親企業  3 事業開始年月	
		資 産 総 額	万円		
借 入 希 望 金 機 関	( 支店)	負 債 総 額	万円		
		資 本 金 (元入金)	万円		
借 入 金 の 使 途	必要な項目に○をつけてください。 (1) 商品又は材料の仕入資金 (2) 買掛金又は手形の決済資金 (3) 諸経費支払資金 (4) 受取手形買戻し資金 (5) その他 ( )		金 額	取引の相手方であった再生手続開始申 立等企業名	
	合 計		万円		
資金の必要理由 (具体的に記入してください。)					
連帯保証人 (詳細は信用保証協会所定の連帯保証人明細書に記入してください。)					
氏 名	年 齢	住 所	職 業	申 込 者 と の 関 係	備 考
		TEL ( ) -			
		TEL ( ) -			
		TEL ( ) -			

※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類(最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。)と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。

※「別添見積書のとおり」などの表現はしないでください。(受付不可)



大 分 県 知 事 殿

住 所  
申請者

再生手続開始申立等企業者の指定について（申請）

上記について、大分県中小企業経営改善資金特別融資要綱第3条第1項の規定に基づき、再生手続開始申立等企業者として指定されるよう申請します。

記

- 1 企業名
- 2 所在地
- 3 代表者氏名
- 4 資本金
- 5 業 種
- 6 従業員数
- 7 取引金融機関
- 8 再生手続開始申立等の態様及び経過

9 負債の状況

	件 数	金額（千円）
負債総額	[            ]	[            ]
金融負債	[            ]	[            ]
一般負債	[            ]	[            ]
大企業	(            )	(            )
中小企業	(            )	(            )
その他	(            )	(            )
一般負債のうち50万円以上の中小企業	(            )	(            )

10 債権者氏名及びその金額

様式 4

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書  
大分県中小企業経営改善資金特別融資要綱に基づく特定中小企業者認定書

年 月 日

市町村長 殿

申請者

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

私は□ が、 年 月 日□ の申立を行ったことにより、下記の  
とおり同事業所に対する売掛金の回収が困難となったことにより経営の安定に支障が生じておりま  
すので、 $\left[ \begin{array}{l} \text{中小企業信用保険法第2条第5項第1号} \\ \text{大分県中小企業経営改善資金特別融資要綱第2条第4号} \end{array} \right]$ に規定する特定中小企業者として認定  
されるようお願いします。

記

- 1 □ に対する売掛金等 円  
うち回収困難な額 円
- 2 □ に対する取引依存度 % (A/B)  
A 年 月 日から 年 月 日までの  
□に対する取引額 円  
B 上記期間中の全取引額等 円

番 号  
年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

市町村長



【注】 1 上記1、2のいずれかを記入してください。

2 上記□には、再生手続開始申立等した企業名を、□には、「破産」、「再生手続開始」、  
「更正手続開始」等を記入してください。

中小企業信用保険法第2条第5項  
第6号の規定による認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

私は、□ が破綻金融機関等となったことに伴い、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていますので、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 □ に対する借入  
年 月 日から 年 月 日までの□ に対する  
借入額 \_\_\_\_\_ 円

番 号  
年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

市町村長



【注】上記□には、金融機関の名称を記入する。

大分県中小企業経営改善資金（再建中小  
企業者に係る資金）融資に係る推せん書

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

〇〇経営安定特別相談室

商工調停士

下記の者は、大分県中小企業経営改善資金特別融資要綱第2条第7号に規定する再建中小企業者に該当すると認めますので、同要綱による資金の融資について意見を添えて推せんします。

記

- 1 企業名
- 2 所在地
- 3 代表者氏名 TEL ( ) -
- 4 資本金
- 5 従業員数
- 6 業種及び業態
- 7 事業経歴
- 8 借入申込金額 千円

## 9 融資に対する意見

(1) 経営が悪化した経緯及びその現状並びに再生手続開始申立等を仮定した場合の取引先等に与える影響の度合

(2) 経営再建のための具体策

(3) 関係者（債権者、取引企業、取引金融機関等）の支援の状況

(4) 本資金の必要性及びその用途

【注】融資の推せんの根拠となった書類（決算関係書類、事業計画書、債権者名簿等）を必ず添付してください。

## 大分県中小企業経営改善資金（再生支援中小 企業者に係る資金）融資に係る証明書

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

大分県中小企業再生支援協議会  
会 長 \_\_\_\_\_

下記の者は、大分県中小企業再生支援協議会において経営改善計画の策定支援を行うことを決定し、大分県中小企業経営改善資金特別融資要綱第2条第8号に規定する再生支援中小企業者に該当することを証明します。

### 記

1 対象企業

企 業 名		所 在 地	
代 表 者 氏 名	TEL (       )       -		
資 本 金	従 業 員 数		業 種 及 び 業 態

2 再生支援協議会に相談するに至った経緯

3 メインバンク及び関係機関の支援姿勢

4 大分県中小企業再生支援協議会の支援方針・体制

5 経営改善計画の策定スケジュール及び見通し

大分県中小企業経営改善資金（特定取引中  
小企業者に係る資金）融資に係る推せん書

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

〇〇経営安定特別相談室  
商工調停士

下記の者は、大分県中小企業経営改善資金特別融資要綱第2条第9号に規定する特定取引中小企業者に該当すると認めますので、同要綱による資金の融資について意見を添えて推せんします。

記

- 1 企業名
- 2 所在地
- 3 代表者氏名 TEL ( ) -
- 4 資本金
- 5 従業員数
- 6 業種及び業態
- 7 事業経歴
- 8 借入申込金額 千円



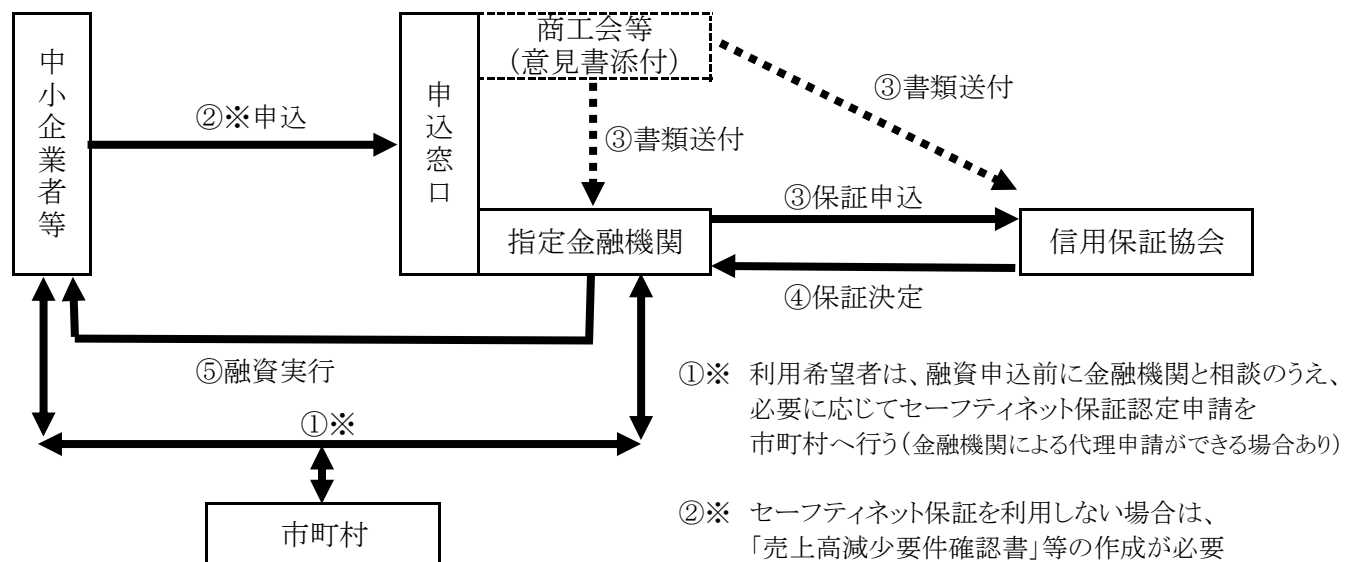


## 4 . 経営安心借換資金

### (1) 融資条件等

融資対象者	県内で保証対象事業を行っている中小企業又は組合のうち、既往借入金の借換えを行う者で、以下のいずれかの認定等を受けたもの。 ①セーフティネット保証5号 ②最近1か月間の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月の同指標と比較して5%以上減少しているもの ③最近1か月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算の同指標と比較して5%以上減少しているもの ④直近決算の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算前期の同指標と比較して5%以上減少しているもの
資金用途	経営改善等に必要な借換資金
保証限度額	2億8,000万円
融資期間	15年以内(うち据置期間5年以内)
融資利率	特別利率F(7年まで年1.6% 10年まで年1.8% 15年まで年2.2%)
保証料率	保証料率E(年0.65%以内)
返済方法	原則として毎月均等返済
担保等	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。担保については、必要に応じて徴求する。
申込み窓口	指定金融機関
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、西日本シティ銀行、肥後銀行、筑邦銀行、北九州銀行、宮崎太陽銀行、横浜幸銀信用組合、愛媛銀行
備考	・融資対象者②③④については「売上高減少要件確認書」、「売上高総利益率減少要件確認書」又は「売上高営業利益率減少要件確認書」の作成が必要

### (2) 融資の流れ



# 大分県経営安心借換資金 特別融資に係る通知書

※提出部数 3部  
 ※提出先 最寄りの商工会、商工会議所  
 又は指定金融機関  
 (組合にあっては、大分県中  
 小企業団体中央会)

## 大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地  
 企業名(商号)  
 代表者氏名  
 TEL

申 込 額		企 業 の 概 要					
申 込 額	万円	具 体 的 業 種				取 扱 目	
査 定 額	(記入しないでください) 万円	従 業 員					
借 入 期 間	年 箇月のうち 据置期間 箇月	常 用 (役員・ 家族除 く)	人	常 用 (役員・ 家族)	人	臨 時 (パート含)	人
返 済 方 法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る) その他 ( )	金 融 機 関 からの 借 入 金 総 額					万円
借 入 希 望 融 資 機 関	( 支店)	資 産 総 額	万円			1 主な取引金融機関	
		負 債 総 額	万円			2 主な取引先又は親企業	
		資 本 金 (元入金)	万円			3 事業開始年月	
借 入 金 の 使 途	借換資金※必須	金 額	市町村認定等 (該当するものに○印をつけてください。)				
		計	1 セーフティネット5号 2 売上高減少要件確認書 3 売上高総利益率減少要件確認書 4 売上高営業利益率減少要件確認書				
	設備資金の場合	金 額	資 金 の 必 要 理 由				
	設備の種類・数量・単価等	計					
	運転資金の場合	金 額	資 金 の 必 要 理 由				
	(必要な項目に○をつけてください。) (1) 商品(材料)仕入資金 (2) 買掛(手形)決済資金 (3) 諸経費支払資金 (4) その他	計					
連帯保証人							
氏 名	年 齢	住 所			職 業	申 込 人 と の 関 係	備 考
		TEL ( ) -					
		TEL ( ) -					
		TEL ( ) -					

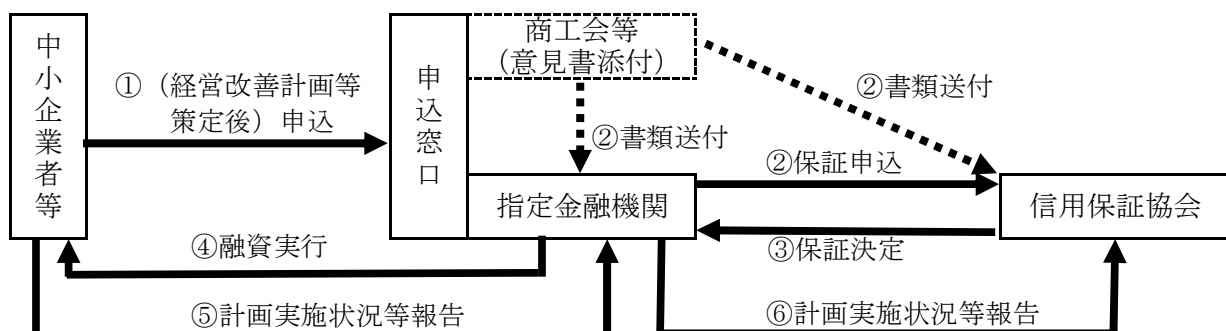
※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類(最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。)と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。

## 5. 事業再生支援資金

### (1) 融資条件等

融資対象者	<p>県内で保証対象事業を行っている中小企業者又は組合で、以下のいずれかの計画（債権者全員の合意が成立したものに限り。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うもの</p> <p>① 経営サポート会議（信用保証協会等を事務局とした金融機関等の関係者による事業者支援の枠組み）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画</p> <p>② （独）中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>③ 特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第2条第16項に規定）に従って作成された事業再生計画</p> <p>④ （株）整理回収機構が策定支援した再生計画</p> <p>⑤ （株）地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑥ （株）東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑦ 私的整理ガイドラインに基づき成立した再建計画</p> <p>⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画で、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの</p> <p>⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画</p> <p>⑩ （独）中小企業基盤整備機構が出資した投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画</p> <p>⑪ 産業競争力強化法に規定する認定支援機関（（株）東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>⑫ 中小企業等経営強化法に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画</p>
資金使途	策定した経営改善計画、再生計画の実行に必要な資金
融資限度額	設備資金・運転資金 2億8,000万円（別枠）
融資期間	分割返済：15年以内（うち据置3年以内） 一括返済：1年以内
融資利率	特別利率F（7年まで年1.6% 10年まで年1.80% 15年まで年2.20%）
保証料率	年0.15% ※国の補助込みの率。補助条件については「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度要綱（令和7年1月29日付中小企業庁制定による）（原則責任共有対象。但し、責任共有対象外資金を残高以内で本資金へ借換える場合は、引き続き責任共有対象外を維持。令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間（当該期間を延長した場合は延長した期間を含む。）に信用保証協会が保証申込を受付け、かつ貸付実行されたSN保証5号による既往借入金を本資金で借換える場合は、責任共有対象外となる。）
返済方法	原則として毎月均等返済
担保等	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。（経営者保証免除対応の利用可）担保については、必要に応じて徴求する。
申込み窓口	指定金融機関
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、西日本シティ銀行、肥後銀行、筑邦銀行、北九州銀行、横浜幸銀信用組合
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資利用者は経営改善・事業再生計画の実施状況を金融機関へ報告が必要（四半期毎）</li> <li>・金融機関は経営支援の実施状況を含め信用保証協会へ報告が必要（年1回）</li> </ul>

### (2) 融資の流れ



# 大分県事業再生支援資金 特別融資に係る通知書

※提出部数 3部  
 ※提出先 最寄りの商工会、商工会議所  
 又は指定金融機関  
 (組合にあつては、大分県中  
 小企業団体中央会)

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地

企業名(商号)

代表者氏名

TEL

申 込 額		企 業 の 概 要					
万円		具 体 的 業 種				取 扱 品 目	
査 定 額	(記入しないでください) 万円	従 業 員					
		常 用 (役員・家族除く)	人	常 用 (役員・家族)	人	臨 時 (パート含)	人
借 入 期 間	年 箇月のうち 据置期間 箇月	最 近 の 月 平 均 売 上	万円			金 融 機 関 か ら の 借 入 金 総 額	万円
返 済 方 法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る) その他 ( )	最 近 の 月 平 均 費 用	万円			1 主な取引金融機関 2 主な取引先又は親企業	
		資 産 総 額	万円				
借 入 希 望 融 関	( ) 支店)	負 債 総 額	万円			3 事業開始年月	
		資 本 金 (元入金)	万円				
借 入 金 の 場 合	設備の種類・数量等	金 額	運 転 資 金 の 場 合			金 額	
		計 万円	計 万円			計 万円	
使 途	資金を必要とする理由(具体的に記入して下さい。)						
計 画 策 定 支 援	計画策定にあたって支援等を受けた支援機関等を○印で囲んでください。 1 経営サポート会議、2 (独) 中小企業基盤整備機構、3 事業再生ADR、4 (株) 整理回収機構、 5 (株) 地域経済活性化支援機構、6 (株) 東日本大震災事業者再生支援機構、7 私的整理ガイドライン、 8 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン、9 中小企業の事業再生等に関するガイドライン 10 (独) 中小企業基盤整備機構が出資した再生ファンド、11 産業競争力強化法に規定する認定支援機関						
連帯保証人(詳細は信用保証協会所定の連帯保証人明細書に記入してください。)							
氏 名	年 齢	住 所			職 業	申 込 者 と の 関 係	備 考
		TEL ( ) -					
		TEL ( ) -					
		TEL ( ) -					

※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類(最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。)と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。

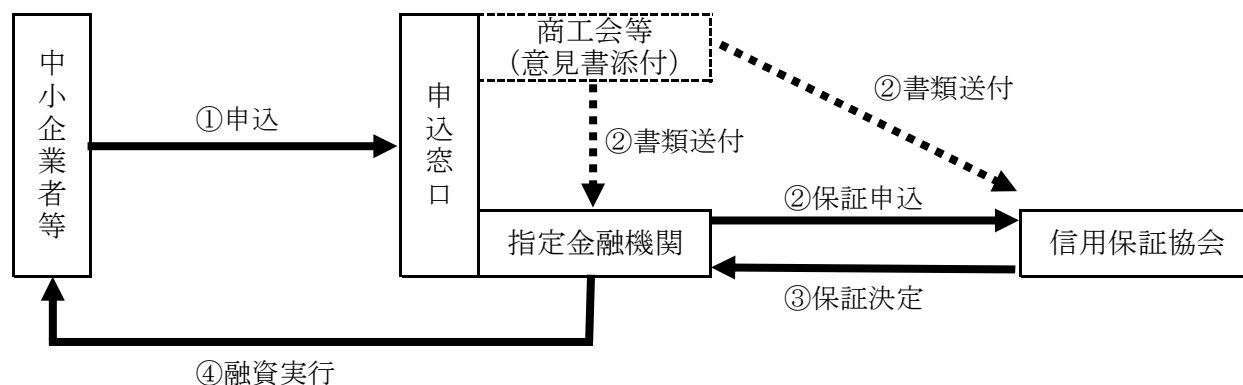
※「別添見積書のとおり」などの表現はしないでください。(受付不可)

## 6. 定時返済不要短期資金

### (1) 融資条件等

融資対象者	県内で保証対象事業を行っている中小企業又は組合で、資金繰り改善のために必要な短期資金を調達しようとするもの。
資金使途	資金繰り改善等に必要な事業資金
融資限度額	運転資金 5,000万円
融資期間	1年以内
融資利率	年1.80%
保証料率	年0.15%
返済方法	一括返済
担保等	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乘せを行う場合に経営者を保証人としなくて済むことができる。担保については、必要に応じて徴求する。
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合事業のみ）
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、伊予銀行、福岡銀行、北九州銀行、宮崎太陽銀行、横浜幸銀信用組合、肥後銀行、西日本シティ銀行
備考	金融機関や信用保証協会の審査により1年以内の期間で借換えを行うことで、初回利用時から起算して最長5年間継続利用可能

### (2) 融資の流れ



# 大分県定時返済不要短期 資金特別融資に係る通知書

※提出部数 3部  
 ※提出先 最寄りの商工会、商工会議所  
 又は指定金融機関  
 (組合にあつては、大分県中  
 小企業団体中央会)

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地

企業名(商号)

代表者氏名

T E L

新規

更新(借換)

申 込 額	万円	企 業 の 概 要			
		具 体 的 業 種		取 扱 目	
査 定 額	(記入しないでください) 万円	従 業 員			
		常 用 (役員・家族除く)	人	常 用 (役員・家族)	人 臨 時 (パート含)
今 回 借 入 期 間	年 箇月	最 近 の 月 平 均 売 上	万円	金 融 機 関 か ら の 借 入 金 総 額	万円
本 資 金 の 累 計 利 用 期 間	年 箇月 ※5年以内	最 近 の 月 平 均 費 用	万円	1 主 な 取 引 金 融 機 関  2 主 な 取 引 先 又 は 親 企 業  3 事 業 開 始 年 月	
		資 産 総 額	万円		
返 済 方 法	一括返済	負 債 総 額	万円		
借 入 希 望 金 機 関	( 支店)	資 本 金	万円		
借 入 金 の 使 途	必要な項目に○をつけてください。 (1) 商品又は材料の仕入資金 (2) 買掛金又は手形の決済資金 (3) 諸経費支払資金 (4) その他  ( )		金 額		
	合 計		万円		
資金の必要理由(具体的に記入してください。)					
連帯保証人(詳細は信用保証協会所定の連帯保証人明細書に記入してください。)					
氏 名	年 齢	住 所	職 業	申 込 者 と の 関 係	備 考
		TEL ( ) -			
		TEL ( ) -			
		TEL ( ) -			

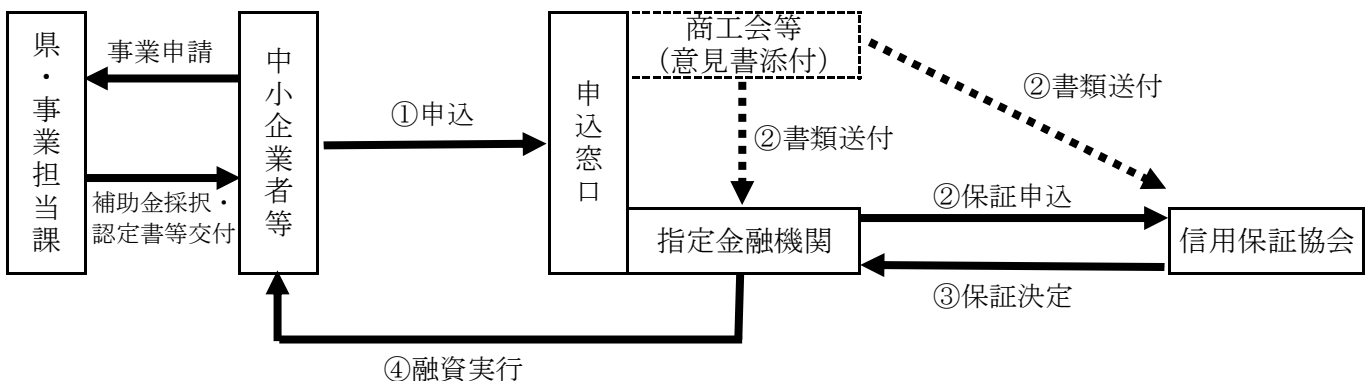
※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類(最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。)と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。

## 7-1. チャレンジ中小企業応援資金（おおいた未来創造融資）

### （1）融資条件等

融資対象者	下記制度の審査通過や認定、採択を受け、研究開発や事業化を行うもの。 ・大分地域牽引企業創出事業 ・OITAゼロイチ（一次審査通過） ・アクセラレーションプログラム ・アツギベンチャー創出支援事業 他 （次ページ対象事業一覧参照）  ※なお、対象期間は、審査通過・認定・採択の日から2年以内となります。
資金使途	設備資金・運転資金
融資限度額	2億8,000万円
融資期間	設備資金 15年以内（うち据置2年以内） 運転 10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	7年まで 年1.80%以内 10年まで 年2.00%以内 15年まで 2.40%以内
保証料率	年0.35% ※大分県信用保証協会の割引後の保証料率
返済方法	原則として毎月均等返済
担保等	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乘せを行う場合に経営者を保証人としなくて済むことができる。担保については、必要に応じて徴求する。
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合事業のみ）
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行、伊予銀行
個別必要書類	融資対象者であることを証明する書類（対象事業の補助金交付決定通知、認定書の写しなど）

### （2）融資の流れ



## 事業一覧

各事業の証明書については、下記記載の事務局にお問い合わせください

施策名	事務局	電話番号
OITAゼロイチ(一次審査通過)	経営創造・金融課	097-506-3232
大分地域牽引企業創出事業	経営創造・金融課	097-506-3223
アクセラレーションプログラム	経営創造・金融課	097-506-3232
アトツギベンチャー創出支援事業	経営創造・金融課	097-506-3232
外国人労働者就業環境整備補助金 (外国人労働者受入対策強化事業)	産業人材政策課	097-506-3345
宇宙ビジネス創出支援事業費補助金	先端技術挑戦課	097-506-2947
先端技術挑戦プロジェクト産学連携創出補助事業費補助金	先端技術挑戦課	097-506-2894
次世代空モビリティ関連技術開発事業費補助金 (次世代空モビリティ産業促進事業)	先端技術挑戦課	097-506-2894
商用サービス創出事業費補助金 (次世代空モビリティ産業促進事業)	先端技術挑戦課	097-506-2894
ドローン産業研究開発事業	先端技術挑戦課	097-506-3273
医工連携医療関連機器等事業化補助事業	工業振興課	097-506-3263
医療関連展示会等出展支援事業	工業振興課	097-506-3263
おおいた産医療関連機器導入推進事業	工業振興課	097-506-3263
エコエネルギーチャレンジ支援事業	産業GX推進室	097-506-3263
グリーン・コンビナートおおいた創出事業	産業GX推進室	097-506-3294
成長志向型ものづくり循環経済推進事業	産業GX推進室	097-506-3294
大分県スマートものづくり加速化推進事業補助金 (スマートものづくり加速化推進事業)	工業振興課	097-506-3267
商品化プロデュース支援事業 (技術・製品開発事業)	工業振興課	097-506-3294
電動化経営多角化等伴走支援補助 (自動車関連産業企業力向上事業)	工業振興課	097-506-3274
新分野取組多角化促進事業費補助金 (自動車関連産業企業力向上事業)	工業振興課	097-506-3274
次世代自動車関連産業参入事業費補助金 (自動車関連産業企業力向上事業)	工業振興課	097-506-3274
県産加工食品海外展開サポート補助金 (県産加工食品海外展開サポート事業)	商業・サービス業振興課	097-506-3287
建設産業DX加速化事業	建設政策課	097-506-4556
建設産業女性人材確保・活躍推進事業	土木建築企画課	097-506-4516
老人福祉施設整備事業	高齢者福祉課	097-506-2784
介護サービス基盤整備事業	高齢者福祉課	097-506-2784
介護現場革新推進事業	高齢者福祉課	097-506-2784
へき地医療対策事業	医療政策課	097-506-2646
医療提供体制施設整備事業	医療政策課	097-506-2646
在宅医療提供体制整備事業	医療政策課	097-506-2646
地域医療介護総合確保施設設備整備事業	医療政策課	097-506-2646
災害医療体制整備推進事業	医療政策課	097-506-2646
オンライン診療推進事業	医療政策課	097-506-2646
訪問看護強化事業	医療政策課	097-506-2646
健康経営事業所パワーアップ事業	県民健康増進課	097-506-2777
障がい者福祉施設整備事業	障害福祉課	097-506-2745
放課後児童クラブ施設整備事業	こども未来課	097-506-2709
病児保育充実支援事業	こども未来課	097-506-2709
私立幼稚園施設耐震化促進事業	こども未来課	097-506-2709
児童福祉施設整備事業	こども未来課	097-506-2709

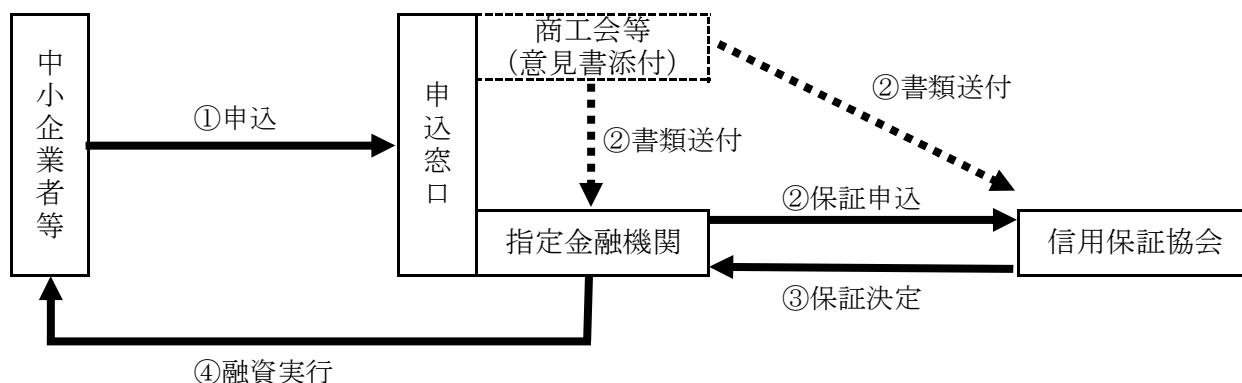


## 7-2. チャレンジ中小企業応援資金（経営革新特別融資）

### (1) 融資条件等

融資対象者	県内で保証対象事業を行っている中小企業者又は組合で、中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画（中小企業者が新たな取組を行うことにより、付加価値が相当程度向上するような計画）について県知事承認を受けたもの。
資金用途	承認経営革新計画に基づいて行う事業に直接必要な設備資金及び運転資金
融資限度額	2億8,000万円
融資期間	設備資金 15年以内（うち据置1年以内） 運転資金 10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	特別利率B（7年まで 年1.80% 10年まで 年2.00% 15年まで 年2.40%）
保証料率	年0.20%
返済方法	原則として毎月均等返済
担保等	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乘せを行う場合に経営者を保証人としなくすることができる。担保については、必要に応じて徴求する。
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合事業のみ）
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行、伊予銀行
個別必要書類	・経営革新計画承認書の写し ・経営革新計画の内容が確認できる書類

### (2) 融資の流れ



### (3) 相談窓口

中小企業新事業活動促進法に基づく 経営革新計画の承認について	県経営創造・金融課 TEL 097(506)3226
-----------------------------------	-------------------------------

# 大分県チャレンジ中小企業 応援資金融資に係る通知書

※提出部数 3部  
 ※提出先 最寄りの商工会、商工会議所  
 又は指定金融機関  
 (組合にあっては、大分県中  
 小企業団体中央会)

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地  
 企業名(商号)  
 代表者氏名  
 TEL

申込額		万円		企 業 の 概 要			
		具 体 的 業 種		取 扱 目			
査 定 額	(記入しないでください)			従業員			
	万円			常用 (役員・ 家族除 く)	人	常用 (役員・ 家族)	人
借 入 期 間	年 箇月のうち 据置期間 箇月	最 近 の 月平均売上	万円	金融機関から の借入金総額	万円		
返 済 方 法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る) その他 ( )	最 近 の 月平均費用	万円	1 主な取引金融機関			
		資 産 総 額	万円				
借 入 希 望 融 資 機 関	( 支店)	負 債 総 額	万円	3 事業開始年月			
		資 本 金 (元入金)	万円				
借 入 金 の 使 途	今回計画中の設備の 種類・数量・単価等	新設・増設・ 補修取替の別	金 額	融資の種類 (○印をつけてください。)			
	設備資金			1 1 おおいた未来創造融資	2		
				3 2 経営革新特別融資	4		
				5			
			計	万円			
	計画の実施に必要な運転資金の内容			資金を必要とする理由 (具体的に記入し てください。)			
			計	万円			
連帯保証人							
氏 名	年 齢	住 所		職 業	申 込 者 と の 関 係	備 考	
		TEL ( ) -					
		TEL ( ) -					
		TEL ( ) -					

※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類(最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。)と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところ提出して下さい。

※「別添見積書のとおり」などの表現はしないでください。(受付不可)

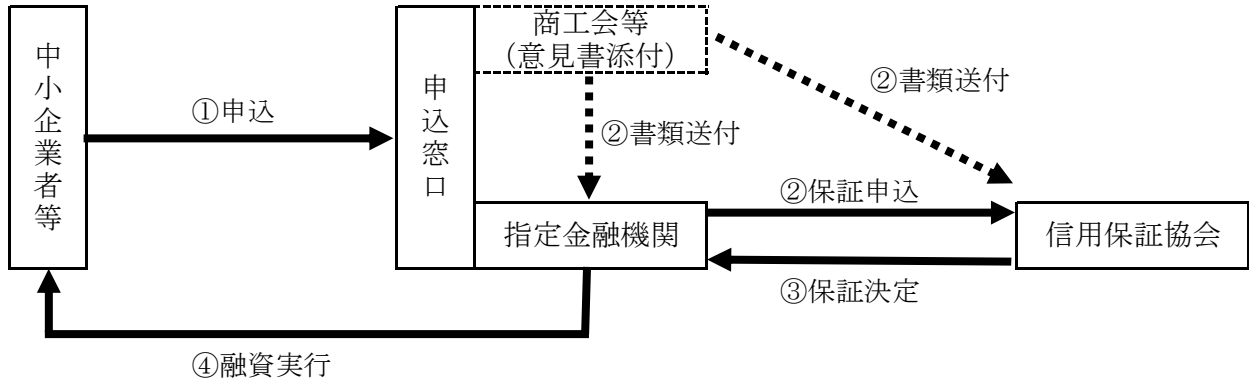
## 8. 事業承継資金

### (1) 融資条件等

<p>融資対象者</p>	<p>①中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号。以下「経営承継円滑化法」という。）第12条第1項各号に規定する認定を受けた中小企業者又は事業を営んでいない個人                  ②経営承継円滑化法施行規則（平成21年経済産業省令第22号）第17条第1項の規定による確認を受けた中小企業者                  ③事業引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関等専門家の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行う者                  ④M&amp;Aにより事業承継を行う者                  ⑤中小企業再生支援協議会又は保証協会や金融機関等が承認した事業再生計画等に基づき事業を譲渡しようとする県内企業から事業承継を行う者                  ※「事業承継を行う者」とは、5年以内に事業承継の予定がある者又は事業承継後5年以内の者</p> <p>【特定経営承継関連融資】                  経営承継円滑化法第12条第1項第1号イに規定する認定を受けた中小企業者の代表者</p> <p>【経営者保証解除特別融資（一般枠）】                  事業承継時、既往借入金に係る経営者保証を不要とするため、一定の要件を満たしていることについて経営者保証コーディネーターの確認を受けた中小企業者のうち、以下（i）又は（ii）に該当するもの。                  （i）3年以内に事業承継を予定する法人                  （ii）事業承継日※から3年を経過していない法人                  ※令和2年1月1日から令和7年3月31日までに実施したものに限り</p> <p>【経営者保証解除特別融資（特別枠）】                  事業承継時、既往借入金に係る経営者保証を不要とするため、一定の要件を満たしていることについて経営者保証コーディネーターの確認を受けた中小企業者で、知事の認定を受けたもののうち、3年以内に事業承継を予定する法人</p>		
<p>資金名称</p>	<p>一般融資・特定経営承継関連融資</p>	<p>経営者保証解除特別融資（一般枠）</p>	<p>経営者保証解除特別融資（特別枠）</p>
<p>資金使途</p>	<p>設備資金、運転資金</p>	<p>既往借入金返済等の事業資金</p>	<p>事業承継前の経営者保証付融資の借換</p>
<p>融資限度額</p>	<p>設備資金・運転資金 2億8,000万円</p>		<p>運転資金 2億8,000万円（別枠）</p>
<p>融資期間</p>	<p>設備資金 15年以内                  運転資金 10年以内                  （うち据置1年以内）</p>	<p>10年以内                  （うち据置1年以内）</p>	<p>10年以内                  （うち据置1年以内）</p>
<p>融資利率</p>	<p>特別利率F（7年まで 年1.60% 10年まで 年1.80% 15年まで 年2.20%）</p>		
<p>保証料率</p>	<p>年0.15%</p>	<p>年0.05%</p>	<p>年0.05%</p>
<p>返済方法</p>	<p>原則として毎月均等返済</p>		
<p>担保等</p>	<p>保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乘せを行う場合に経営者を保証人としなければならないことができる。担保については、必要に応じて徴求する。</p>	<p>保証人不要。担保については必要に応じて徴求する。</p>	
<p>申込み窓口</p>	<p>指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合事業のみ）</p>		
<p>指定金融機関</p>	<p>大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行、伊予銀行</p>		

個別 必要 書類	融資 対象	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事の認定書の写し</li> <li>・認定申請の提出書類の写し</li> </ul>				
		②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事の確認書の写し</li> </ul>				
		③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業承継計画書の写し</li> </ul>				
		④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・M&amp;Aの事実関係が確認できる書類の写し</li> </ul>				
		⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業再生計画の写し</li> </ul>				
	特定経営承継関連融資		<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事の認定書の写し</li> <li>・認定申請の提出書類の写し</li> </ul>				
	経営者保証 解除特別融 資（一般 枠）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業承継計画書</li> </ul>		経営者保証 解除特別融 資（特別 枠）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事の認定書の写し及び 認定申請書類の写し</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務要件等確認書</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務要件等確認書</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・借換債務等確認書</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・借換債務等確認書</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・他行借換依頼書兼確認書</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・他行借換依頼書兼確認書</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業承継時判断材料チェックシート</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業承継時判断材料チェックシート</li> </ul>				

## (2) 融資の流れ



# 大分県事業承継資金融資に係る通知書

※提出部数 3部  
 ※提出先 最寄りの商工会、商工会議所  
 又は指定金融機関  
 (組合にあっては、大分県中  
 小企業団体中央会)

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

(該当するものにチェック)

- |  |                                |
|--|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 一般融資・特定経営承継関連<br><input type="checkbox"/> 経営者保証解除 (一般枠)<br><input type="checkbox"/> 経営者保証解除 (特別枠) | 事業所<br>企業名(商号)<br>代表者氏名<br>TEL |
|--|--------------------------------|

申 込 額		万 円		企 業 の 概 要			
				具 体 的 業 種			取 扱 目
査 定 額	(記入しないでください) 万 円			従 業 員			
				常 用 (役員・家族除く)	人	常 用 (役員・家族)	人
借 入 期 間	年 箇月のうち	据置期間 箇月	最 近 の 月 平 均 売 上	万 円	金 融 機 関 からの 借 入 金 総 額	万 円	
返 済 方 法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る)		最 近 の 月 平 均 費 用	万 円	1 主 な 取 引 金 融 機 関		
	その他 ( )		資 産 総 額	万 円			
借 入 希 望 金 機 関	( 支店)		負 債 総 額	万 円			
			資 本 金 (元入金)	万 円			
借 入 金 の 場 合	設備資金の場合	事業承継にかかる設備の種類・数量等	金 額	運 転 資 金 の 場 合	事 業 承 継 に か か る 運 転 資 金 の 内 容	金 額	
			計 万 円			計 万 円	
使 途	資金を必要とする理由 (具体的に記入して下さい。)						
連帯保証人 (詳細は信用保証協会所定の連帯保証人明細書に記入してください。)							
氏 名	年 齢	住 所		職 業	申 込 者 と の 関 係	備 考	
		TEL ( ) -					
		TEL ( ) -					
		TEL ( ) -					

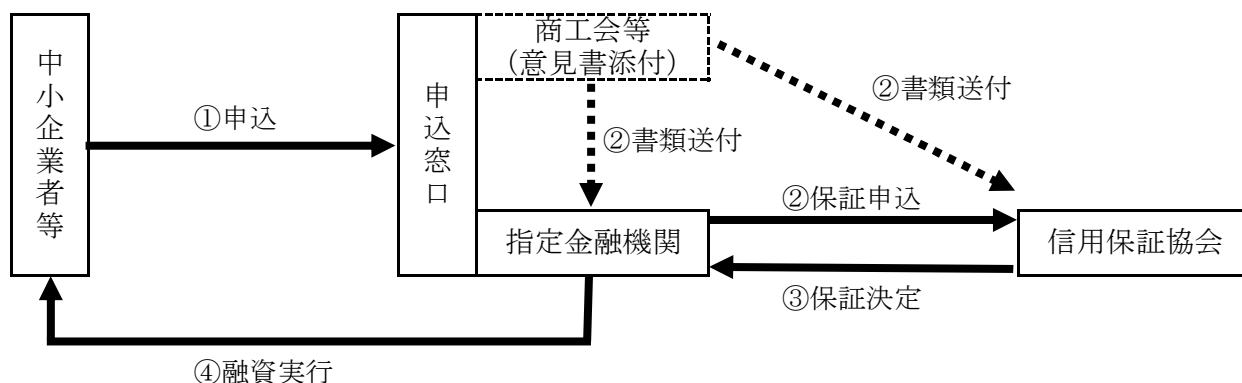
※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類 (最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。) と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。  
 ※「別添見積書のとおり」などの表現はしないでください。(受付不可)

## 9. 事業継続力強化資金

### (1) 融資条件等

融資対象者	県内で保証対象事業を行っている中小企業者又は組合で、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画について経済産業大臣の認定を受けたもの。
資金使途	認定事業継続力強化計画に基づいて行う事業に直接必要な設備資金及び運転資金
融資限度額	設備資金・運転資金 2億8,000万円
融資期間	設備資金 15年以内（うち据置1年以内） 運転資金 10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	特別利率F（7年まで 年1.60% 10年まで 年1.80% 15年まで 年2.20%）
保証料率	年0.25%
返済方法	原則として毎月均等返済
担保等	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乘せを行う場合に経営者を保証人としなくすることができる。担保については、必要に応じて徴求する。
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合事業のみ）
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行、伊予銀行
個別必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の写し</li> <li>・事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の内容が確認できる書類</li> </ul>

### (2) 融資の流れ



# 大分県事業継続力強化資金融資に係る通知書

※提出部数 3部  
 ※提出先 最寄りの商工会、商工会議所  
 又は指定金融機関  
 (組合にあっては、大分県中  
 小企業団体中央会)

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地  
 企業名(商号)  
 代表者氏名  
 TEL

申込額 万円	企 業 の 概 要				
	具 体 的 業 種		取 扱 目		
査定額 (記入しないでください) 万円	従業員				
	常用 (役員・ 家族除 く)	人	常用 (役員・ 家族)	人 臨時 (パート含)	
借入期間 年 箇月のうち 据置期間 箇月	最 近 の 月平均売上	万円	金融機関から の借入金総額	万円	
	最 近 の 月平均費用	万円	1 主な取引金融機関  2 主な取引先又は親企業  3 事業開始年月		
返済方法 月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る) その他 ( )	資 産 総 額	万円			
	借入希望金融機関 ( 支店)	負債総額			万円
	資 本 金 (元入金)	万円			
借入金の 設備資金の場合 の 使途	事業継続力強化にかかる設備の 種類・数量等	金 額	事業継続力強化にかかる運転資 金の内容	金 額	
		計 万円		計 万円	
資金を必要とする理由(具体的に記入して下さい。)					
連帯保証人(詳細は信用保証協会所定の連帯保証人明細書に記入して下さい。)					
氏 名	年 齢	住 所	職 業	申込者との関係	備 考
		TEL ( ) -			
		TEL ( ) -			
		TEL ( ) -			

※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類(最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。)と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。

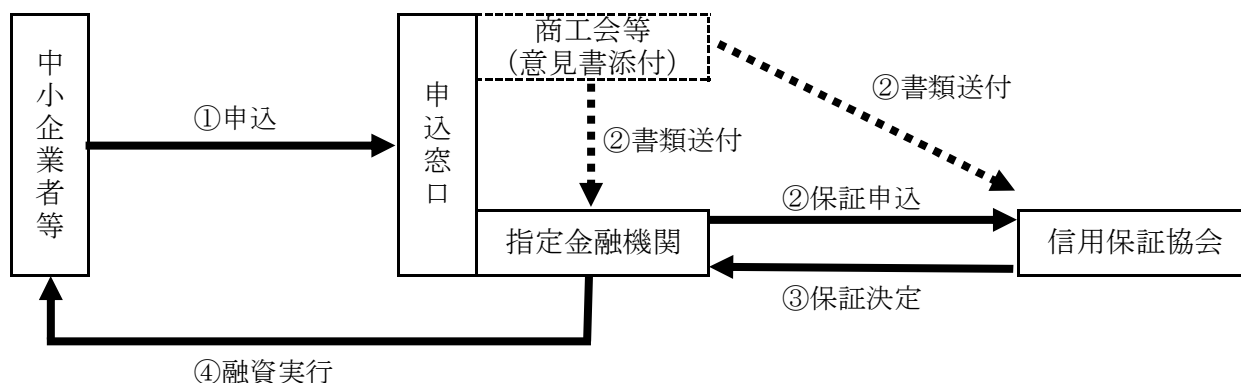
※「別添見積書のとおり」などの表現はしないでください。(受付不可)

# 10. おんせん県魅力アップサポート資金

## (1) 融資条件等

融資対象者	<p>県内で保証対象事業を行っている中小企業者又は組合のうち、以下の事業を営んでいるもの。</p> <p>①宿泊業（下宿業を除く）                  ②飲食店                  ③小売業（無店舗小売業を除く）                  ④温泉施設                  ⑤バス業                  ⑥タクシー業                  ⑦レンタカー業（自動車リース業を除く）                  ⑧上記以外の業種で、交流人口の増加への対応、観光振興のために必要であると知事が特に認めた取り組み※を行う者</p> <p>※知事の認定書（P.48）が必要となります。申請等については県経営創造・金融課までお問い合わせください。</p>
資金使途	<p>設備資金（運設含む）、運転資金                  （上記①～⑦の者が必要とする設備資金・運転資金は、資金使途に限定なし。）</p>
融資限度額	<p>企業・組合 設備資金・運転資金 2億8,000万円</p>
融資期間	<p>設備資金 15年以内（うち据置2年以内）                  運転資金 10年以内（うち据置1年以内）</p>
融資利率	<p>特別利率B（7年まで 年1.80% 10年まで 年2.00% 15年まで 年2.40%）</p>
保証料率	<p>保証料率 年0.15%</p>
返済方法	<p>原則として毎月均等返済</p>
担保等	<p>保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乘せを行う場合に経営者を保証人としなくて済むことができる。担保については、必要に応じて徴求する。</p>
申込み窓口	<p>指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合事業のみ）</p>
指定金融機関	<p>大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行、肥後銀行、伊予銀行</p>

## (2) 融資の流れ





おんせん県魅力アップサポート資金に係る通知書

※提出部数 3部  
 ※提出先 最寄りの商工会、商工会議所  
 又は指定金融機関  
 (組合にあつては、大分県中  
 小企業団体中央会)

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地

企業名(商号)

代表者氏名

TEL

申込額	万円		企 業 の 概 要			
	事業内容		取扱目			
業種	(融資要綱第5条を確認し、○印をつけてください。) 1. 宿泊業    2. 飲食店    3. 小売業    4. 温泉施設    5. バス業    6. タクシー業 7. レンタカー業    8. その他知事が認めた者(承認書要添付)					
査定額	(記入しないでください) 万円		従業員			
			常用(役員・家族除く) 人	常用(役員・家族) 人	臨時(パート含) 人	
借入期間	年 箇月のうち	最近の月平均売上	万円	金融機関からの借入金総額	万円	
	据置期間 箇月	最近の月平均費用	万円	1 主な取引金融機関		
返済方法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る)	資産総額	万円	2 主な取引先又は親企業		
	その他( )	負債総額	万円	3 事業開始年月		
借入希望金融機関	( 支店)	資本金(元入金)	万円			
借入金の場合の使途	今回計画中の設備の種類・数量・単価等	新設・増設・補修 取替の別	金額	必要な項目に○をつけてください。 (1) 商品(材料)仕入資金 (2) 買掛(手形)決済資金 (3) 諸経費支払資金 (4) その他 ( )	金額	
			計 万円		計 万円	
資金の必要理由(具体的に書いてください。)						
連帯保証人(詳細は信用保証協会所定の連帯保証人明細書に記入してください。)						
氏名	年齢	住 所		職業	申込者との関係	備考
		TEL ( ) -				
		TEL ( ) -				
		TEL ( ) -				

※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類(最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。)と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。

※「別添見積書のとおり」などの表現はしないでください。(受付不可)

## おんせん県魅力アップサポート資金に係る認定書

年 月 日

大分県知事 殿

事業所の所在地  
企業名 (称号)  
代表者氏名

下記の内容に係る上記資金の申込みに必要であるので、おんせん県魅力アップサポート資金特別融資要綱第5条第1項チに定める融資対象者であることについて認定願います。

記

1 業 種 (具体的に記入して下さい。)	
2 事 業 内 容	
3 資金使途 (具体的に記入してください。)	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
4 上記3により得られる交流人口増加への対応、観光振興についての効果	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

上記のとおり相違ないことを認定します。

年 月 日

大分県知事

⑨

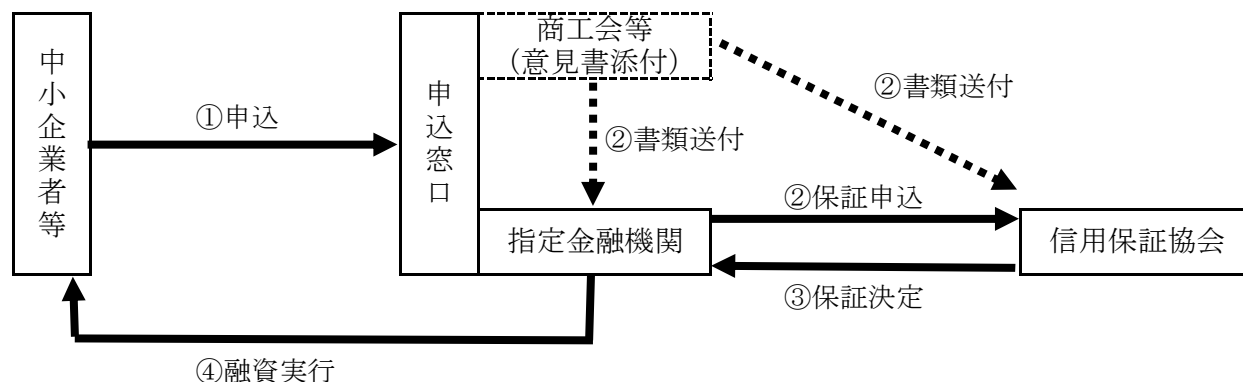
注) 前回認定から1年以内かつ記載内容に変更がない場合は、申請にあたって前回認定書の写しの添付に代えることができる

# 1 1. 経営力強化資金

## (1) 融資条件等

融資対象者	県内で保証対象事業を行っている中小企業又は組合で、金融機関及び認定経営革新等支援機関※の支援を受けつつ、自ら賃上げの目標設定を含む事業行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者  ※認定経営革新等支援機関とは、国が認定した金融機関・税理士・中小企業支援者等、中小企業の支援事業を行う者をいう（中小企業等経営強化法31条2項）
資金使途	事業計画の実施に必要な運転資金、設備資金及び借換資金
保証限度額	設備資金・運転資金・借換資金 2億8,000万円
融資期間	設備資金 7年以内（うち据置1年以内） 運転資金 5年以内（うち据置1年以内） 借換資金 10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	7年以内 年1.8% 10年以内 年2.0%
保証料率	年0% ※県が全額負担
返済方法	原則として毎月均等返済
担保等	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乘せを行う場合に経営者を保証人としなくて済むことができる。担保については、必要に応じて徴求する。
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合事業のみ）
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、西日本シティ銀行、肥後銀行、筑邦銀行、北九州銀行、愛媛銀行、伊予銀行
備考	・認定経営革新等支援機関と策定した「事業行動計画書」の作成が必要 ・金融機関は融資対象者に対して継続的な伴走支援が必要

## (2) 融資の流れ



# 大分県経営力強化資金 特別融資に係る通知書

※提出部数 3部  
 ※提出先 最寄りの商工会、商工会議所  
 又は指定金融機関  
 (組合にあっては、大分県中  
 小企業団体中央会)

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地  
 企業名(商号)  
 代表者氏名  
 TEL

申 込 金 額		企 業 の 概 要					
	万円	具 体 的 業 種		取 扱 品 目			
査 定 金 額	(記入しないでください) 万円	従 業 員					
借 入 期 間	年 箇月のうち 据置期間 箇月	常 用 (役員・ 家族除 く) 人	常 用 (役員・ 家族) 人	臨 時 (パート 含) 人			
返 済 方 法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る) その他 ( )	金 融 機 関 からの 借 入 金 総 額 万円					
借 入 希 望 金 機 関	( ) 支店)	資 産 総 額	万円	1 主な取引金融機関 2 主な取引先又は親企業 3 事業開始年月			
		負 債 総 額	万円				
		資 本 金 (元入金)	万円				
借 入 金 の 使 途	設備の種類・数量・単価等	金 額	計	賃 上 げ 目 標	給与支給総額の伸び率		
		万円			3年計画の場合	%	
					4年計画の場合	%	
					5年計画の場合	%	
					その他の場合	%	
	(必要な項目に○をつけてください。)	金 額	計	資 金 の 必 要 理 由			
	(1) 商品(材料)仕入資金						
	(2) 買掛(手形)決済資金						
	(3) 諸経費支払資金						
	(4) その他						
		万円					
連帯保証人							
氏 名	年 齢	住 所		職 業	申 込 人 と の 関 係	備 考	
		TEL ( ) -					
		TEL ( ) -					
		TEL ( ) -					

※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類(最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。)と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。

4. 計画終了時点における成長目標

Table with columns for financial ratios (EBITDA, 有利子負債倍率, 給与支給総額伸び率) and target percentages for years 1-5.

5. 具体的なアクションプラン

\*12. 現状認識の取組(②③のいずれか1つでも可)について取組計画等を記載してください。計画1年目は、計画策定日の属する事業年度となります。

Table for 'Main Strategy' (主な取組) with columns for years 1-5 and categories like '取組計画', '改善目標指標', '取組計画', '改善目標指標', '取組計画', '改善目標指標', '取組計画', '改善目標指標'.

6. 収支計画及び返済計画

Table for 'Financial and Repayment Plan' with columns for years 1-5 and categories like '売上高', '営業利益', '税金引当当期純利益', '減価償却費', '借入金返済額'.

(本計画書中、別に添付する計画書で代える項目がある場合には項目名をチェックして下さい。)

2. 現状認識 3. 財務分析 4. 計画終了時点における将来目標 5. 具体的なアクションプラン 6. 収支計画及び返済計画

以上

\*12. 現状認識については「ローカルベンチマーク」における非財務パフォーマンスシートを作成している場合には、シート上の項目は必ず記載してください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\_innovation/sangyokinyu/ocaben/

\*2 ローカルベンチマークの算出方法及び各指標の意義は以下「6つの財務指標」の通りです。

(参考) 財務分析の視点 ～6つの財務指標～



Table explaining 6 financial indicators: ①売上増加率, ②営業利益率, ③労働生産性, ④EBITDA有利子負債倍率, ⑤営業運転資本回転期間, ⑥自己資本比率.

事業行動計画書

1. 事業者名等

Form for business name and address information with fields for '住所', '法人名称', '代表者名', '又は氏名'.

【情報提供の同意】 採算力強化保証制度を利用するにあたり、以下に掲げる当社(私)の情報、以下に掲げる利用目的のために【金融機関名】が保証協会に対して提供すること、及び保証協会が【金融機関名】から提供された情報を経済産業省に対して提供することに同意いたします。

Table for 'Information provided' with columns for '1. 提供される情報' and '2. 提供先における利用目的'.

【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について、次の通り確認しております。

Table for 'Confirmation of information' with columns for '確認年月日', '確認時間', '確認方法'.

【認定経営基盤等新等支援機関名】

Table for 'Designated support organization name' with a column for '当該が要する経営支援の内容'.

\*1「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書における経営支援の内容で○をした項目のアルファベットとその詳細をご記入ください。

2. 現状認識(※)

Table for 'Current Status' with columns for 'No.', '項目', '内容'.

3. 財務分析

Table for 'Financial Analysis' with columns for '直近の決算期' and rows for '①売上増加率', '②営業利益率', '③労働生産性', '④EBITDA有利子負債倍率', '⑤営業運転資本回転期間', '⑥自己資本比率'.

\*表中の財務指標はローカルベンチマークにおける6指標となります。(※)

個人事業者の方は①②③のみ記載してください。

## 12. 創業支援資金

### (1) 融資の種類及び対象

創業等支援融資	優れた事業計画に基づいて創業する創業者で、次のいずれかに該当するもの。 ①事業を営んでいない個人で、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの ②事業を営んでいない個人で、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ③中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ④上記①～③の創業等を行った後5年を経過しないもの ⑤その他、制度要綱で定めるもの
再挑戦支援融資	事業を廃止した者又は会社解散時に役員であった者で、当該事業廃止又は解散から5年を経過しておらず、次のいずれかに該当するもの。 ①事業を営んでいない個人で、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの ②事業を営んでいない個人で、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ③事業を営んでいない個人が事業を開始して5年を経過していないもの ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、当該設立から5年を経過していないもの ⑤その他、制度要綱で定めるもの
経営者保証不要融資	以下のいずれかの要件に該当するもの。 ①創業予定者（事業を営んでいない個人で、2月以内に法人を設立し、事業を開始する具体的な計画がある者） ②分社化予定者（中小企業にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立する具体的な計画がある者） ③事業を営んでいない個人が設立した法人で、創業後5年未満の法人 ④分社化後5年未満の法人 ⑤創業後5年未満の法人成り企業

### (2) 融資条件

資金名称	創業等支援融資	再挑戦支援融資	経営者保証不要融資※
資金使途	創業等又は創業等により行う事業に直接必要となる設備資金または運転資金 (なお、新会社設立のための資本金〔株式取得資金〕は、対象となりません)		
融資限度額	3,500万円		
融資期間	設備資金・運転資金 10年以内（うち据置1年以内）		
融資利率	特別利率F（7年まで 年1.60% 10年まで 年1.80%）		
保証料率	年0.35% ※大分県信用保証協会の割引後の保証料率		年0.55% ※同左
返済方法	原則として毎月均等返済		
担保等	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乘せを行う場合に経営者を保証人としないうことが出来る。担保については無担保とする。		担保、保証人については不要。
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会		指定金融機関
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行、伊予銀行、肥後銀行		

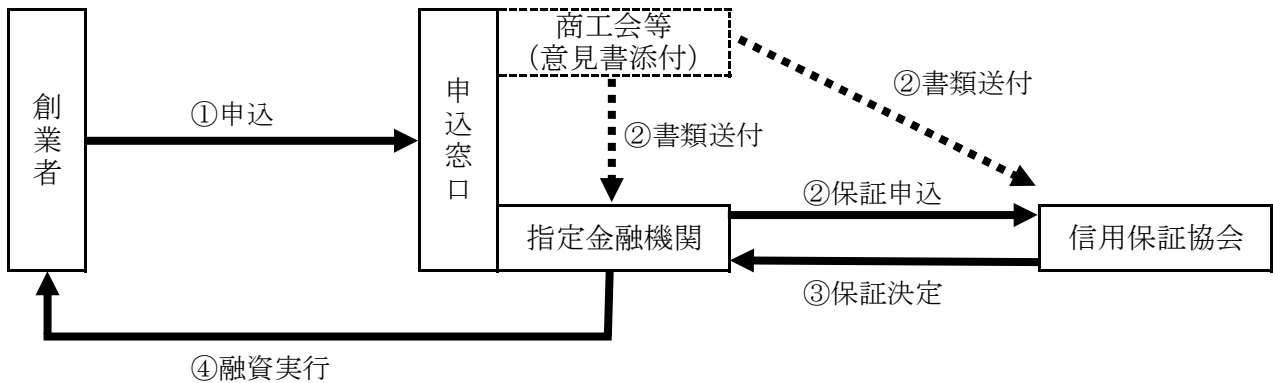
※創業予定、または税務申告1期末終了の者は創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要。

資金名称	創業等支援融資	再挑戦支援融資	経営者保証不要融資
個別必要書類	・創業計画書（様式1）※	・再挑戦計画書（様式1）※ ・協会所定の資格要件申告書 ・本件により求償権消滅保証の申込を同時に行う場合は、協会所定の経営計画書	・創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）（様式7）

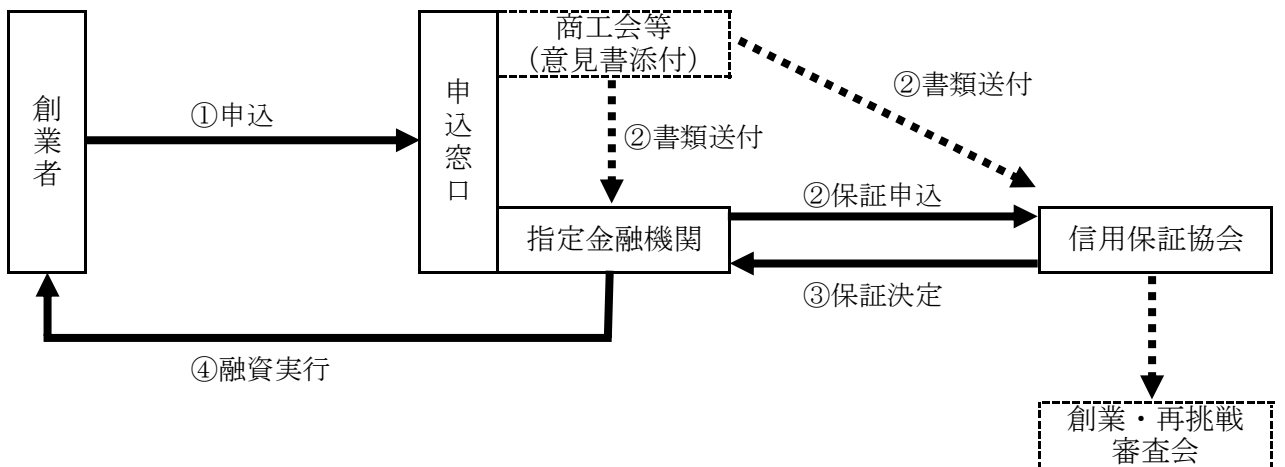
※既に創業し事業を開始している者は、様式1-2の通知書による

### (3) 融資の流れ

#### ア) 創業等支援融資、経営者保証不要融資

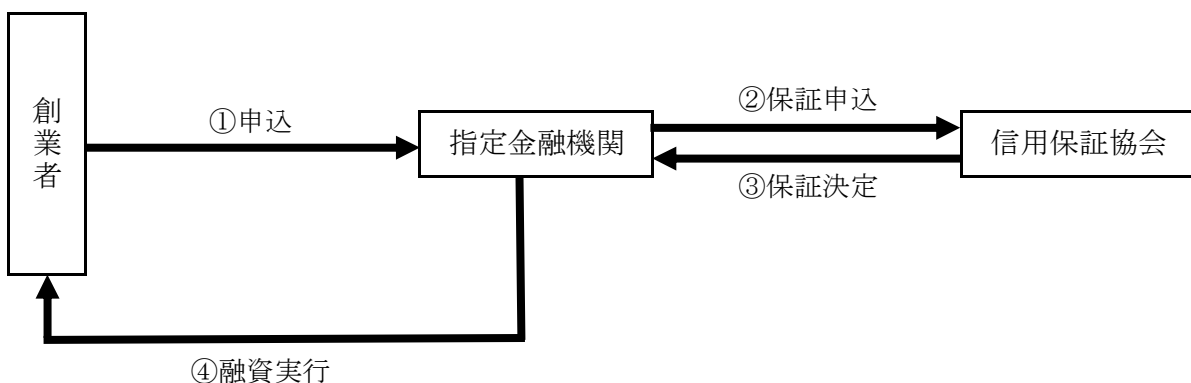


#### イ) 再挑戦支援融資



※求償権消滅保証の申込を同時に行う場合は、創業・再挑戦審査会に付議されます。

#### ウ) 経営者保証不要融資



※法人設立から3年目、5年目にガバナンス体制の整備に関するチェックシート(写し)を金融機関へ提出することが必要となります。

様式1

※提出部数 3部

※提出先 最寄りの商工会、商工会

大分県創業支援資金特別融資に係る

通知書兼創業・再挑戦計画書

大分県知事 殿

年 月 日

上記資金の融資を受けたいので通知します。

住 所

企業名（商号）

氏名又は代表者名

T E L

開業形態	個人・法人	商号	資本金		千円
事業所開設住所				電話	( )
開設予定年月日	年	月	日	事業開始届けの有無	有・無
業種		取扱品		仕入先	
従業員数	名				
許可等	種類			根拠法	
<small>(許可等取得が必要な場合)</small>		<small>(許可・免許・登録・認証の別を記入)</small>			<small>(取得すべき許可等の根拠法を記入(例)食品衛生法)</small>
事業協力者の住所・氏名・勤務先					

融資の種類	<small>(いずれかに○をして下さい)</small>	申込金額		借入期間	年 箇月のうち
	・創業等支援融資 ・再挑戦支援融資	査定金額	<small>(記入しないで下さい)</small>		据置期間
返済方法	月賦・年賦・半年賦(均等償還に限る)	借入希望			
	その他( )	金融機関		( )	支店)

※創業・開業後の方の場合、以下の記入項目については、創業時の計画内容をできる範囲で記入して下さい。

1. 創業準備の着手状況(下記の該当事項に○印を付けて下さい。)

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃貸するための権利金・敷金支払済みである。
- カ 事業に必要な許認可取得未了(許認可取得見込み(申請状況や取得予定時期等)を具体的に記入して下さい。)
- キ その他(具体的に記入して下さい。)
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。





借入金等	借入先	年利	借入額	毎月返済額	借入期間
(*)	今回借入額	%	円	円	・ ～ ・
					・ ～ ・
					・ ～ ・
					・ ～ ・
					・ ～ ・
	借入金等合計		円	調達資金合計	D 千円

(※) 今回の資金調達計画の中による借入金等をご記入ください。

#### 6. 収支計画（創業後1年分）

支 出		収 入	
仕入高	千円	売上高	千円
外注工事		工賃収入	
人件費		雑収入	
その他経費			
利益			
計		計	

#### 7. 販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・受注先	外注予定額	支払方法
	年 円			年 円	

#### 8. 借入金等状況（※）

借入先等	資金使途	借入残高	残存返済期間	年間返済額
		円	ヶ月	円
		円	ヶ月	円
		円	ヶ月	円
		円	ヶ月	円

(※) 現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください（経営者本人が負担している保証債務も含まれます）。





# 大分県創業支援資金融資に係る通知書

※提出部数 3部  
 ※提出先 最寄りの商工会、商工会議所  
 又は指定金融機関  
 (組合にあっては、大分県中  
 小企業団体中央会)

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地

企業名(商号)

代表者氏名

TEL

申込額		万円		企 業 の 概 要			
				具 体 的 業 種			取 扱 目
査 定 額	(記入しないでください) 万円			従業員			
				常 用 (役員・ 家族除 く)	人	常 用 (役員・ 家族)	人
借 入 期 間	年 箇月のうち 据置期間 箇月	最 近 の 月平均売上	万円	金融機関から の借入金総額		万円	
返 済 方 法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る) その他 ( )		最 近 の 月平均費用	万円	1 主な取引金融機関		
			資 産 総 額	万円	2 主な取引先又は親企業		
借 入 希 望 金 機 関	( 支店)		負 債 総 額	万円	3 事業開始年月		
			資 本 金 (元入金)	万円			
借 入 金 の 使 途	今回計画中の設備の 種類・数量・単価等		新設・増設・ 補修取替の別	金 額	融資の種類 (○をつけてください。)		
				計	万円	1 創業等支援融資 2 再挑戦支援融資	
		必要な項目に○をつけてください。		金 額	資金の必要理由 (具体的に書いてください。)		
		(1) 商品(材料)仕入資金 (2) 買掛(手形)決済資金 (3) 諸経費支払資金 (4) その他 ( )					
		計		万円			
連帯保証人 (詳細は信用保証協会所定の連帯保証人明細書に記入してください。)							
氏 名	年 齢	住 所		職 業	申 込 者 と の 関 係	備 考	
		TEL ( ) -					
		TEL ( ) -					
		TEL ( ) -					

※既に創業し事業を開始している場合は本様式を提出してください。

※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類 (最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。) と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。

※「別添見積書のとおり」などの表現はしないでください。(受付不可)

信用保証協会 御中

年 月 日

再挑戦支援保証の申込みにあたり、以下の〔申込人〕  
とおり申告します。

住 所

会社名

氏名または  
代表者名

## 開始する事業

## 【事業概要を記入してください】

開業形態	個人事業・会社事業	商号(個人) 会社名(会社)	
開業(予定)住所	電話 ( )		
開業届出(個人) 設立登記(会社)	無・有	開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	年 月 日
業種		資本金	[会社設立(予定)の場合] 円

\*別途「創業・再挑戦計画書」を提出してください。

## 事業経験について

〔既に会社を設立されている場合、会社を設立した方(創業者)の事業経験についてお尋ねします〕

## 1. 事業(注1)経験の有無について〔該当項目に○印を付けてください〕

## (注1)事業の定義

事業とは一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に行うことをいいます。従って、規模の大小や業種、営利を目的とするか等を問うものではなく、例えば専業であるか兼業であるかにかかわらず、農林水産業なども含みます。

① 事業経験があります。

② 事業経験がありません。

(1. ②に該当する方は以下記入不要です。)

## 2. 事業経験の形態について〔1で「①あります」という方は、該当項目に○印を付けてください〕

① 個人事業

② 会社事業

## 3. 廃業(注2)経験の有無について〔該当項目に○印を付けてください〕

## (注2)廃業の定義

・個人事業:事業を廃止すること ・会社事業:会社が解散すること

① 個人事業を廃止もしくは経営していた会社を解散した経験があります。

② 個人事業を廃止もしくは経営していた会社を解散した経験はありません。

(3. ②に該当する方は以下記入不要です。)

〈裏面へお進みください〉

4. 上記3で「①個人事業を廃止もしくは会社を解散した経験があります」という方は、ご記入ください。

(1) 該当項目に○印を付けてください。

		個人事業	会社事業
1	経過年数	① 廃業日から5年を経過していない ② 廃業日から5年を経過している	① 解散日から5年を経過していない ② 解散日から5年を経過している
2	原因	① 廃業原因は <b>経営状況の悪化(注3)</b> である ② 廃業原因は <b>経営状況の悪化(注3)</b> ではない	① 解散原因は <b>経営状況の悪化(注3)</b> である ② 解散原因は <b>経営状況の悪化(注3)</b> ではない
3	解散会社との関係		① 解散日において <b>会社経営者(注4)</b> であった ② 解散日において <b>会社経営者(注4)</b> ではなかった

(注3)経営状況の悪化・・・業務執行上の判断や取引先の倒産の影響等により経営状態が悪化することをいいます。

(注4)会社経営者・・・業務を執行する役員のことをいいます。但し、社外取締役は含まれず、委員会設置会社においては執行役(取締役を兼務する場合を含む)が含まれ執行役を兼務しない取締役は含みません。

(2) 廃止した個人事業もしくは解散した会社の事業内容を記入してください。

商号(個人) 会社名(会社)	業種	
廃止時住所(個人) 解散時住所(会社)		
廃業届出(個人) 解散登記(会社)	無 ・ 有	廃止年月日(個人) <b>解散年月日(会社)(注5)</b> 年 月 日
法的整理の有無	無 ・ 有	法的整理名 { } 開始決定日 { 年 月 日 } 事件番号 { 裁判所 年( )第 号 }
保証協会の利用	無 ・ 有 { 信用保証協会 }	

(注5)解散年月日・・・解散登記日ではなく、商業登記簿謄本の解散事由が発生した日を記入してください。

※ 個人事業の廃止年月日もしくは会社の解散年月日から5年を経過していない場合は、以下の資料を添付してください。

- ・「個人事業」の方…事業廃止の事実を確認できる書類(廃業届出書、過去の税務申告書の控え等)
- ・「会社事業」の方…解散会社の商業登記簿謄本(閉鎖事項全部証明書)

## 経営計画書(求償権消滅保証用)

年 月 日

〔申込人〕

住 所

会 社 名

氏名または  
代表者名

私(当社)は以下の事業計画の実施に向けて努力するとともに、保証協会並びに金融機関に対して積極的に経営上の情報を開示します。

また、経営計画の実施状況の報告や実地調査、帳簿閲覧等を求められた場合は、調査に必要な便宜を提供します。

なお、事業計画の策定及び実施に伴う一切の責任は私(当社)にあるものとします。

## 1. 創業した事業の具体的内容

商品・サービスの 内容、特徴	
顧客ターゲット、 価格設定	
流通経路(図示)	
経営理念	
将来的に目指す 事業形態(ビジョン)	
スタッフ(従業員 等)の経歴・能力 及び従業員数	



2-1. 財務状況の推移(貸借対照表)

(単位:千円)

	年 月試算 直近	年 月期 (1年後)	年 月期 (2年後)
流動資産			
現金預金			
受取手形			
売掛金			
棚卸資産			
貸付金			
その他流動資産			
流動資産合計			
固定資産			
(有形固定資産)			
器具・備品			
土地			
その他有形固定資産			
有形固定資産計			
(無形固定資産)			
その他無形固定資産			
無形固定資産			
(投資その他の資産)			
長期貸付金			
その他投資・資産			
固定資産合計			
繰延資産			
その他繰延資産			
[ 事業主貸 ]			
繰延資産合計			
資産合計			

	年 月試算 直近	年 月期 (1年後)	年 月期 (2年後)
流動負債			
支払手形			
買掛金			
短期借入金			
その他流動負債			
流動負債合計			
固定負債			
長期借入金			
その他固定負債			
固定負債合計			
負債合計			
[ 事業主借 ]			
資本金〔元入金〕			
資本剰余金			
利益剰余金			
資本合計			
負債・資本合計			
手形割引			
手形裏書			

(注1) [ ]は個人事業の場合、記入してください。

(注2) 決算期末到来で試算表を作成している場合は、一番左の欄にその内容を記入してください。なお、試算表を作成していない場合は同欄に直近の資産・負債・資本金額を記入してください。

2-2. 財務内容の推移(損益計算書)

(会社)

(単位:千円)

	年月試算 直近	年月期 (1年後)	年月期 (2年後)
売上高			
期首棚卸			
仕入高			
合計			
期末棚卸			
売上原価合計			
売上総利益			
役員報酬			
人件費			
通信費			
賃借料			
減価償却費			
その他			
販売費管理費合計			
営業利益			
受取利息・配当金			
雑収入			
その他			
営業外利益			
支払利息・手形売却損			
雑損失			
その他			
営業外支出			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前利益			
法人税等			
当期利益			

(個人)

(単位:千円)

	年月試算 直近	年月期 (1年後)	年月期 (2年後)
売上高			
期首棚卸			
仕入高			
合計			
期末棚卸			
売上原価合計			
売上総利益			
人件費			
通信費			
地代家賃			
減価償却費			
利子割引料			
雑費			
経費計			
経常利益			
貸倒引当金			
繰戻額等計			
専従者給与			
貸倒引当金			
繰入額等計			
申告控除前所得金額			
申告控除額			
所得金額			

(注)

決算期末到来で試算表を作成している場合は、一番左の欄にその内容を記入してください。なお、試算表を作成していない場合は同欄に直近の売上・利益等の金額を記入してください。

**【経常利益が赤字の場合、黒字転換する時期】**

黒字転換する時期	年 月期
黒字転換する根拠	

※ 決算期末到来の場合は記入不要

**3. 債務弁済計画**

(単位:千円)

金融機関等	現在元本残高	年 月期		
		新規借入	返済	期末元本残高

(単位:千円)

金融機関等	年 月期			年 月期		
	新規借入	返済	期末元本残高	新規借入	返済	期末元本残高

(注) 経営者本人が負担している保証債務についても記入してください。

**4. 金融機関の創業・再挑戦支援内容**

金融機関	銀行・金庫	支店
支援内容		

## 5. 当該融資実行後の資金繰り計画

(単位:千円)

	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
前期繰越利益A						
現金売上						
売掛回収						
受取手形落込						
収入計B						
現金仕入						
買掛支払						
支払手形落込						
人件費支払						
その他経費支払						
設備購入等						
支払利息						
借入返済						
支出計C						
過不足D(A+B+C)						
手形割引						
新規借入						
調達E						
翌月繰越D+E						

	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
前期繰越利益A						
現金売上						
売掛回収						
受取手形落込						
収入計B						
現金仕入						
買掛支払						
支払手形落込						
人件費支払						
その他経費支払						
設備購入等						
支払利息						
借入返済						
支出計C						
過不足D(A+B+C)						
手形割引						
新規借入						
調達E						
翌月繰越D+E						

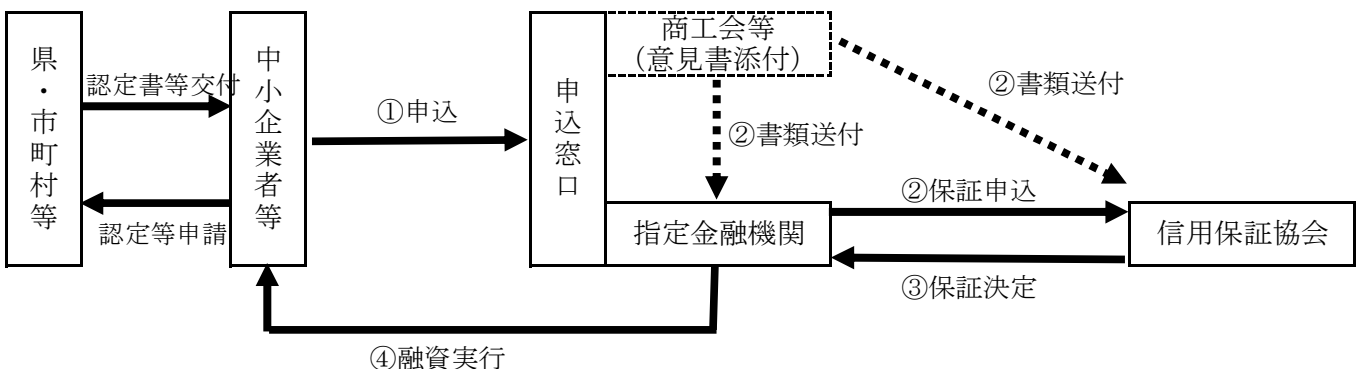


# 13. 災害復旧資金

## (1) 融資条件等

融資対象者	県内で保証対象事業を行っている中小企業又は組合で、火災、風水害その他の天変地異により設備の損壊若しくは資材の流出、き損、滅失又は事業の運営に重大な支障を生じていることについて、市町村長から被災又は売上の減少等について証明を受けた者。 <b>【一般融資】</b> 火災、風水害その他天変地異により被災し復旧を図ろうとするもの <b>【知事指定災害融資】</b> 知事が特に認める火災、風水害その他天変地異により被災し復旧を図ろうとする者	
資金名称	一般融資	知事指定災害融資
資金使途	設備資金・運転資金	別に定める
融資限度額	設備資金・運転資金 8,000万円	別に定める
融資期間	設備資金・運転資金 10年以内（うち据置2年以内）	別に定める
融資利率	7年以内 年1.60% 10年以内 年1.80%	別に定める
保証料率	年0.25%	別に定める
返済方法	原則として毎月均等返済	別に定める
担保等	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乗せを行う場合に経営者を保証人としなければならない。担保については、必要に応じて徴求する。	別に定める
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合事業のみ）	別に定める
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行、肥後銀行、伊予銀行	別に定める
個別必要書類	市町村長の証明書（P.70）、罹災証明書等	別に定める

## (2) 融資の流れ



# 大分県災害復旧資金融資に係る通知書

※提出部数 3部  
 ※提出先 最寄りの商工会、商工会議所  
 又は指定金融機関  
 (組合にあっては、大分県中  
 小企業団体中央会)

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地

企業名(商号)

代表者氏名

TEL

申込額		企 業 の 概 要				
		具体的業種	取 扱 目			
査 定 額	(記入しないでください) 万円	従業員				
		常用(役員・家族除く) 人	常用(役員・家族) 人	臨時(パート含) 人		
借 入 期 間	年 箇月のうち 据置期間 箇月	最近の月平均売上 万円	金融機関からの借入金総額 万円			
返 済 方 法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る) その他 ( )	最近の月平均費用 万円	1 主な取引金融機関			
		資 産 総 額 万円				2 主な取引先又は親企業
借 入 希 望 融 資 機 関	( 支店)	負 債 総 額 万円	3 事業開始年月			
		資 本 金 (元入金) 万円				
借 入 金 の 使 途	今回計画中の設備の種類・数量・単価等	新設・増設・補修・取替の別	金額	融資の種類 (○をつけてください。) 1 一般融資 2 知事指定災害融資 融資名称 ( )		
			計 万円			
運 転 資 金 の 使 途	必要な項目に○をつけてください。 (1) 商品(材料)仕入資金 (2) 買掛(手形)決済資金 (3) 諸経費支払資金 (4) その他 ( )		金額	資金の必要理由 (具体的に書いてください。)		
			計 万円			
連帯保証人 (詳細は信用保証協会所定の連帯保証人明細書に記入してください。)						
氏 名	年 齢	住 所		職 業	申 込 者 と の 関 係	備 考
		TEL ( ) -				
		TEL ( ) -				
		TEL ( ) -				

※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類(最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。)と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。

※「別添見積書のとおり」などの表現はしないでください。(受付不可)

## 災害復旧資金に係る証明書

年 月 日

市 町 村 長 殿

事業所の所在地

企業名（商号）

代表者氏名

上記資金の融資の申込みに必要であるので、年 月 日発生した災害において被災したことを証明願います。

記

1 災害の内容

.....  
.....  
.....  
.....  
.....

2 被災状況（設備の損壊状況等を具体的に記入して下さい。）

.....  
.....  
.....  
.....  
.....

上記災害において被災したことを証明します。

年 月 日

市 町 村 長



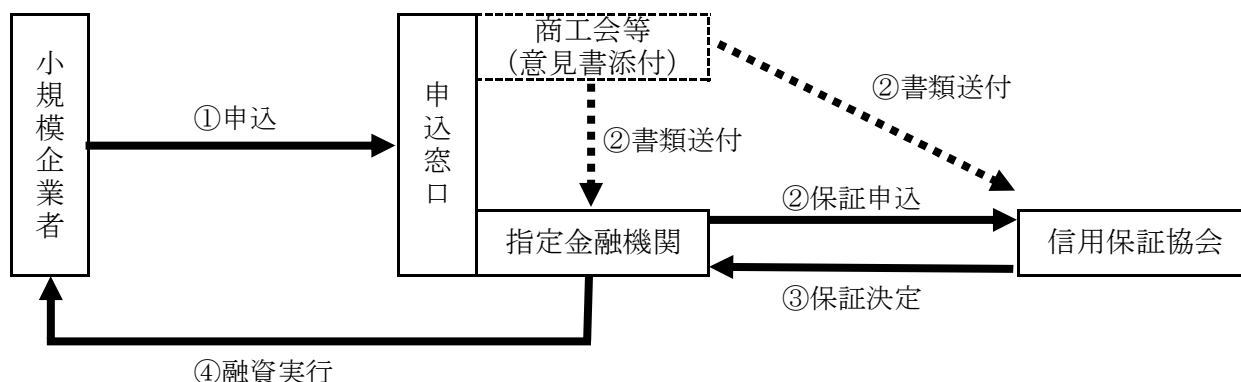


# 14-1. 小口零細企業資金（普通貸付）

## (1) 融資条件等

融資対象者	県内で保証対象事業を行っている小規模企業者のうち、以下の要件のいずれかに該当するもの。 ①常時使用する従業員の数が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の会社及び個人 ②事業協同小組合（組合員の3分の2以上が保証対象事業を行う場合を含む） ③組合員の数が20人以下の企業組合 ④常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合 ⑤常時使用する従業員の数が20人以下の医業を主たる事業とする法人								
資金用途	設備資金・運転資金								
融資限度額	2,000万円								
融資期間	設備資金・運転資金 10年以内（うち据置1年以内）								
融資利率	特別利率C <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>1年まで</td> <td>年1.50%</td> </tr> <tr> <td>5年まで</td> <td>年1.80%</td> </tr> <tr> <td>7年まで</td> <td>年2.30%</td> </tr> <tr> <td>10年まで</td> <td>年2.50%</td> </tr> </table>	1年まで	年1.50%	5年まで	年1.80%	7年まで	年2.30%	10年まで	年2.50%
1年まで	年1.50%								
5年まで	年1.80%								
7年まで	年2.30%								
10年まで	年2.50%								
保証料率	保証料率E（年0.85%以内） セーフティネット保証 年0.70%								
返済方法	原則として毎月均等返済								
担保等	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乘せを行う場合に経営者を保証人としなくて済むことができる。担保については、必要に応じて徴求する。								
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合事業のみ）								
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、伊予銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行								
備考	・「小口零細企業保証制度」を適用した、責任共有制度対象外の資金です ・既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計で、2,000万円の範囲内となる新規融資に限ります								

## (2) 融資の流れ

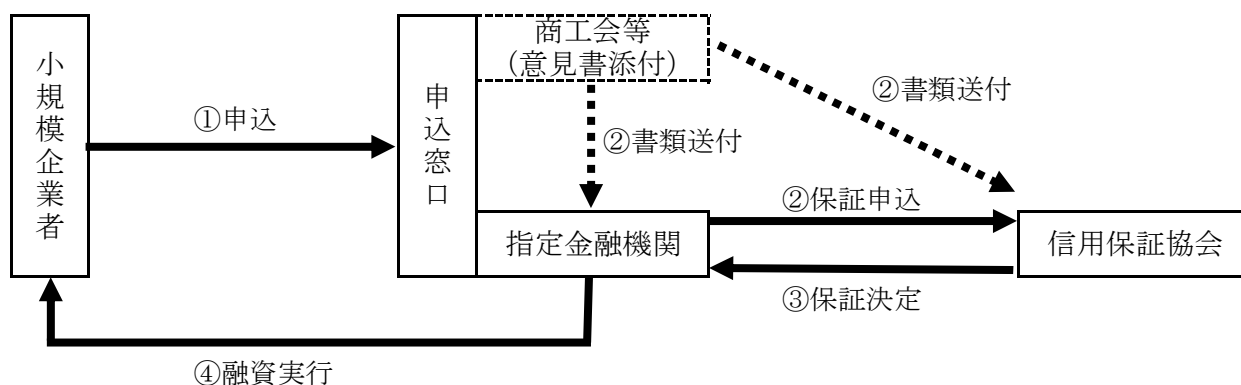


## 14-2. 小口零細企業資金（個人向け無担保無保証人貸付）

### （1）融資条件等

融資対象者	小口零細企業資金（普通貸付）の融資対象である小規模企業者で、以下の要件を満たすもの。 ①融資の申込時において、保証協会から無担保・無保証人保証以外の保証を受けていないこと ②保証の申込みの日以前1年以上引き続き県内で同一事業を行っていること ③源泉徴収による所得税以外の所得税、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割（障害者控除等により所得割がなくなった場合は均等割）のいずれかについて、融資の申込みの日以前1年間において、納期が到来した税額があり、当該税額を完納していること。								
資金用途	設備資金・運転資金								
融資限度額	2,000万円								
融資期間	設備資金・運転資金 10年以内（うち据置1年以内）								
融資利率	特別利率C <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>1年まで</td> <td>年1.50%</td> </tr> <tr> <td>5年まで</td> <td>年1.80%</td> </tr> <tr> <td>7年まで</td> <td>年2.30%</td> </tr> <tr> <td>10年まで</td> <td>年2.50%</td> </tr> </table>	1年まで	年1.50%	5年まで	年1.80%	7年まで	年2.30%	10年まで	年2.50%
1年まで	年1.50%								
5年まで	年1.80%								
7年まで	年2.30%								
10年まで	年2.50%								
保証料率	年0.70%								
返済方法	原則として毎月均等返済								
担保等	不要								
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会								
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、伊予銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行								
個別の必要書類	源泉徴収による所得税以外の所得税、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割、（障害者控除等により所得割がなくなった場合は均等割）のいずれかについて、融資の申込みの日以前1年間において、納期が到来した税額があり、当該税額を完納していることを証明する納税証明書								
備考	「無担保無保証人保証制度」を適用した、責任共有制度対象外の資金								

### （2）融資の流れ



大分県小口零細企業資金融資に係る通知書

※提出部数 3部  
 ※提出先 最寄りの商工会、商工会議所  
 又は指定金融機関  
 (組合にあっては、大分県中  
 小企業団体中央会)

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地  
 企業名(商号)  
 代表者氏名  
 TEL

申 込 額		企 業 の 概 要			
		具 体 的 業 種	取 扱 目		
査 定 額	(記入しないでください)	従業員			
	万円	常用 (役員・家族除く) 人	常用 (役員・家族) 人 臨時 (パート含) 人		
借 入 期 間	年 箇月のうち 据置期間 箇月	最近の月平均売上 万円	金融機関からの借入金総額 万円		
	返 済 方 法 月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る) その他 ( )	最近の月平均費用 万円	1 主な取引金融機関 2 主な取引先又は親企業		
資 産 総 額 万円					
借 入 望 希 金 機 関	負債総額 万円	3 事業開始年月			
	( ) 支店) 資本金 (元入金) 万円				
借 入 金 の 使 途	今回計画中の設備の種類・数量・単価等	金額	設備の必要理由 1 需要増加 2 シェア拡大 3 コスト引き下げによる競争力強化 4 労働力不足 5 新規事業 6 その他 ( )	設備資金調達先 本資金借入分 万円 他金融機関 万円 自己資金 万円 その他 万円	
	新設・増設・補修・取替の別	※計 万円	※欄は同じ金額になります	※計 万円	
借 入 金 の 使 途	必要な項目に○をつけてください。 (1) 商品(材料)仕入資金 (2) 買掛(手形)決済資金 (3) 諸経費支払資金 (4) その他 ( )	金額	必要理由 (具体的に書いてください。)		
		計 万円			
連帯保証人 (詳細は信用保証協会所定の連帯保証人明細書に記入してください。)					
氏 名	年齢	住 所	職 業	申 込 者 と の 関 係	備 考
		TEL ( ) -			
		TEL ( ) -			
		TEL ( ) -			

※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類 (最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。) と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。

※「別添見積書のとおり」などの表現はしないでください。(受付不可)

# 15. 地域産業振興資金

## (1) 融資の種類・融資対象

地域振興等施策対応資金	①低燃費車両等導入融資	<p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく貨物自動車運送事業の許可又は登録を受けた者であって、以下のいずれかに該当する車両を導入するもの。 ただし、対象車両は、直接運送事業の用に供するもの（貨物自動車）に限る</p> <p>イ 国土交通省がエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づいて定める最新の燃費基準を達成した車両 ロ 電気自動車、燃料電池自動車、水素エンジン自動車、天然ガス自動車 ハ その他排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両として知事が特に認めたもの</p>
	②新エネルギー施設等導入融資	<p>新エネルギー施設・省エネルギー設備・自家発電設備・生産性の向上に資する設備を導入する者。なお、新エネルギー施設とは別表1（P.76）に掲げる施設、省エネルギー設備とは別表2（P.77～）に掲げる設備、自家発電設備とは電気事業法第38条第4項に定める自家用工作物のうち常用発電設備、生産性の向上に資する設備とは生産効率、エネルギー効率、精度等生産性の向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備をいう。 ○施設導入に関する問合せ先：産業GX推進室 TEL:097-506-3263</p>
	③健康経営事業者融資	<p>知事から健康経営事業所認定を受けた者、または、経済産業大臣から健康経営優良法人認定を受けた者。ただし、初回認定から5年以内の者に限る</p>
	④優良産業廃棄物処理業者融資	<p>知事等から優良産業廃棄物処理業者、または、おおいた優良産廃処理業者評価制度の認定を受けた者。ただし、初回認定から5年以内の者に限る</p>
耐震化	⑤耐震化促進融資	<p>昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物の所有者で、建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条の規定により耐震診断結果を所管行政庁に報告をしなければならないもの、又は、知事が特に必要と認める者で、耐震診断、補強設計、耐震改修を行うとする者。</p>
その他	⑥やさしさライフビジネス支援資金	<p>福祉・環境等社会性のある事業や過疎地域等において地域性を活かした事業を行う者。 【詳細はP.88参照】</p>

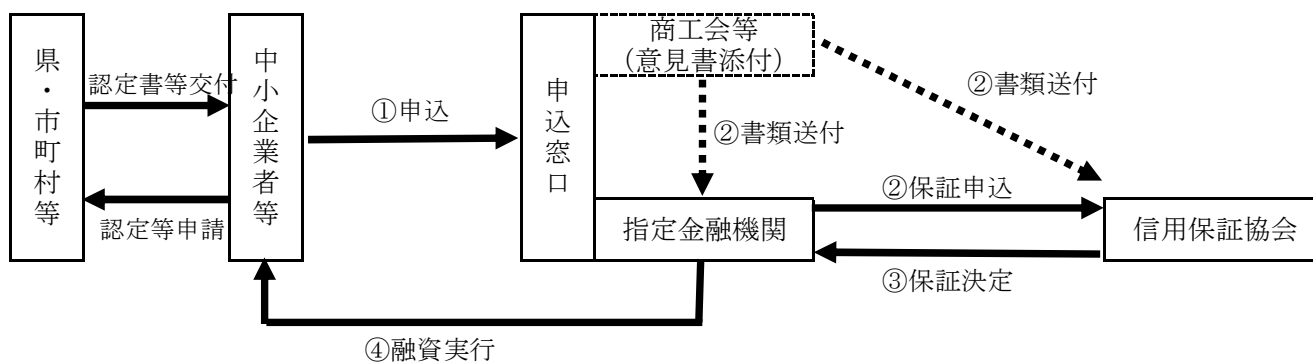
## (2) 融資条件（⑥やさしさライフビジネス支援資金を除く）

融資対象者	県内で保証対象事業を行っている中小企業者又は組合
資金使途	設備資金・運転資金
融資限度額	<p>企業：設備資金・運転資金 8,000万円 組合：設備資金・運転資金 1億円 ※ただし、①は企業、組合：8,000万円（設備のみ） ⑤は企業、組合：2億8,000万円</p>
融資期間	<p>設備資金・運転資金 10年以内（うち据置1年以内） ※ただし、⑤は、設備・運転20年以内（うち据置2年以内）</p>
融資利率	<p>特別利率A（年2.10%） ※ただし、①②は、特別利率B（7年以内 1.8%、10年以内 2.0%） ⑤は、特別利率D（5年以内 1.0%、10年以内 1.2% 15年以内 1.6%、20年以内 2.2%）</p>
保証料率	<p>保証料率B（年0.85%以内）セーフティネット保証 年0.70% ※ただし、②は、年0.15%（セーフティネット保証も同率） ⑤は、年0.25%（セーフティネット保証も同率）</p>
返済方法	原則として毎月均等返済
担保等	<p>保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乘せを行う場合に経営者を保証人としないことができる。担保については、必要に応じて徴求する。</p>
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合事業のみ）
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金など ※詳細は本資金制度要領を参照
備考	<p>①は燃費基準等に該当していることが確認できる書類の添付を要する（車両のパンフレットなど） ②は融資対象施設等であることの知事の認定が必要な場合がある（様式5） ③④は当該認定等を受けたことが確認できる書類の添付を要する</p>

(3) ③健康経営事業者融資、④優良産業廃棄物処理業者融資の対象となる認定等

名称	融資可能期間	制度担当所属
健康経営優良法人認定（経済産業省）	認定期間内 （初回認定から5年以内に限る）	県民健康増進課
健康経営事業所認定（県）	認定期間内 （初回認定から5年以内に限る）	県民健康増進課
優良産廃処理業者認定（県・大分市）	認定期間内 （初回認定から5年以内に限る）	循環社会推進課
おおいた優良産廃処理業者評価制度（県・大分市）	認定期間内 （初回認定から5年以内に限る）	循環社会推進課

(4) 融資の流れ（⑥やさしさライフビジネス支援資金を除く）



別表 1

## 新エネルギー施設

施設名	内 容
太陽光発電	太陽光発電とは、太陽光と半導体を使用し、電気を起こす発電方法であり、太陽光パネルとインバーター等を全て含めて、太陽光発電システムという。
風力発電	風力発電とは、風力エネルギーを風車によって機械エネルギーに変換し、発電機を回して発電する方式をいう。
太陽熱利用	太陽熱利用とは、太陽のエネルギーを熱として利用し、給湯や暖房に使うことをいう。太陽熱利用機器は大きく分けて太陽熱温水器、ソーラーシステム（水式）、ソーラーシステム（空気式）の3つがある。
温度差エネルギー	温度差エネルギー利用とは、海水、河川水、下水等の水を熱源として、その熱をヒートポンプ等で汲み上げることにより、給湯・暖房・冷房等の用途に利用する場合を指すもの。
バイオマス共通	バイオマスとは、動植物に由来する有機物であって、エネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性ガス及び石炭、並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。
バイオマス発電	バイオマス発電とは、バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料により発電することをいう。
バイオマス熱利用	バイオマス熱利用とは、バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料により得た熱を利用することをいう。
バイオマス燃料製造	バイオマス燃料製造とは、バイオマスを原材料とする燃料を製造することをいう。
雪氷熱利用	雪氷熱利用とは、雪又は氷（冷凍機を用いて生産したものを除く。）を熱源とする熱を冷蔵、冷房その他の用途に利用することをいう。冷気・冷熱の流量を調節する機能を有する設備であって、雪氷熱の供給に直接的に供される設備に限る。
水力発電	水力発電とは、水を持つ位置エネルギーと速度エネルギーを利用して発電する方式。水のエネルギーを水車によって機械エネルギーに変換し、水車に結合した発電機によって機械エネルギーを電気エネルギーとして発電することをいう。発電出力1,000kW以下に限る。（システムの定格出力でkW単位の少数切捨。）
地熱発電	地熱発電とは、地中に掘削した坑井を通して地価に貯留されている地熱流体を噴出させ、その熱エネルギーを電気エネルギーに変換する発電方式をいう。
天然ガス コージェネレーション	天然ガスコージェネレーションとは、天然ガスの燃焼で得られる1,500℃以上の高温エネルギーを発電機の動力として使い、その排熱を温水や蒸気として利用する（熱のカスケード利用（多段階利用））を行うことをいう。
燃料電池	燃料電池とは、都市ガスやLPガスなどから取り出した水素と空気中の酸素を利用して、水の電気分解の逆の化学反応により直接電気へ変換し、発電するシステムをいう。
その他の施設	その他、上記に準ずる新エネルギー施設として知事が認めたもの。

## 省エネルギー施設

施設名	内 容
ヒートポンプ方式 熱源装置	ヒートポンプ方式の熱源装置（専用の配管、ダクト、ポンプ、送風機、蓄熱槽及び補助熱源装置を含む。）に限る。
廃熱ボイラー	生産工程における廃熱により蒸気を発生させる設備に限る。
省エネルギー型工業炉 （次の各号の1に該当 する ものに限る。）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1  燃烧廃熱により原材料の予熱を行うための予熱帯が炉の加熱帯と一体となっているもの。</li> <li>2  炉底部を除く炉内部壁の面積の半分以上の部分が断熱物質によって構成されているもの。</li> </ol>
コ・ジェネレーション システム	原動機及びこれに直結する動力利用設備並びに原動機から排出された熱を利用する設備を同時に設置するものに限る（専用の自動調節装置、蓄熱槽、冷却装置、ポンプ又は配管を含む。）。
染色整理装置 （次の各号の1に該当 する ものに限る。）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1  噴流式染色装置 糸、織物又は編物をその重量の6倍以下の重量の染液により染色することができる染色機で処理速度が毎分300メートル未満のもの並びに薬剤供給装置、熱交換器、専用の自動調整装置及び回転数可変ポンプを同時に設置する場合のこれらのものに限る。</li> <li>2  洗浄装置 織物地又は編物地を洗浄するもので、その洗浄水量比（供給される洗浄水の単位時間当たりの重量を供給される生地の単位時間当たりの重量で除して計算した値をいう。）が、毛織物地及び編物地にあつては70以下、毛織物以外の編物地にあつては30以下のもののうち、次に掲げる方式のいずれかに該当するものに限る。 イ  貫通式（洗浄水に浸漬した生地をゴムローラーを用いて金網サクシンドラムに押圧しつつ吸引し、当該生地に含まれる洗浄水を貫通させる方式をいう。） ロ  振動式（洗浄槽内に設置したかごを振動させることによりその上部又は下部に接した生地を強制的に洗浄水に接触させる方式のもので、かごの作動間隔を自動的に調節する機構を有するものをいう。）</li> </ol>
単板乾燥装置 （次の各号の1に該当 する ものに限る。）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1  垂直配列式棚型自動単板乾燥装置 コンベアに対し垂直な単板受棚を有するもので、単板の挿入及び配列並びに温度の調整を自動的に行う機構を有するものに限る。</li> <li>2  断熱強化型自動単板乾燥装置 乾燥部壁面のドア部以外が二重断熱構造のもので、乾燥部からの排気を再利用し、かつ、乾燥負荷に応じて熱風循環送風機の回転数及び乾燥部内の湿度を自動的に調整する機構を有するものに限る。</li> </ol>
せん断機	金属板をせん断するもので、被加工物の自動供給装置を有するもののうち、毎分100回以上のせん断加工を連続して行うものに限るものとし、これと同時に設置する専用の材料集積装置を含む。

<p>高性能ダイカストマシン (次の各号の1に該当するものに限る。)</p>	<p>1 設定圧力の95%以上で作動するアンロード弁又は電磁オンオフ弁を有するもののうち、アキュムレータの設定圧力に達した時から当該アンロード弁又は電磁オンオフ弁が全開するまでの時間が0.5秒以内のもの。 2 メンテナンスポットのスカートがかさ比重0.5以下の断熱物質を内張りしたカバーで覆われているもの。</p>
<p>プレス・タッピング複合加工装置</p>	<p>被加工物の穴あけ及びねじ立て加工をスライドの一回の往復動作により同時に行うもののうち、当該被加工物の加工位置及び搬送速度を自動的に制御する機構を有するものに限る。</p>
<p>自動温度調整装置</p>	<p>加熱又は冷却のための熱(冷熱を含む。)の需要の検出を行い、その変動に対応してあらかじめ設定されたプログラムに従い熱媒流体の流量の制御を自動的に行うものに限る。</p>
<p>省エネルギー型 鋳造型機 (次の各号の1に該当するものに限る。)</p>	<p>1 コールドボックス鋳造型機(亜硫酸ガスを触媒として有機粘結材の化学硬化反応(燃焼反応を除く。)により鋳物砂の硬化を行うものに限る。) 2 無枠鋳造型機(型枠のない鋳型を造型するものに限る。) 3 高圧式鋳造型機(スクイーズヘッドが分割されているスクイーズピストンを用いて鋳型を造型するもので、スクイーズ圧力が490,000パスカル以上のものに限る。)</p>
<p>高周波誘導加熱装置</p>	<p>300ヘルツ以上の高周波電流を用いて金属を加熱(溶解を除く。)するもので、被加熱物の温度及び電源装置に流れる負荷電流を自動的に調整する機構並びにあらかじめ設定されたヒートパターンに従って被加熱物の温度分析を自動的に調整する機構を有するもののうち、定格電源容量が450キロワット以下の炉本体、電源装置及び専用の自動調整装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の冷却装置を含む。</p>
<p>省エネルギー型 乾燥装置 (次の各号の1に該当するものに限る。)</p>	<p>1 電磁波(周波数が900メガヘルツ以上10ギガヘルツ未満のものに限る。)を照射することにより乾燥を行うものに限る。 2 乾燥装置の廃熱により当該乾燥装置に供給される空気を予熱する機構を有するもの。 3 乾燥装置からの排ガスを当該乾燥装置に吹き込む機構を有するもののうち乾燥温度170度以上のもの。 4 熱媒液(1気圧の圧力の下で沸点が200度以上のものに限る。)と熱交換することにより乾燥用空気を加熱する機構を有するもの。 5 温度が40度以下の空気を用いた乾燥装置で塩化リチウムその他の吸湿剤を用いる方法若しくは冷却する方法又はこれらを併用する方法により乾燥用空気を脱湿する機構を有するもの。 6 触媒を用いて排ガスに含まれる有害成分を除去することにより当該排ガスを乾燥用空気として再利用するもの。 7 赤外線(周波数が750ギガヘルツ以上のものに限る。)を照射することにより乾燥を行うもの。</p>



<p>省エネルギー型 染色整理装置 (次の各号の1に該当 する ものに限る。)</p>	<p>1 脱水機 空気流を吹き付ける方式又は減圧する方式により加工工程における織物又は編物の洗浄後の脱水を行うもので、脱水直後の洗浄水の織物又は編物への付着重量が織物又は編物の生地重量の20%以下とすることができるものに限る。</p> <p>2 連続高圧スチーマー ロール式密封装置により密封された缶（その内部の圧力が490,000パスカル以上のものに限る。）内において精練、漂白、染色及び仕上げを行うものに限る。</p> <p>3 薬剤低付与装置 次に掲げる方式のいずれかに該当する方式により、加工工程における織物又は編物に防水剤その他の薬剤を付与するもので、薬剤の織物又は編物への付着重量が織物又は編物の生地重量の20%以下のものに限る。 イ ロール式 織物又は編物に薬剤を塗布したロールに接触させる方式をいう。 ロ 泡式 織物又は編物に泡状にした薬剤を接触させる方式をいう</p> <p>4 ヒートセッター 加工工程における織物又は編物をヒートセットするもので、次に掲げるもののいずれかに該当するものに限る。 イ 触媒を用いて当該ヒートセッターからの排ガス中の有害成分を除去して当該ヒートセッターに吹き込む機構を有するもの。 ロ 処理対象物の幅に対応して熱風の吹出し口の幅を自動的に調整する機構を有するもの。</p> <p>5 マイクロ波染色機 加工工程における織物又は編物の染色仕上加工を行うもので、電磁波（周波数が1ギガヘルツ以上10ギガヘルツ未満のものに限る。）を照射することにより着色反応を促進させるものに限る。</p> <p>6 巻糸チーズ乾燥機 乾燥釜からの排ガス温度を検知して当該乾燥釜内の圧力を自動的に調整する機構を有するもので、乾燥釜、熱交換器、送風機、圧縮機、気液分離機及び自動調整装置を有するものに限る。</p> <p>7 連続常圧スチーマー 蒸熱室内の電熱式ヒートロールに被染物を接触させることにより発色させるものに限るものとし、これに専用の自動調整装置を含む。</p>
<p>省エネルギー型 紙製容器製造装置 (次の各号の1に該当 する ものに限る。)</p>	<p>1 型打抜機 段ボール又は紙器用板紙を箱又は紙器を展開した形に打ち抜くもので、給紙、打抜き及び排紙を並行して連続的に行うことができるものに限る。</p> <p>2 合紙貼合機 段ボール又は紙器用板紙の糊付け及び貼合を並行して連続的に行うもので、処理能力が毎分80枚以上のものうち糊付用ロールと合紙用ロールの軸間距離が1メートル以下のものに限る。</p> <p>3 自動製箱機 段ボール箱又は紙器の組立（糊付けによる組立てを除く。）を行うもので、折りぐせ機構及び組立機構を有するものに限る。</p>
<p>省エネルギー型 製本装置 (次の各号の1に該当 する ものに限る。)</p>	<p>1 丁合機 ロータリー型の紙の引出し機構を有するもの又は万力型の紙の引出し機構（軽金属合金型のもので、アームの長さが450ミリメートル以下のものに限る。）を有するものに限る。</p> <p>2 無線綴り機 無線綴り方式により製本を行うもので、クランクを用いて本の背の部分成形プレスする機構を有するものに限る。</p>

<p>省エネルギー型 成形機 (次の各号の1に該当 する ものに限る。)</p>	<p>1 押出成形機 プラスチックの押出成形機で、ミキシング機構付スクリュウ、原料の強制フィード機構付シリンダー並びにヒーターの自動温度制御装置及び放熱防止カバーを有するもの又は2軸スクリュウ、ヒーターの自動温度制御装置及び放熱防止カバーを有するものに限る。</p> <p>2 発泡成形機 発泡ポリスチレンビーズの融着成形機で、加熱及び冷却の工程をそれぞれ専用の金型を用いて自動的に連続して行うもの又は、冷却水の流量を自動的に制御することにより金型の温度を最適に調整することができる機構を有するものに限る。</p> <p>3 射出成形機 プラスチックの射出成形機で、作動油の流量及び圧力を自動的に制御する機構並びにヒーターの放熱防止カバーを有するものに限る。</p>
<p>電動送り式金属工作機械</p>	<p>交流又は直流サーボモーター（定格トルクが0.1キログラムメートル以上のもので3,000ラジアン毎秒毎秒以上の角加速度を発生させることができるものに限る。）を用いて工具又は被加工物の送りを行うもので、潤滑流体により工具又は被加工物を支持する機構を案内面と直接接触させないものに限る。</p>
<p>省エネルギー型 プレス (次の各号の1に該当 する ものに限る。)</p>	<p>1 油圧プレス（次に掲げるもののいずれかに該当するものに限る。） イ スライドの下降時の圧力をバランサーシリンダー及びアキュムレーターを用いてスライドの上昇時に利用するもの。 ロ 液体を加圧されたブランクホルダーで固定された被加工物により液圧室に密封し、加圧された上型の下降とこれによって生じる液圧の作用により成形加工を行うもの。 ハ 上スライドの加圧による被加工物の固定のための圧力が設定圧力に達した時にその圧力を保持したうえで加圧を停止し、同時に下スライドへの加圧を開始することによって成形加工を行うもの</p> <p>2 高速自動送り式プレス（被加工物を自動的に供給する機構及びフリクションクラッチ機構を有するもので、回転係数（ストロークの長さをミリメートルで表した数と毎分ストローク数との積をいう。）が6,000以上のものに限る。）</p> <p>3 連続加工式プレス（1のスライドにより4工程以上のプレス加工を同時に行うもので、被加工物の工程間の移動を自動的に行う機構を有するものに限る。）</p> <p>4 サーボ駆動式プレス（サーボモーターと直結する駆動軸又は油圧ポンプによりラムを駆動させて金属材の成形加工を行うもののうち、ラムの制動時のエネルギー回生を行う機構並びにあらかじめストローク長さ及びストローク数を設定する機構を有するものに限るとし、これと同時に設置する専用の安全装置又は自動供給装置を含む。）</p>
<p>無杼式自動織機</p>	<p>水流若しくは空気流により又はレピア若しくはグリッパーを用いてよこ糸入れを行うものに限るものとし、これと同時に設置する空気液噴射用の圧縮機又は乾燥機（2以上の吸引ドラム（その表面がメッシュ状の構造を成しているものに限る。）を用いて熱風を強制的に還流させることにより織物地の乾燥を行うもので、水流によりよこ糸入れを行う織機に専用のものに限る。）を含む。</p>
<p>省エネルギー型 ダイカストマシン (次の各号の1に該当 する ものに限る。)</p>	<p>1 ピストン式アキュムレーターを有するもので、その設定圧力に達した時からリリース弁が全開する時までの時間が1秒以下であるものうち、当該圧力がリリース弁の設定圧力の90%以下のもの。</p> <p>2 2以上の油圧ポンプを用いるもので、シリンダーで必要とする油圧に対応して作動油の流量を自動的に制御する機構を有するもの。</p>
<p>プリンターロッタ</p>	<p>段ボールシートに印刷、裁断、罫線入れ及び溝切りの加工を連続的に行うことができるものであって、インバーター方式を用いた駆動装置を有するものに限る。</p>

<p>省エネルギー型印刷機 (次の各号の1に該当するものに限る。)</p>	<p>1 同時両面オフセット印刷機（相對した一對のゴム胴を用いて紙の両面に同時に印刷することができる枚葉オフセット印刷機であって、インバーター方式を用いた駆動装置を有するものに限る。） 2 倍胴型両面オフセット印刷機（ゴム胴の径に対して2倍以上の径をもつ胴を用いることにより1工程で連続的に紙の両面に印刷することができる枚葉オフセット印刷機であって、インバーター方式を用いた駆動装置を有するものに限る。）</p>
<p>自走式作業用機械設備 (次の各号の1に該当するものに限る。)</p>	<p>1 掘削機械、締固め機械、積込み機械、クレーン、モーターグレーダー、コンクリート機械及びせん孔機で、直接噴射式ディーゼルエンジンを有し、油圧ポンプから供給される油圧を複数の作動部の作業状態に対応して制御する機構を有するもの。 2 トラクターで、直接噴射式ディーゼルエンジンを有し、油圧ポンプから供給される油圧を複数の作動部の作業状態に対応して制御する機構及びすべり摩擦部に潤滑油が密封された無限軌道覆帯を有するもの。 3 基礎工事用機械（くい打ち機及びくい抜き機に限る。）で、直接噴射式ディーゼルエンジンを有し、油圧ポンプから供給される油圧を複数の作動部の作業状態に対応して制御する機構並びに巻上げ動作及びブームの上下動作を行うためのロープの方向を転換するころがり軸受付滑車を有するもの。 4 アスファルトフィニッシャー（アスファルト合材の敷きならしを行うもので、可変スクリード、可変容量型油圧ポンプ（エンジンの回転数の変動にかかわらず、油圧を調整できるポンプをいう。以下、5号、「油圧式杭圧入引抜機」及び「大口径掘削機」において同じ。）及び多連弁機構（油圧ポンプから供給される油圧を複数の作動部の作業状態に対応して調整する機構をいう。以下、5号、「油圧式杭圧入引抜機」及び「大口径掘削機」において同じ。）並びに閉回路（その全ての部分が密閉された油圧回路をいう。）又はプレッシャーオーバーライド弁（油圧回路の圧力が設定値に達したときに油圧ポンプの吐出量が最小になるように制御する弁をいう。以下「油圧式杭圧入引抜機」において同じ。）を有するものに限る。） 5 建設廃棄物破砕機（密封潤滑式（すべり摩擦部に潤滑油を密封することにより潤滑油の漏れを防ぐ方式をいう。）の起動輪、遊動輪及びローラを有するもので、アスファルト廃材又はコンクリート廃材を破砕するもののうち、可変容量型油圧ポンプ及び多連弁機構を有するものに限る。）</p>
<p>油圧解体機</p>	<p>自走式作業用機械設備に装着されるもので、岩石又は建設構造物の破砕解体を行い、かつ、油圧により作動するものうち、次の各号の一に該当するものに限る。 1 油圧ブレーカ（チゼル用のグリース溜まりを内蔵した打撃装置を有するものに限る。） 2 油圧圧砕機（圧砕装置の角度を変えることができる機構及びカッターを有するものに限る。）</p>
<p>大口径掘削機</p>	<p>場所打杭工法における穴の掘削を行うものうち、可変容量型油圧ポンプ、多連弁機構及びアンロード弁並びに合流回路（2以上の油圧ポンプから供給される油圧を合流させる油圧管をいう。）又は油圧全馬力制御機構（複数の作動部の作業状態に対応して変化する複数の油圧ポンプの負荷を検知して当該複数の油圧ポンプの合計馬力を常にエンジン馬力以内に制御する機構をいう。）を有するものに限る。</p>

<p>省エネルギー電気炉</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高周波溶解炉（金属を周波数が150ヘルツ以上の高周波電流を用いて発熱させる方法により熔解するもので、炉本体及び電源装置を有するものに限るものとし、これらに専用の炉傾斜装置、冷却装置又は自動調整装置を含む。）</li> <li>2 高感応答アーク炉（直接式三相アーク炉で、電熱カップリング又はサイリスタにより制御される交流電動機によって作動する電熱昇降装置（電極を毎分2メートル以上上昇させることができるものに限る。）、最適電流供給装置及び専用の自動調整装置を有するものに限る。）</li> <li>3 高性能電解炉（アルミナを電気分解してアルミニウムを製造するものでグラファイト電極、ポット・カバー及びクラフト自動破碎装置を有する既焼成陽極式電解炉又は塩化マグネシウムを電気分解してマグネシウムを製造するもので陽極との間に隔壁を有しないものうちくさび型の電極若しくは格子状の電極を有するものに限る。）</li> </ol>
<p>省エネルギー型めん類製造装置 (次の各号の1に該当するものに限る。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 めん帯成形機（めん生地を圧延してめん帯を製造するもので、互いに近接する3本の圧延ロール（2本のロールが他の1本のロールの回転の向きと逆の向きに回転するものに限る。）を用いてめん生地の圧延を行うものに限るものとし、これに専用のめん生地送り装置を含む。）</li> <li>2 自動蒸しめん製造装置（低圧蒸気（蒸気の圧力が78,400パスカル以下のものに限る。）を直接噴射することにより生めんの蒸煮を行うもので、蒸しめん製造装置及び自動調整装置を有するものに限る）</li> <li>3 ゆでめん製造装置（連続する3以上のゆで槽（当該ゆで槽の中央が、自動昇降式加圧蓋により密閉される構造を有するものに限る。）を有するものうち、集約型バケット（ゆで槽において隣接するバケットの支持点の間隔が100ミリメートル以下となるものに限る。）をめんの種類に対応した速度で連続して当該ゆで槽に通過させる機構及び当該ゆで槽内の温度を自動的に調整する機構を有するものに限る。）</li> </ol>
<p>省エネルギー型焼成焼上装置 (次の各号の1に該当するものに限る。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 余熱還流式オーブン（ビスケットその他の菓子類を焼成するもので、当該オーブンからの排ガスを当該オーブン内に吹き込む機構を有するものに限るものとし、これに専用の自動調整装置を含む。）</li> <li>2 排気制御式オーブン（パン又はビスケットその他の菓子類の焼成を行うもので、オーブン内の温度を検出して排ガス量及び燃焼用空気と燃料との流量比率を自動的に制御する機構を有するものに限る）</li> <li>3 自動温度調整式ノーピルオーブン（パン又はビスケットその他の菓子類の焼成を行うもので、オーブン内の温度を検出して熱の供給量を自動的に制御する機構及び被焼成物をコンベアーにより搬出入する機構を有するものに限る。）</li> <li>4 遠赤外線式連続焼成装置（食品の焼成を行うものうち、炉内の上部がセラミック遠赤外線プレート（周波数が300ギガヘルツ以上200テラヘルツ未満の電磁波を照射するものに限る。）で覆われたものに限るものとし、これと同時に設置する専用の自動調整装置を含む。）</li> <li>5 急速加温機付連続焼成装置（カステラその他の菓子類の加温及び焼成を連続して行うもので、加温機（被加温物に直接電流を通じることにより加温を行うものに限る。）、色付装置（電磁波（周波数が300ギガヘルツ以上200テラヘルツ未満のものに限る。）を照射することにより加熱を行うものに限る。）及び焼成機に限るものとし、これらに専用の自動調整装置を含む。）</li> <li>6 熱反射式焼上機（米菓の焼上げを行うもので、バーナーからの放射熱を反射するステンレス鋼製の反射板を有する焼上機及び当該焼上機の廃熱により米菓の乾燥を行う装置を有するものに限る。）</li> </ol>
<p>高熱効率型連続蒸米機 (米の蒸煮及び蒸煮後の米の取出しを並行して連続的に行うものに限る)</p>	<p>加熱用の蒸気を回収して米の蒸煮に再使用する機構を有するもの。</p>
<p>高性能ねん糸機</p>	<p>スピンドルの回転部の重量が800グラム以下で、かつその外径が145 ミリメートル以下のダブルツイスターに限る。</p>

高速全自動殖版機	多面焼付けを行うもので、自動制御装置を有するもののうち、光源装置が通電開始から7秒以内に所要の光度に到達するものに限る。
省エネルギー型鍛造素材切断機	厚さ50ミリメートル以上の鍛造素材の供給及び切断を自動的に行うもので、帯のこ盤、素材供給装置及び自動調整装置を有するものに限る。
省エネルギー型 鋳物砂混練装置 (次の各号の1に該当するものに限る。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 混練中の鋳物砂の含水率に対応して当該混練装置に供給される水の量を自動的に制御する機構を有するものに限る。</li> <li>2 鋳物砂に自硬性鋳物型用バインダーを混ぜて混練するものに限る</li> <li>3 鋳物砂充填性制御混練装置（混練中の鋳物砂の性状に対応して供給水量及び添加剤の量を自動的に調整する機構を有するもの並びに専用の自動調整装置を同時に設置する場合のこれらのものに限る。）</li> </ol>
省エネルギー型 ショットブラスト (次の各号の1に該当するものに限る。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 湾曲羽根式ショットブラスト（羽根車の羽根の形状が湾曲しているものに限る。）</li> <li>2 両回転式ショットブラスト（羽根車の回転方向が左右に切り替えられるものに限る。）</li> </ol>
省エネルギー型 古紙梱包装置	圧縮室において1のピストンを用いて加圧することにより古紙の圧縮及び成形を同時に行うものに限る。
省エネルギー型ボイラー	ボイラーの蒸気圧力の変動に対応して燃焼用空気と燃料との流量比率を自動的に制御する機構を有するもの（これと同時に設置する専用のポンプ又は配管を含む。）、燃焼廃材（被加熱物から排出される熱を含む。）により燃焼用空気及び当該ボイラーにおいて蒸気を発生させるために供給される水を予熱する機構を有するもの（これと同時に設置する専用のポンプ又は配管を含む。）又は蒸気使用量の変動に対応して蒸気の貯留及び自己蒸発を自動的に行う機構を有するもの（これと同時に設置する専用のポンプ又は配管を含む。）。
省エネルギー型 アーク溶接機	サブマージアーク溶接機（粒状フラックスの中でアークを発生させて溶接を行うもので、溶接トーチ、溶接電源装置、ワイヤー送給装置及びフラックスホッパーを同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動走行装置、フラックス回収装置又は自動調整装置を含む。）又は不燃性ガス利用アーク溶接機（炭酸ガス又はアルゴンガスの雰囲気の中でアークを発生させて溶接を行うもので、溶接トーチ、溶接電源装置及びワイヤー送給装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動走行装置、冷却装置、ガス流量調整器又は自動調整装置を含む。）に限る。
省エネルギー型 真空焼鈍炉	減圧した加熱容器内で金属導体線の加熱を行うもので、炉底部を除く炉内部壁の面積の50%以上の部分がかさ比重1.3以下の断熱物質によって構成されているもののうち、炉本体、加熱容器及び真空装置を同時に設置する場合のこれらのものに限る。
熱成形機	プラスチックの熱成形機で、加熱装置の電圧調整ができるもの又は加熱源に遠赤外線（波長3μ以上）を使用したものに限る。
精密打抜プレス	金属打抜き用のものであって、駆動機構が三動以上のものに限る。
省エネルギー型 フォークリフト (次の各号の1に該当するものに限る。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 油圧サイリスタにより、荷役作業用油圧ポンプモーターを制御する機構を有するもの。</li> <li>2 排気ターボチャージャーによりエンジン給気を過給する機構を有するもの。</li> </ol>

高効率生地連続包あん機	食品の生地及び内包材の注出口が一体となっている機構を有するものうち、6以上の成型羽根を有し、かつ、当該成型羽根の水平往復運動と下降運動により成型する機構を有するものに限る。
多段ホーマー	鍛造素材の切断及び鍛造加工をスライド1回の往復動作により同時に5工程以上行うもので、毎分100回以上の往復動作ができるものうち、当該スライドに4以上の圧迫金型を装着する機構を有し、かつ、当該鍛造素材の工程間の移動を自動的に行う機構を有するものに限る
外断熱システム	建築物における熱損失を防止するための断熱材及び外装材であって、建築物の屋根及び外壁の外側に施工されるものに限る。
省エネルギー型経編機	複合針を用いるものうち、負荷の変動に対応して電動機の回転を制御する機構を有するものに限る。
建築物の省エネ性能の向上に資する設備、機器及び建築材料	次に掲げる、建築物の省エネ性能の向上のために導入される設備、機器、建築材料等。 1 省エネ型設備・機器 次に掲げる、エネルギーの使用の合理化に資するものいずれかに該当するものに限る。 イ 熱回収型換気・空調装置（高効率全熱交換器（排気の顕熱及び潜熱により給湯との熱交換を行うもの。）又は当該高効率全熱交換器を組み込んだ空調装置。） ロ 400ボルト級配線装置（電気の供給を受け、400ボルト及び230ボルトの公称電圧で負荷機器に電気を供給するための電気設備。専用のリアクトル、コンデンサー等を含む。） ハ 床暖房装置（電気又は温水を用いて床を加熱し、当該床からの熱の放射により暖房を行うもので、蓄熱板、断熱板及び専用の自動調節装置を含むもの。専用のポンプ又は配管を含む。） ニ 熱供給受入設備（新たに熱供給を受けることに伴い設置する受入導管。当該受入導管を収容するための管路、入孔、配管等を含む。） ホ 電算機室等用省エネルギー制御空調機（電子計算機室内又は電子交換機室内等に設置される専用の床下空調機のうち、温湿度センサーにより自動制御する機能を有するもの。室外機を含む。） ヘ 空調用搬送エネルギー効率化システム（空調設備のうち、熱媒を液とガスの比重差で自然に循環させるもの、又は複数のユニットを直列に接続することにより、熱媒を段階的に活用するもの。専用の熱源装置、蓄熱槽等を含む。） ト 高効率照明設備（高周波方式の照明器具の点灯回路を制御することにより蛍光管の光量を調整するもの。専用の配線、端末器又は太陽光感知装置を含む。） チ 高効率エレベータ（可変電圧可変周波数制御装置を用いて電動機を制御するもの。） リ 高効率エスカレータ（利用者の有無を感知することにより、自動的に運転を制御する機構を有するもの。） ス 高効率自動ドア（ドアの開き幅を切り替える機構を有するもの） ル 高効率自動回転ドア（利用者の有無を感知することにより、自動的に運転を制御する機構を有するもの。） 2 断熱建材 次に掲げる、建築物及び建築設備の断熱性能の向上に資するものいずれかに該当するものに限る。 イ 無機繊維系断熱材（グラスウール、ロックウール等。） ロ 木質繊維系断熱材（セルローズファイバー、インシュレーションボード等。） ハ 発泡プラスチック系断熱材（ポリスチレンフォーム、硬質ウレタンフォーム、ポリエチレンフォーム、フェノールフォーム等。） ニ 断熱閉口部材（複層ガラス、断熱サッシ、断熱ドア等。） ホ 気密補助材料（防湿・気密フィルム、気密テープ、気密パッキン等。） ヘ その他建築物及び建築設備の断熱性能の向上に資する建材

エネルギー管理システム	ビルや工場等において、エネルギー使用状況を把握し、かつ、室内環境に応じた機器又は設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム。（計測・計量装置、制御装置、監視装置、データ保存・分析・診断装置などで構成される。）
電気自動車等用充電設備	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に充電するための急速充電設備及び普通充電設備
その他の設備	その他上記に準ずる設備であって、省エネルギー効果が25%以上の省エネルギー施設のうち、その設置を特に促進する必要性が高いとして知事が認めたもの。

## 大分県地域産業振興資金融資に係る通知書

※提出部数 3部  
 ※提出先 最寄りの商工会、商工会議所又は指定金融機関  
 (組合にあっては、大分県中小企業団体中央会)

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地  
 企業名(商号)  
 代表者氏名  
 TEL

申 込 額		企 業 の 概 要			
		具 体 的 業 種		取 扱 目 的	
査 定 額	(記入しないでください) 万円	従業員			
		常 用 (役員・家族除く) 人	常 用 (役員・家族) 人	臨 時 (パート含) 人	
借 入 期 間	年 箇月のうち 据置期間 箇月	最 近 の 月 平 均 売 上 万円	金 融 機 関 か ら の 借 入 金 総 額 万円		
返 済 方 法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る) その他 ( )	最 近 の 月 平 均 費 用 万円	1 主な取引金融機関		
		資 産 総 額 万円			
借 入 希 望 金 機 関	( 支店)	負 債 総 額 万円	3 事業開始年月		
		資 本 金 (元入金) 万円			
借 入 金 の 使 途	設備資金の場合	今回計画中の設備の種類・数量・単価等 新設・増設・補修取替の別	金額	融資の種類 (○をつけてください。)	
	運転資金の場合	必要な項目に○をつけてください。 (1) 商品(材料)仕入資金 (2) 買掛(手形)決済資金 (3) 諸経費支払資金 (4) その他 ( )	金額	資金の必要理由 (具体的に書いてください。)	
		計 万円	計 万円		
連帯保証人 (詳細は信用保証協会所定の連帯保証人明細書に記入してください。)					
氏 名	年 齢	住 所	職 業	申 込 者 と の 関 係	備 考
		TEL ( ) -			
		TEL ( ) -			
		TEL ( ) -			

※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類 (最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。) と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。

※「別添見積書のとおり」などの表現はしないでください。(受付不可)



## 大分県地域産業振興資金融資に係る通知書 (新エネルギー施設等導入融資)

※提出部数 3部  
 ※提出先 最寄りの商工会、商工会議所又は指定金融機関  
 (組合にあっては、大分県中小企業団体中央会)

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地  
 企業名(商号)  
 代表者氏名  
 TEL

申込額 万円		企 業 の 概 要			
		具 体 的 業 種		取 扱 目	
査 定 額 万円	(記入しないでください)	従業員			
		常 用 (役員・ 家族除く)	人	常 用 (役員・家 族)	人 臨 時 (パート含)
借 入 期 間	年 箇月のうち 据置期間 箇月	最 近 の 月 平 均 売 上	万円	金 融 機 関 からの 借 入 金 総 額	万円
返 済 方 法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る) その他 ( )	最 近 の 月 平 均 費 用	万円	1 主な取引金融機関  2 主な取引先又は親企業	
		資 産 総 額	万円		
借 入 希 望 機 関	( 支店)	負 債 総 額	万円	3 事業開始年月	
		資 本 金 (元入金)	万円		
借 入 金 の 使 途	設 備 資 金	今回計画中の設備の 種類・数量・単価等	新設・増設・補 修取替の別	金 額	(具体的に記入してください。)
	運 転 資 金	(必要な項目に○をつけてください。) (1) 設備導入諸経費 (2) その他 ( )	計	金 額	
生産性の向上に資する設備を導入する場合 導入する設備 ①生産効率、エネルギー効率、精度等生産性の向上に資する指標名 ( ) ②導入する設備の指標の数値 ( ) ③導入する設備の旧モデルの指標の数値 ( ) ④指標の向上率 ( )					
連帯保証人 (詳細は信用保証協会所定の連帯保証人明細書に記入してください。)					
氏 名	年 齢	住 所		職 業	申 込 者 と の 関 係
		TEL ( ) -			
		TEL ( ) -			
		TEL ( ) -			

※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類(最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。)と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。

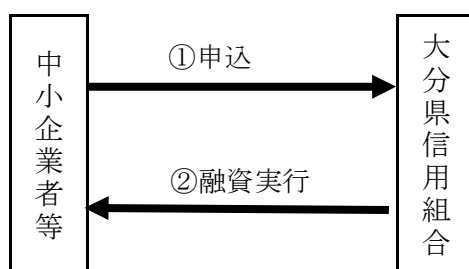
※「別添見積書のとおり」などの表現はしないでください。(受付不可)

# 16. やさしさライフビジネス支援資金（地域産業振興資金）

## （1）融資条件等

融資対象者	次のいずれかに該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模企業者（従業員20人以下〔商業・サービス業5人以下〕）</li> <li>・共同出資等の形式で運営される法人化されていない組合または団体</li> <li>・特定非営利活動法人</li> <li>・前各号以外の事業者で知事が特に認めるもの</li> </ul>					
対象事業	①地域社会が必要とする、福祉、環境、趣味、健康、国際交流等の生活領域における社会性のある事業 ②過疎地域等における、自然や地域性を活かした事業及び地域の活性化のための事業 ③女性や障がい者、高齢者、過疎地域の住民等が、自らの起業化により経済的自立を促進する事業及びこれらの者に雇用の場を提供する事業 ④前各号以外の事業で、生活者の福利向上を目的とする社会性のあるもののうち知事が特に認める事業					
資金使途	設備資金・運転資金					
融資限度額	<table border="0"> <tr> <td>設備資金</td> <td>500万円</td> <td rowspan="2">NPO法人が県等の補助事業を実施する際の補助対象経費で、補助金が交付されるまでに必要となるつなぎ資金（以下、「NPO法人つなぎ融資」）は、1,000万</td> </tr> <tr> <td>運転資金</td> <td>500万円</td> </tr> </table>	設備資金	500万円	NPO法人が県等の補助事業を実施する際の補助対象経費で、補助金が交付されるまでに必要となるつなぎ資金（以下、「NPO法人つなぎ融資」）は、1,000万	運転資金	500万円
設備資金	500万円	NPO法人が県等の補助事業を実施する際の補助対象経費で、補助金が交付されるまでに必要となるつなぎ資金（以下、「NPO法人つなぎ融資」）は、1,000万				
運転資金	500万円					
融資期間	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） 運転資金 10年以内（うち据置1年以内） NPO法人つなぎ融資 1年以内					
融資利率	融資実行時の大分県信用組合短期プライムレート					
保証料率	—					
返済方法	原則として毎月均等返済					
担保	不要					
連帯保証人	（法人）代表者のみ（個人）1名必要					
申込み窓口	大分県信用組合					
指定金融機関	大分県信用組合					

## （2）融資の流れ



# 大分県地域産業振興資金融資に係る通知書

※提出部数 2部  
 ※提出先 最寄りの  
 大分県信用組合

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地

企業名(商号)

代表者氏名

(やさしさライフビジネス支援資金)

TEL

申込額		万円		企 業 の 概 要			
				具 体 的 業 種			取 扱 目
査 定 額	(記入しないでください) 万円			従業員			
				常 用 (役員・ 家族除 く)	人	常 用 (役員・ 家族)	人
借 入 期 間	年 箇月のうち 据置期間 箇月	最 近 の 月平均売上	万円	金融機関から の借入金総額		万円	
返 済 方 法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る) その他 ( )			最 近 の 月平均費用	万円	1 主な取引金融機関	
				資 産 総 額	万円	2 主な取引先又は親企業	
借 入 希 望 融 資 機 関	( 支店)			負 債 総 額	万円	3 事業開始年月	
				資 本 金 (元入金)	万円		
借 入 金 の 使 途	今回計画中の設備の 種類・数量・単価等		新設・増 設・補修 取替の別	金 額	資金の必要理由 (具体的に書いてください。)		
				計 万円			
必要な項目に○をつけてください				金 額			
(1) 商品(材料)仕入資金							
(2) 買掛(手形)決済資金							
(3) 諸経費支払資金							
(4) その他 ( )							
				計 万円			
連帯保証人 (詳細は信用保証協会所定の連帯保証人明細書に記入してください。)							
氏 名	年 齢	住 所		職 業	申 込 者 と の 関 係	備 考	
		TEL ( ) -					
		TEL ( ) -					
		TEL ( ) -					

※この申込書の作成が終わったら、事業計画書(最寄りの大分県信用組合に備えています。)とともに上記のところに提出して下さい。

※「別添見積書のとおり」などの表現はしないでください。(受付不可)

やさしさライフビジネス支援資金事業者名簿

指定金融機関名

事業主体	名 称			
	所 在 地	電 話		
	区 分	① 会 社 ② 組 合 ③任意団体 ④ 個 人 ⑤ その 他		
代 表 者	氏 名			
	住 所	電 話		
業 種		取 扱 品 目		
開業年月日	年 月 日	従 業 員 数	人	
事 業 の 概 要				
必要な 経 営 指 導	(1) 経営手法 (2) 簿記、会計 (3) 市場情報 (4) 経営情報 (5) その他 ( ) (6) 特になし			
金 融 機 関 特 記 事 項				

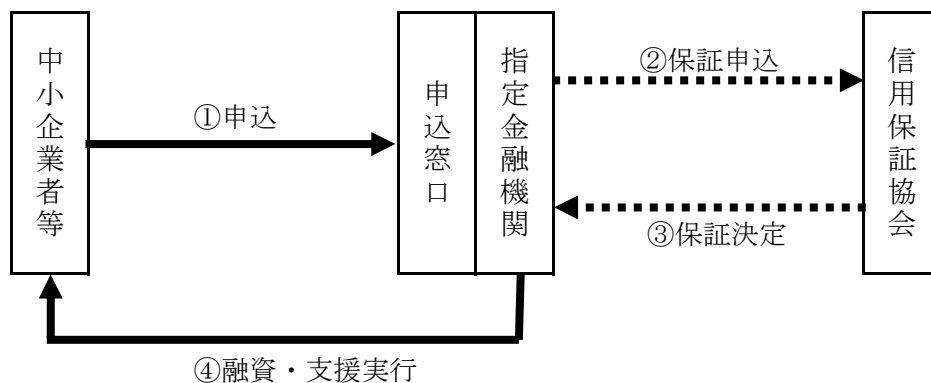
※ 事業の概要には、事業の規模、具体的な事業内容、開業までの経緯等を記入してください。

# 17. 金融機関提案型資金

## (1) 融資条件等

融資対象者	県内で事業を行う各指定金融機関の定める要件に該当する中小企業者又は組合
資金用途	設備資金・運転資金
融資限度額	各指定金融機関で定める額
融資期間	各指定金融機関で定める期間
融資利率	各指定金融機関において定める率 ※ただし、保証付き融資の場合は2.1%、保証を付けない融資の場合は3.79%を上限とする。
保証料率	信用保証協会で定める率
返済方法	各指定金融機関で定める方法
担保等	各指定金融機関において定める
必要書類	各指定金融機関で定める書類 ※保証付き融資の場合は、信用保証協会で定める書類も必要
申込み窓口	利用したい融資メニューを取り扱っている指定金融機関
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合
特徴	融資と共に、各融資メニューの内容に沿った経営支援等を行う

## (2) 融資の流れ



# 大分県金融機関提案型資金に係る通知書

※提出部数 保証付融資：3部  
 プロパー融資：2部  
 ※提出先 指定金融機関

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地  
 企業名(商号)  
 代表者氏名  
 TEL

融 資 称										
申 込 額	万円		企 業 の 概 要							
	具体的業種		取 扱 目							
査 定 額	(記入しないでください)		従 業 員							
	万円	常用(役員・家族除く)	人	常用(役員・家族)	人	臨時(パート含)	人			
		最近の月平均売上	万円	金融機関からの借入金総額	万円					
借 入 期 間	年 箇月のうち 据置期間 箇月	最近の月平均費用	万円	1 主な取引先金融機関						
返 済 方 法			資産総額	万円	2 主な取引先又は親企業					
			負債総額	万円	3 事業開始年月					
借 入 融 資 機 関	( 支店)		資本金(元入金)	万円						
融 資 率	<input type="checkbox"/> 固定金利 <input type="checkbox"/> 変動金利 <input type="checkbox"/> その他( )			保証協会の保証の有無						
	%			有 ・ 無						
借 入 金 の 使 途	設備資金の場合	今回計画中の設備の種類・数量・単価等	新設・増設・補修取替の別	金額	運 転 資 金 の 場 合	必要な事項に○をつけて下さい。				金額
						(1) 商品(材料)仕入資金 (2) 買掛(手形)決済資金 (3) 諸経費支払資金 (4) その他 ( )				
		計		万円			計		万円	
資金の必要理由(具体的に書いてください。)										
連帯保証人										
氏 名	年齢	住 所			職 業	申込者との関係		備 考		
		TEL ( ) -								
		TEL ( ) -								

### Ⅲ その他様式

# 調 査 意 見 書

年 月 日

大分県信用保証協会長 殿

商工会長  
商工会議所会頭  
大分県中小企業団体中央会長

このたび、別添のとおり（ ）資金の融資の申込みがありましたので、意見を付し送付します。

1 申 込 者

企業名・商号		代表者氏名	
--------	--	-------	--

2 営業の状況（該当すると思われるものに○印を付してください。）

業 況	盛	漸 盛	常 態	低 調	衰 退
同業者間の地位(県下・管内)	上 位		中 位		下 位
立地条件	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
将来性	有 望	やや有望	現状維持	やや不安	不 安

3 経営者の状況（該当すると思われるものに○印を付してください。）

健 康 状 態	良	やや良	普 通	病 弱	病臥中
経 営 の 計 画 性	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
係数観念	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
経営に対する熱意	旺 盛	やや旺盛	普 通	やや不足	不 足
信頼性	良	やや良	普 通	やや不足	不 足
経営手腕	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
世 評	良	やや良	普 通	やや不良	不 良

4 総合意見（資金の必要性、償還の見込み、その他特に必要な事項について記入してください。）

-----  
-----  
-----

経営指導員名	
--------	--



【セーフティネット保証時参考様式】

様式第 1

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号の規定による認定申請書（例）	
年 月 日	
（市町村長又は特別区長） 殿	
申請者	
住 所 _____	
氏 名 _____（名称及び代表者の氏名）	
私は〇〇〇〇〇〇が、 年 月 日〇〇〇〇〇の申立てを行つ （注 1）	
たことにより、下記のとおり同事業者に対する売掛金の回収が困難となつた ことにより、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法 第 2 条第 5 項第 1 号の規定に基づき認定されるようお願いします。	
記	
1 〇〇〇〇〇〇に対する売掛金 _____ 円	
うち回収困難な額 _____ 円	
2 〇〇〇〇〇〇に対する取引依存度 _____ %（A / B）	
A 年 月 日から 年 月 日までの〇〇〇〇〇〇に 対する取引額等 _____ 円	
B 上記期間中の全取引額等 _____ 円	

（注 1）〇〇〇〇〇には、「破産」、「再生手続開始」、「更生手続開始」等を入れる。

（注 2）上記 1、2 のいずれかを記載のこと。

（留意事項）

- ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がありません。
- ②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第2号  
イの規定による認定申請書(①-イ-(1))(例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

私は〇〇〇〇〇〇が、年 月 日から〇〇〇〇(注1)を行っていることにより、下記のとおり同事業者との直接取引について売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 〇〇〇〇〇〇に対する取引依存度 % (A/B)

A 年 月 日から 年 月 日までの〇〇〇〇〇〇に対する取引額等 円

B 上記期間中の全取引額等 円

3 売上高等

(イ)最近1か月間の売上高等

$\frac{D-C}{D} \times 100$  減少率 % (実績)

C:事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等 円

D:Cの期間に対応する前年1か月間の売上高等 円

(ロ)(イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等

$\frac{(D+F)-(C+E)}{D+F} \times 100$  減少率 % (実績見込み)

E:Cの期間後2か月間の見込み売上高等 円

F:Eの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 円

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

(注)〇〇〇〇には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

(留意事項)

①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第2号  
イの規定による認定申請書(①-イ-(2))(例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

私は〇〇〇〇〇〇が、年 月 日から〇〇〇〇(注)を行っていることにより、下記のとおり同  
事業者との直接取引について売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じております  
ので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 〇〇〇〇〇〇に対する取引依存度 % (A/B)

A 年 月 日から 年 月 日までの〇〇〇〇〇〇に対する取引額等 円

B 上記期間中の全取引額等 円

3 売上高等

(イ)最近1か月間の売上高等

$\frac{D-C}{D} \times 100$  減少率 % (実績)

C:事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等 (年 月) 円

D:事業活動の制限を受ける直前3か月間の月平均売上高等 (年 月) 円

(ロ)最近3か月間の売上高等の実績見込み

$\frac{F-(C+E)}{F} \times 100$  減少率 % (実績)

E:Cの期間後2か月間の見込み売上高等 (年 月 ~ 年 月) 円

F:事業活動の制限を受ける直前3か月間の売上高等 (年 月 ~ 年 月) 円

「 番 号 」

令和 年 月 日  
申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)信用保証協会への申込期間 年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

(注)〇〇〇〇には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

(留意事項)

①本様式は、業歴1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用します。

②本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

③市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第2号  
イの規定による認定申請書(①-イ-(3))(例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

私は〇〇〇〇〇〇が、年 月 日から〇〇〇〇(注)を行っていることにより、下記のとおり同  
事業者との直接取引について売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じております  
ので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 〇〇〇〇〇〇に対する取引依存度 % (A/B)

A 年 月 日から 年 月 日までの〇〇〇〇〇〇に対する取引額等 円

B 上記期間中の全取引額等 円

3 売上高等

(イ)最近1か月間の売上高等

$\frac{D-C}{D} \times 100$  減少率 % (実績)

C:事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等 (年 月) 円

D:事業活動の制限を受けた直後3か月間の月平均売上高等 (年 月~年 月) 円

(ロ)最近3か月間の売上高等の実績見込み

$\frac{F-(C+E)}{F} \times 100$  減少率 % (実績見込み)

E:Cの期間後2か月間の見込み売上高等 (年 月~年 月) 円

F:事業活動の制限を受けた直後3か月間の売上高等 (年 月~年 月) 円

「 番 号 」

令和 年 月 日  
申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)信用保証協会への申込期間  
年 月 日から 年 月 日まで  
認定者名

(注)〇〇〇〇には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

(留意事項)

①本様式は、業歴1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用します。

②本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

③市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

様式第2-②

中小企業信用保険法第2条第5項第2号  
イの規定による認定申請書(②)(例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

私は〇〇〇〇〇〇が、 年 月 日から〇〇〇〇を行ったこと

(注)

に伴い、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 金融機関からの総借入金残高のうち、〇〇〇〇〇からの借入金残高の割合

\_\_\_\_\_  
% (A / B)

A 年 月 日の〇〇〇〇〇〇からの借入金残高 \_\_\_\_\_ 円

B 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 \_\_\_\_\_ 円

(注) 〇〇〇〇には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「金融取引の調整」等を入れる。

(留意事項)

①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。





中小企業信用保険法第2条第5項第2号  
 口の規定による認定申請書(①-ロ-③)(例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

私は〇〇〇〇〇〇が、年 月 日から〇〇〇〇(注)を行っていることにより、下記のとおり同  
 事業者との間接的な取引の連鎖関係について売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障  
 が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号口の規定に基づき認定されるようお  
 願いたします。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 〇〇〇〇〇〇に対する取引依存度 % (A/B)

A 年 月 日から 年 月 日までの〇〇〇〇〇〇に関連する取引額等 円

B 上記期間中の全取引額等 円

3 売上高等

(イ)最近1か月間の売上高等

$$\frac{D-C}{D} \times 100 \quad \text{減少率} \quad \%(\text{実績})$$

C:事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等 (年 月) 円

D:事業活動の制限を受けた直後3か月間の月平均売上高等 (年 月~ 年 月) 円

(ロ)最近3か月間の売上高等の実績見込み

$$\frac{F - (C + E)}{F} \times 100 \quad \text{減少率} \quad \%(\text{実績見込み})$$

E:Cの期間後2か月間の見込み売上高等 (年 月~ 年 月) 円

F:事業活動の制限を受けた直後3か月間の売上高等 (年 月~ 年 月) 円

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

(注)〇〇〇〇には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

(留意事項)

①本様式は、業歴1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用します。

②本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

③市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。



中小企業信用保険法第2条第5項第2号  
 の規定による認定申請書(①-ハ-1)(例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

私は〇〇〇〇〇〇が、 年 月 日から〇〇〇〇(注)を行っていることにより、下記のとおり売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号ハの規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 売上高等

(イ)最近1か月間の売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

減少率 % (実績)

A: 事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等  
 ( 年 月)

円

B: Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等  
 ( 年 月)

円

(ロ)(イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等

減少率 % (実績見込み)

$$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D} \times 100$$

C: Aの期間後2か月間の見込み売上高等  
 ( 年 月 ~ 年 月)

円

D: Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等  
 ( 年 月 ~ 年 月)

円

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

(注)〇〇〇〇には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

(留意事項)

①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第2号  
 の規定による認定申請書(①-ハ-②)(例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

私は〇〇〇〇〇〇が、 年 月 日から〇〇〇〇(注)を行っていることにより、下記のとおり売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号ハの規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 売上高等

(イ)最近1か月間の売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

減少率 % (実績)

A: 事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等

( 年 月) 円

B: 事業活動の制限を受ける直前3か月間の月平均売上高等

( 年 月 ~ 年 月) 円

(ロ)最近3か月間の売上高等の実績見込み

減少率 % (実績見込み)

$$\frac{D - (A + C)}{D} \times 100$$

C: Aの期間後2か月間の見込み売上高等

( 年 月 ~ 年 月) 円

D: 事業活動の制限を受ける直前3か月間の売上高等

( 年 月 ~ 年 月) 円

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

(注)〇〇〇〇には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

(留意事項)

①本様式は、業歴1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用します。

②本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

③市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第2号  
 の規定による認定申請書(①-ハ-③)(例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

私は〇〇〇〇〇〇が、 年 月 日から〇〇〇〇(注)を行っていることにより、下記のとおり売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号ハの規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 売上高等

(イ)最近1か月間の売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

減少率 % (実績)

A: 事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等

( 年 月 )

円

B: 事業活動の制限を受けた直後3か月間の月平均売上高等

( 年 月 ~ 年 月 )

円

(ロ)最近3か月間の売上高等の実績見込み

減少率 % (実績見込み)

$$\frac{D - (A + C)}{D} \times 100$$

C: Aの期間後2か月間の見込み売上高等

( 年 月 ~ 年 月 )

円

D: 事業活動の制限を受けた直後3か月間の売上高等

( 年 月 ~ 年 月 )

円

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

(注)〇〇〇〇には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

(留意事項)

①本様式は、業歴1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用します。

②本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

③市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

様式第3

中小企業信用保険法第2条第5項第3号  
の規定による認定申請書（例）

年 月 日

（市町村長又は特別区長） 殿

申請者

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

私は〇〇〇業<sup>(注1)</sup>を営んでいるが、〇〇〇〇<sup>(注2)</sup>の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

2 (1) 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

減少率 \_\_\_\_\_ % (実績)<sup>(注3)</sup>

A: 災害等の発生における最近1か月間の売上高等

円<sup>(注3)</sup>

B: Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等

円<sup>(注3)</sup>

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

減少率 \_\_\_\_\_ % (実績見込み)<sup>(注3)</sup>

$$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D} \times 100$$

C: Aの期間後2か月間の見込み売上高等

円<sup>(注3)</sup>

D: Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

円<sup>(注3)</sup>

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(注1)〇〇〇には、別表に掲げる業種名を入れる。複数の業種に属する事業を行っている場合は、主たる事業（売上高等が最大である事業）が属する業種名を入れる。

(注2)〇〇〇〇には、「災害その他突発的に生じた事由」を入れる。

(注3)複数の業種に属する事業を行っている場合、主たる事業が属する業種の減少率等と申請者全体の減少率等の両方を記入する。

(留意事項)

①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

様式第4-①

中小企業信用保険法第2条第5項第4号  
の規定による認定申請書（例）

年 月 日

（市町村長又は特別区長） 殿

申請者

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

私は、〇〇〇(注)の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

2 (1) 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

減少率 \_\_\_\_\_ %(実績)

A: 災害等の発生における最近1か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

B: Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

$$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D} \times 100$$

減少率 \_\_\_\_\_ %(実績見込み)

C: Aの期間後2か月間の見込み売上高等 \_\_\_\_\_ 円

D: Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(注)〇〇〇には、「災害その他突発的に生じた事由」を入れる。

(留意事項)

①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

様式第4-②

中小企業信用保険法第2条第5項第4号  
の規定による認定申請書(例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

私は、〇〇〇(注)の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

2 (1) 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

減少率 \_\_\_\_\_ %(実績)

A: 災害等の発生における最近1か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

B: 災害等の発生直前における月平均売上高等 \_\_\_\_\_ 円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

$$\frac{D - (A + C)}{D} \times 100$$

減少率 \_\_\_\_\_ %(実績見込み)

C: Aの期間後2か月間の見込み売上高等 \_\_\_\_\_ 円

D: 災害等の発生直前3か月間の売上高 \_\_\_\_\_ 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(注)〇〇〇には、「災害その他突発的に生じた事由」を入れる。

(留意事項)

- ①本様式は、業歴3か月以上1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用します。
- ②本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ③市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

様式第4-③

中小企業信用保険法第2条第5項第4号  
の規定による認定申請書(例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

私は、〇〇〇(注)の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

2 (1) 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

減少率 \_\_\_\_\_ %(実績)

A: 災害等の発生後における最近1か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

B: Aを含む最近3か月間の月平均売上高 \_\_\_\_\_ 円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

$$\frac{D - (A + C)}{D} \times 100$$

減少率 \_\_\_\_\_ %(実績見込み)

C: Aの期間後2か月間の見込み売上高等 \_\_\_\_\_ 円

D: Aを含む最近3か月間の売上高 \_\_\_\_\_ 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(注)〇〇〇には、「災害その他突発的に生じた事由」を入れる。

(留意事項)

- ①本様式は、業歴3か月以上1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用します。
- ②本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ③市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄

様式第5-(イ)-①

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ-①) (例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、〇〇〇〇(注2)が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)


※表には営んでいる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を全て記載(当該業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

減少率 %

A: 申込時点における最近3か月間の売上高等 円(注3)

B: Aの期間に対応する前年の3か月間の売上高等 円(注3)

(注1)本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

(注2)〇〇〇〇には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(注3)企業全体の売上高等を記載。

(留意事項)

①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。



## 様式第5-(イ)-②

## 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ-②) (例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

私は、〇〇〇業(注2)を営んでいるが、下記のとおり、〇〇〇〇(注3)が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

## 記

売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

主たる業種の減少率 %

全体の減少率 %

A: 申込時点における最近3か月間の売上高等

主たる業種の売上高等 円

全体の売上高等 円

B: Aの期間に対応する前年3か月間の売上高等

主たる業種の売上高等 円

全体の売上高等 円

(注1)本様式は、主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる業種)が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2)〇〇〇には、主たる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。

(注3)〇〇〇〇には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(留意事項)

①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄

様式第5-(イ)-③

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ-③) (例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、〇〇〇(注2)が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

(表)


※表には、指定業種であって、売上高等の減少が生じている事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

売上高等

(1) 前年の企業全体の売上高等に対する、上記の表に記載した指定業種(以下同じ。)に属する事業の売上高等の減少額等の割合

$$\frac{B-A}{D} \times 100 \quad \text{割合} \quad \%$$

A: 申込時点における最近3か月間の指定業種に属する事業の売上高等 円  
 B: Aの期間に対応する前年の3か月間の指定業種に属する事業の売上高等 円  
 D: Aの期間に対応する前年の3か月間の全体の売上高等 円

(2) 企業全体の売上高等の減少率

$$\frac{D-C}{D} \times 100 \quad \text{減少率} \quad \%$$

C: Aの期間の全体の売上高等 円  
 D: Aの期間に対応する前年の3か月間の全体の売上高等 円

(注1)本様式は、指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高等が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2)〇〇〇〇には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(留意事項)

- ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄

認定権者記載欄		

様式第5-(イ)-④

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ-④) (例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

私は、表に記載する業を営んでいるが、新型コロナウイルス感染症の発生の影響に起因して、下記のとおり、〇〇〇(注2)が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

(表)


※表には、指定業種であって、売上高等の減少が生じている事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100 \quad \text{減少率} \quad \underline{\hspace{2cm}} \quad \%$$

A: 申込時点における最近3か月間の売上高等                      円(注3)

B: Aの期間に対応する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期  
の3か月間の売上高等                      円

(注1)本様式は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者であって、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

(注2)〇〇〇〇には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(注3)企業全体の売上高等を記載。

(留意事項)

①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄

様式第5-(イ)-⑤

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ-⑤) (例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

私は、〇〇〇業(注2)を営んでいるが、新型コロナウイルス感染症の発生の影響に起因して、下記のとおり、〇〇〇〇(注3)が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A: 申込時点における最近3か月間の売上高等

B: Aの期間に対応する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期の3か月間の売上高等

主たる業種の減少率 %

全体の減少率 %

主たる業種の売上高等 円

全体の売上高等 円

主たる業種の売上高等 円

全体の売上高等 円

(注1)本様式は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者であって、主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる業種)が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2)〇〇〇には、主たる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。

(注3)〇〇〇〇には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(留意事項)

①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄

様式第5-(イ)-⑥

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ-⑥) (例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

私は、表に記載する業を営んでいるが、新型コロナウイルス感染症の発生の影響に起因して、下記のとおり、〇〇〇〇(注2)が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

(表)


※表には、指定業種であって、売上高等の減少が生じている事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

売上高等

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期の企業全体の売上高等に対する、上記の表に記載した指定業種(以下同じ。)に属する事業の売上高等の減少額等の割合

$$\frac{B-A}{D} \times 100 \quad \text{割合} \quad \%$$

A: 申込時点における最近3か月間の指定業種に属する事業の売上高等 \_\_\_\_\_ 円  
 B: Aの期間に対応する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期の  
 3か月間の指定業種に属する事業の売上高等 \_\_\_\_\_ 円  
 D: Aの期間に対応する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期の  
 3か月間の全体の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

(2) 企業全体の売上高等の減少率

$$\frac{D-C}{D} \times 100 \quad \text{減少率} \quad \%$$

C: Aの期間の全体の売上高等 \_\_\_\_\_ 円  
 D: Aの期間に対応する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期の  
 3か月間の全体の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

(注1)本様式は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者であって、指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高等が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2)〇〇〇〇には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(留意事項)

- ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄

様式第5-(イ)-⑦

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ-⑦) (例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、〇〇〇〇(注2)が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

(表)


※表には営んでいる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を全て記載(当該業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

売上高等

(イ)最近1か月間の売上高等

$$\frac{C-A}{C} \times 100$$

減少率                      % (実績)

A: 申込時点における最近1か月間の売上高等

円

B: Aの期間前2か月間の売上高等

円

C: 最近3か月間の売上高等の平均

$$\frac{(A+B)}{3} \times 100$$

円

(注1)本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合であって、業歴3か月以上1年3か月未満の場合に使用します。

(注2)〇〇〇〇には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(注3)企業全体の売上高等を記載。

(留意事項)

①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄

様式第5-(イ)-⑧

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ-⑧) (例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

私は、〇〇〇業(注2)を営んでいるが、下記のとおり、〇〇〇〇(注3)が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

売上高等

(イ)最近1か月間の売上高等

$$\frac{C-A}{C} \times 100$$

A: 申込時点における最近1か月間の売上高等

主たる業種の減少率	%
全体の減少率	%

B: Aの期間前2か月の売上高等

主たる業種の売上高等	円
全体の売上高等	円

C: 最近3か月間の売上高等の平均

$$\frac{(A+B)}{3}$$

主たる業種の売上高等	円
全体の売上高等	円

主たる業種の売上高等	円
全体の売上高等	円

(注1)本様式は、業歴3か月以上1年3か月未満の場合で、主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる業種)が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2)〇〇〇には、主たる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。

(注3)〇〇〇〇には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(留意事項)

①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄


様式第5-(イ)-⑨

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ-⑨) (例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、〇〇〇(注2)が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるよう

記

(表)


※表には、指定業種であって、売上高等の減少が生じている事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

売上高等

(1)最近3か月間の企業全体の売上高等の平均に対する、上記の表に記載した指定業種(以下同じ。)に属する事業の最近1か月間の売上高等の減少額等の割合

$$\frac{C-A}{(D+E)/3} \times 100$$

割合 \_\_\_\_\_ %

A: 申込時点における最近1か月間の指定業種に属する事業の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

B: Aの期間前2か月の指定業種に属する事業の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

C: 最近3か月間の指定業種に属する事業の売上高等の平均 \_\_\_\_\_ 円

$$\frac{A+B}{3}$$

D: Aの期間に対応する企業全体の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

E: Bの期間に対応する企業全体の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

(2)企業全体の売上高等の減少率

$$\frac{F-D}{F} \times 100$$

減少率 \_\_\_\_\_ %

F: 最近3か月間の企業全体の売上高等の平均 \_\_\_\_\_ 円

$$\frac{D+E}{3}$$

(注1)本様式は、業歴3か月以上1年3か月未満の場合で、指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高等が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2)〇〇〇には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(留意事項)

①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。



認定権者記載欄


様式第5-(口)-①

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(口-①) (例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者  
住 所  
氏 名 (名称及び代表者氏名)

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)


※表には営んでいる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を全て記載(当該業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

①原油等の仕入単価の上昇(注2)

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100$$

E: 原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価

e: Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価

上昇率	%
	円(注4)
	円(注4)

②原油等が売上原価に占める割合(注2)

$$\frac{S}{C} \times 100$$

C: 申込時点における最新の売上原価

S: Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格

依存率	%
	円(注4)
	円(注4)

③製品等価格への転嫁の状況(注3)

$$\frac{A}{B} - \frac{a}{b} = P$$

A: 申込時点における最近3か月間の原油等の仕入価格

a: Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の仕入価格

B: 申込時点における最近3か月間の売上高

b: Bの期間に対応する前年3か月間の売上高

P=	
	円(注4)
	円(注4)
	円(注4)
	円(注4)

(注1)本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

(注2)上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

(注3)P>0となっていること。

(注4)申請者全体の値を記載。

(留意事項)

①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

様式第5-(口)-②

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(口-②) (例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

私は、〇〇〇業(注2)を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

①原油等の仕入単価の上昇(注3)

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100$$

E: 原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価

e: Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価

主たる業種に係る上昇率	%
全体に係る上昇率	%
主たる業種に係る平均仕入れ単価	円
全体に係る平均仕入れ単価	円
主たる業種に係る平均仕入れ単価	円
全体に係る平均仕入れ単価	円

②原油等が売上原価に占める割合(注3)

$$\frac{S}{C} \times 100$$

C: 申込時点における最新の売上原価

S: Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格

主たる業種に係る依存率	%
全体に係る依存率	%
主たる業種に係る売上原価	円
全体にかかる売上原価	円
主たる業種に係る仕入れ価格	円
全体に係る仕入れ価格	円

③製品等価格への転嫁の状況(注4)

$$\frac{A}{B} - \frac{a}{b} = P$$

A: 申込時点における最近3か月間の原油等の仕入価格

a: Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の仕入価格

B: 申込時点における最近3か月間の売上高

b: Bの期間に対応する前年3か月間の売上高

主たる業種に係る転嫁の状況 P=	
全体に係る転嫁の状況 P=	
主たる業種に係る仕入れ価格	円
全体に係る仕入れ価格	円
主たる業種に係る仕入れ価格	円
全体に係る仕入れ価格	円
主たる業種に係る売上高	円
全体に係る売上高	円
主たる業種に係る売上高	円
全体に係る売上高	円

(注1)本様式は、主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる業種)が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2)〇〇〇には、主たる事業が属する指定業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。

(注3)主たる業種及び申請者全体の原油等の仕入単価、売上原価、原油等の仕入価格を記載。上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

(注4)主たる業種及び申請者全体の原油等の仕入価格、売上高を記載。P>0となっていること。

(留意事項)

①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄

様式第5-(口)-③

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(口-③) (例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者  
住 所  
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。(表)


※ 表には、指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

① 上記の表に記載した指定業種(以下同じ。)に係る原油等の仕入単価の上昇(注2)

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100 \quad \text{上昇率} \quad \%$$

E: 指定業種に係る原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価 \_\_\_\_\_ 円

e: 指定業種に係るEの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価 \_\_\_\_\_ 円

② 全体の売上原価のうち指定業種に係る原油等の仕入価格が占める割合(注2)

$$\frac{S}{C} \times 100 \quad \text{依存率} \quad \%$$

C: 申込時点における最新の全体の売上原価 \_\_\_\_\_ 円

S: Cの売上原価に対応する指定業種に係る原油等の仕入価格 \_\_\_\_\_ 円

③-1 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況(注3)

$$\frac{A1}{B1} - \frac{a1}{b1} = P1 \quad P1 = \underline{\hspace{2cm}}$$

A1: 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 \_\_\_\_\_ 円

a1: A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 \_\_\_\_\_ 円

B1: 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る売上高 \_\_\_\_\_ 円

b1: B1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る売上高 \_\_\_\_\_ 円

③-2 全体に係る製品等価格への転嫁の状況(注3)

$$\frac{A1}{B2} - \frac{a1}{b2} = P2 \quad P2 = \underline{\hspace{2cm}}$$

A1: 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 \_\_\_\_\_ 円

a1: A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 \_\_\_\_\_ 円

B2: 申込時点における最近3か月間の全体の売上高 \_\_\_\_\_ 円

b2: B2の期間に対応する前年3か月間の全体の売上高 \_\_\_\_\_ 円

(注1)本様式は、指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことによって認定基準を満たす場合に使用する。

(注2)上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

(注3)P1>0、かつ、P2>0となっていること。

(留意事項)

①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第  
6号の規定による認定申請書（例）

年 月 日

（市町村長又は特別区長） 殿

申請者

住 所

氏 名 （名称及び代表者の氏名）

私は〇〇〇〇〇〇が破綻金融機関等となったことに伴い、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていますので、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 〇〇〇〇〇〇に対する借入

年 月 日から 年 月 日までの〇〇〇〇〇〇に  
対する借入額

円

（注）〇〇〇〇〇〇には、金融機関の名称を記入する。

（留意事項）

- ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の  
規定による認定申請書（例）

年 月 日

（市町村長又は特別区長） 殿

申請者

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

私は〇〇〇〇<sup>(注1)</sup>が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 金融機関からの総借入金残高のうち、〇〇〇〇からの借入金残高の占める割合

%(A/B)

A	年	月	日の〇〇〇〇からの借入金残高	円
B	年	月	日の金融機関からの総借入金残高	円

2 〇〇〇〇からの借入金残高の減少率  $\%((D-C)/D \times 100)$

C	年	月	日の〇〇〇〇からの借入金残高	円
D	年	月	日(Cの前年同期を記入のこと)の〇〇〇〇からの借入金残高	円

3 金融機関からの総借入金残高の減少率  $\%(F-E)/F \times 100)$

E	年	月	日の金融機関からの総借入金残高	円
F	年	月	日(Eの前年同期を記入のこと)の金融機関からの総借入金残高	円

(注1)〇〇〇〇には、経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている金融機関の名称を記入すること。

(注2)申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び〇〇〇〇からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。

(留意事項)

①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。



## Ⅳ 関係機関・団体等一覧

### <県庁等関係課(所)>

関 係 機 関 名	電 話 番 号
大 分 県 商 工 観 光 労 働 部 経 営 創 造 ・ 金 融 課	097(506)3226
〃 東 部 振 興 局	0978(72)0857
〃 中 部 〃	097(506)5727
〃 南 部 〃	0972(22)9073
〃 豊 肥 〃	0974(63)1291
〃 西 部 〃	0973(23)5739
〃 北 部 〃	0978(32)1373
大 分 県 産 業 科 学 技 術 セ ン タ ー	097(596)7100
( 公 財 ) 大 分 県 産 業 創 造 機 構	097(533)0220

### <大分県信用保証協会>

関 係 機 関 名	電 話 番 号
総 務 部 企 画 情 報 課 ( 保 証 対 象 業 種 な ど )	097(532)8348

### <商工会>

関 係 機 関 名	電 話 番 号
大 分 県 商 工 会 連 合 会	097(534)9507
西 国 東 商 工 会	0978(53)4320
姫 島 村	0978(87)3026
国 東 市	0978(72)2000
杵 築 市	0978(62)2539
日 出 町	0977(72)2232
野 津 原 町	097(588)0101
由 布 市	097(582)0094
佐 伯 市 番 匠	0972(46)0402
佐 伯 市 あ ま べ	0972(33)0217
野 津 町	0974(32)2389
豊 後 大 野 市	0974(22)1193
九 州 ア ル プ ス	0974(76)0151
九 重 町	0973(76)2424
玖 珠 町	0973(72)1211
日 田 地 区	0973(57)2976
中 津 市 し も げ	0979(54)2073
宇 佐 両 院	0978(44)0381

<商工会議所>

関 係 機 関 名	電 話 番 号
大 分 商 工 会 議 所	097(536)3131
別 府 "	0977(25)3311
中 津 "	0979(22)2250
日 田 "	0973(22)3184
佐 伯 "	0972(22)1550
臼 杵 "	0972(63)8811
津 久 見 "	0972(82)5111
竹 田 "	0974(63)3161
豊 後 高 田 "	0978(22)2412
宇 佐 "	0978(33)3433

<その他関係機関>

関 係 機 関 名	電 話 番 号
大 分 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会	097(536)6331
ジ ェ ト ロ 大 分	097(513)1868
中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構 九 州 本 部	092(263)1500



令和7年4月「融資事務の手引き」

編集・発行 大分県商工観光労働部経営創造・金融課  
大分県大分市大手町3丁目1番1号  
電話097-506-3226 FAX097-506-1882  
e-mail : a14040@pref.oita.lg.jp  
HP : <http://www.pref.oita.jp/soshiki/14040/>